

特26
995



國史新編

南洋編纂局編纂

伯翁東久世通海閣下題辭

明治
44. 1. 7
丙寅



朕惟フニ我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ徳ヲ樹ツルコト深厚ナリ我カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一ニシテ世世厥ノ美ヲ濟セルハ此レ我カ國體ノ精華ニシテ教育ノ淵源亦實ニ此ニ存ス爾臣民父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ朋友相信シ恭儉己レヲ持シ博愛衆ニ及ホシ學ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ智能ヲ啓發シ徳器ヲ成就シ進テ公益ヲ廣メ世務ヲ開キ常ニ國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ是ノ如キハ獨リ朕カ忠良ノ臣民タルノミナラス又以テ爾祖先ノ遺風ヲ顯彰スルニ足ラン斯ノ道ハ實ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民ノ俱ニ遵守スヘキ所之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ中外ニ施シテ悖ラス朕爾臣民ト俱ニ拳拳服膺シテ感其徳ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ

明治二十三年十月三十日

御名 御璽

道

道

蔵書



序

奎運いよく、開けて圖書の刊行日に月に盛んに、殊に輓今百科字彙辭典の類續々出づると洵に慶賀すべし。されど既刊字彙辭典の其多くは徒らに容積の大是れ尙び、其内容の一半は、不急の文字——即ち故事の拾集、事物の縁起沿革など。

○序

部閑人の参考には頗る有益なるかも、却て一般國民の實用には、寧ろ迂濶の嘆を遣れず。是れ爰に一般的百科全書刊行の所以にして、本書の主とする處は、社會百般の學術技藝より法律規則に至るまで凡そ一般國民の必ず知るを要する事柄は、巨細高卑雅と無く俗と無く、殆んど之れを羅して以て實用的知識を速成するにあ

り。素より一般向きとして簡易通俗、且つ廉價を旨としたれば、記す處摘要に止まり、他の浩瀚なる辭典類に比しては、或は詳を欠くの憾なからずも、務めて冗を省き文を簡にしたれば、内容は實に百科に亘りて、諸君日常必須の要項は粗ぼ之を具備して、其一斑を窺ふべく。尙ほ他の辭典の体に倣はず、各科各目に分ち

(四)

て順次編述したれば。また索引の煩なし。
即ち國民一般殊に青年諸君机右の友とし
て、將た顧問として、蓋し便益尠少な
ざるを信ず矣。

發行者 謹識

國民百科全書目次

(第一編)

(一)	修養	一
(二)	齊家	一七
(三)	政治法制	二三
(四)	地方自治	三一
(五)	教育	三三
(六)	經濟	三六
(七)	農業	四四
(八)	工業	四八

(九)	商	業	五〇
(一〇)	歷	史	五一
(一一)	地	理	五七
(一二)	宗	教	八八
(一三)	兵	事	八九
(一四)	天	文	一一一
(一五)	地	文	一二五
(第一編)				
(一六)	和洋禮式	一
(一七)	生花	八
(一八)	茶之湯	一五

(一九)	謠	曲	二二
(二〇)	盆	裁	二四
(二一)	盆	石	二七
(二二)	園	藝	二八
(二三)	室內裝飾	三〇
(二四)	生理衛生	三一
(二五)	簡易療法	五一
(二六)	育兒	五七
(二七)	婚禮諸式	六七
(二八)	美身術	七二
(二九)	化粧法	七八
(三〇)	服裝心得	八一

目次

(三一) 旅行案内……………八三
 (三二) 交際術……………九三
 (三三) 談話法……………九五
 (三四) 演說法……………九七

(第三編)

(三五) 習字速成術……………一
 (三六) 文章速成術……………一
 (三七) 繪畫……………一四
 (三八) 速算法……………一九
 (四九) 英語早學……………二五
 (四〇) 朝鮮及支那語……………四四

(第四編)

(四一) 簿記學……………四九
 (四二) 速記……………五一
 (四三) 漢詩……………五五
 (四四) 和歌……………五八
 (四五) 俳句……………六五
 (四六) 新體詩……………八三
 (四七) 擊劍……………一
 (四八) 柔術……………三
 (四九) 馬術……………九
 (五〇) 弓術……………二

(六一)	喜	劇	六
(六一)	風	琴	五
(六〇)	月	琴	五
(五九)	篠	笛	五
(五八)	尺	八	五
(五七)	琵琶	琴	四
(五六)	淨	瑠	三
(五五)	劍	舞	三
(五四)	將	基	二
(五三)	園	基	二
(五二)	水	術	一
(五一)	鏡	獵	一

(六三)	福	引	六
(六四)	骨	牌	六
(六五)	酒席遊藝	藝	六
(六六)	家庭遊戲	戲	七
(六七)	西洋奇術	術	七
(六八)	寫真術	術	八
(六九)	玉突	突	九

(第五編)

(七〇)	致富捷徑	徑	一
(七一)	成功秘訣	訣	三
(七二)	貯金運用	用	一〇

(七三)	株式利用	一二
(七四)	期米相場	一五
(七五)	就職案内	一八
(七六)	學校案内	二三
(七七)	男女内職	二五
(七八)	九星	三四
(七九)	方位	三六
(八〇)	觀相	三七
(八一)	易占	四四
(八二)	鍼灸	四九
(八三)	催眠術	五〇
(八四)	各種製造法	五七

(八五)	日本料理	六一
(八六)	西洋料理	七九
(八七)	菓子製法	九〇
(八八)	年中行事	一〇〇

(第六編)

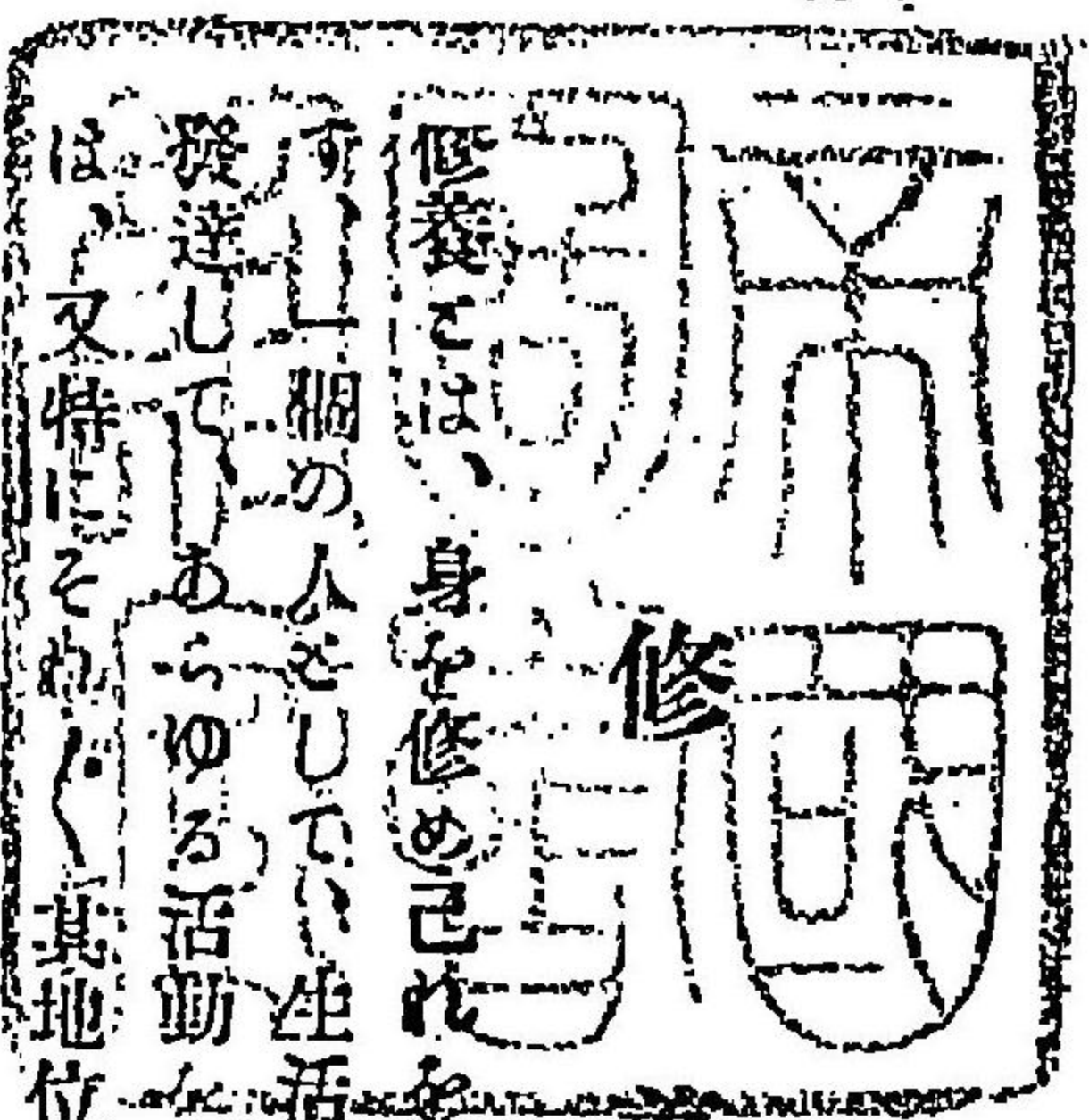
(八九)	憲法	一
(九〇)	刑法摘要	一一
(九一)	民法摘要	二二
(九二)	商法摘要	三〇
(九三)	訴訟法摘要	三六
(九四)	警察令	五九

(九五) 戶籍法摘要……………六五
 (九六) 登記法摘要……………六九
 (九七) 諸 稅 法……………八五
 (九八) 郵便電信規則……………一三三
 (九九) 貸 借 心 得……………一五六
 (一〇〇) 諸願届書式……………一六〇

目 次(終)

國民百科全書 (第壹編)

尙文館編輯局編纂



修養とは、身を修め己れを養ふことなり。身といひ己れといふも、單に肉体を指すにはあらず。一國の人をして生活せる自己主體の稱にして、即ち個人としては身体精神共に健全に發達してあらゆる活動を營む上に支障なきやう常に修養すべく、諸種の社會の一員としては、又特にその地位境遇に應じて必要な鍛練琢磨を経ざる可らず。蓋し修養、必ずしも師に就き書を繙きてのみ得らるべきにあらず、寧ろ實際生活上の問題に關しては、これを自己の經驗にたづね、又我と我が思考を繞りして、始めて遂げ得ること多し。而かも常に

○第壹編 修 養

(一)

名士大家の高論卓説に接して、省慮に資することの必要は云ふまでもなし。左に修養に關する當代大家諸氏の高説を録して、讀者の參考に資す。

修養に就て

文學博士 三宅雄次郎君

修養と云ふ語が頻りに使はれるが、もと如何なる事を云ふのか、少しく明白を缺いで居る坐禪したり。基督教の聖書を讀んだりするのも修養と云ふ事になつてゐる。が一般に魂を据ゑるところか物事に動せぬとか、困難があつても煩悶せぬとか云ふやうな事を指して居るらしい。乃ち此煩雜なる世の中を乗り切つて行く、ビク／＼せぬ、如何なる妨害が起つても、之に打ち勝つて行かうとする爲の準備と云ふ意味になつて居る。が之れを英語に直せばどうなるか修養と云へば先づカルチユアに當る、カルチペーションにも當る。併しまたヂシプリンを意味せぬでもない。膽力を練る方から言へば、ヂシプリンである。カルチユアとなると紳士の修むべき事を修め世能人情に通じ、誰と交際しても人に不快を與へるやうな事のないのを言ふのである。政治、實業などに平生携はつて居る外、繪畫でも音楽でも、乃至、源氏物語、

八犬傳、或はセーキスピア、ゲーテと云ふやうな、普通人の賞美する所のものは一通り心得て、之を話しの中に交へるに差支へない位な事を要する。時としては或る一節を節面白く語つて然るべき場合もある學術上の事でも、重なる題目は一通り理解し得るやうになつて居らねばならぬ、別段物知り振るでなく、高尚ぶるではなく、時の文明に相當なる言行を爲すべきである。これ所謂セントルマンとしての修養の一端である。がまた修養と云ふと、斯かる例の事ではなく、世の荒波を乗り切つて何等か事業を爲すに堪へるやうに身を鍛練するにあると云ふのもある。さうなつて居るのは、それは宜い。さる修養を念として居る者は、概して學生である。而も高等教育を受けて居る學生である、教場下種々様々の事を習つて居る。世間の平均以上の智識を得て居るのである。その憂ふる所は智識の分量よりも、寧ろ卒業後職業に従事する上にある。前途暗澹たる有様である。希望もあるが恐怖もある。愉快に思へば愉快さうであるが、心配すれば心配である。そこでどうかして膽玉を固め、艱難辛苦にビクともせぬやうになる事を努めるのが宜い。昔から人の善いとしつ所のものを修めるのが宜い或は偉人豪傑の傳を讀むのも宜い。けれども之等は要するに型である。眞劍勝負に臨んで果

して役に立つかどうかは疑はしい。然し型を知るものは知らぬに優つて居る。優つて居るが型ばかりでは覺束ない。成る可く實地に當つて見るやうにすべきである。従つて學校だけでは眞の修養の出來べきではない。世間に交はつて、いろいろ困難に揉まれる間に修養が積み重なるのである。

失敗時の修養

法學博士

新渡邊稻造君

物の實跡はなかく、局外の人にも穿ち得ないもので、外には失體或は失敗恥辱或は愚鈍と見ゆるものでも其裏には却つて幸福の種を包むて居る事が澤山ある。我々が古人の傳を讀むて、現在一世に活動して居る人の實談を聞いても世の所謂失敗と稱する境遇に陥た時に如何なる心懸けして再びやり直しをしたか、その時の思想と實行とを聞く程面白い事はない、得手に帆をあげる事は誰にでも出来る、然るに不意に逆風に遭遇した時如何に揖を取つたか、此處が一番の聞き處である。而してかくの如き經驗を経た人は必ず失敗なるものは彼が爲に、成功のあたへ難き教訓を與へたといふに違ひない。我輩が此雜誌の紙面に於ても既に二三回

引用したと思ふが幾度聞いても意味深きゲーラの言葉に富を失ふものは再び努力してこれを回復するを得べし、名譽を失つたものは謹慎以てこれを再び得ん、勇氣を失つたものは再び立つを得ざるべしと、心に再び氣さへあつたなら事業に失敗して破産をしやうが再び之を得るの望みがある。自ら過ちなきに冤罪を受けたものはいふ迄もなく、自から過ちあつて名譽を失つたものさへもう之を補ふ道は必ずある。世の中は七轉八起、これたゞ勇氣あればとて二度の失敗に勇氣が挫けて手も足も出ない者のみ失敗して心身を殺さしむるものである。かく思つたならば所詮失敗なるものも我々が向上の器具たるに過ぎぬ。譬へていはゞ武器の如きものだ。その使用法をあやまればわれを殺す道具となるし、あやまらなければ敵を殺すの器械となる。我々はよろしく失敗以上の人間となつて失敗そのものを自由勝手に使用し廻す程になり度いなものだ。新約全書にも教へてある。天若し我が欲する事をあたへざれば我が望みをしばし反覆して我が熱心を以て天の心を動かすべしと。天我に薄くするに福を以てすれば吾々が徳を厚うして以て之れ返へむ。天我を勞するに形を以てすれば吾々が心を逸して以て天を補はむ。天我を跪すに遇を以てすれば吾々が道を享して以て之を通せむ。

(六)
天且つ我を奈何せむや。かくの如き決心を以て世を渡つたならば失敗が道をあやまつて我々の足下に來たならば彼等をとらへて向上の器具としやう。これでこそ始めて山櫻の實を實現したる國民といふべき者であらう。

富貴必しも幸福ならず

村上文學博士

人間の運不運と云ふことに就て、世上は樞門富貴の家に生れたるものを幸運だと言つて之を羨むの風がある、これは一般の人情であつて、私も初めさう云ふ處の子弟の境遇を羨むたものであつたが、結局何故幸運なのかと突詰めて見れば、金が自由になつて衣食住に贅澤が出来ること云ふことに歸する。これ果して人の羨むやうな幸運であらうか。
私どもは最貧の家に生れて、學門金などは無論貰へなかつた。吾々の青年時分には今日と違つて學校の設けとてもない、唯だ有名な學者を訪ねて修業したものであるが、當時私は貧ふとも出來ねば着ることも出來ない境遇で非常に困難をした、そこでたゞ飯を食とが出來てさうして着物を着ることが出來、其上講義が聽かれたならば人間最上の幸運兒だ、然るに自分

にはそれが出來ないで悔むで居つた、其時或處に塾があつて、十五六人の學生が居た。私もそこに行つたが、衣食の費を自ら給することが出來ないので、先生に懇願して飯焚き男に使つて貰ひそこで食はせて貰つて講義を聽くことが出来るやうになつた。當時生徒の中にも種々な人が居た、中には常に絹物を着け、遊興費にも少なからぬ金を費し非常な贅澤をして居る者もあつた。然るに今日となつて見れば私が飯を焚いて食はせた人達は殆ど何事にも成功せず、に死んで了つて居る、随分出來る人もあつたが、然るに金あつたのが却て害になつて仕上げが出來なかつた、して見れば當時私が不運だと思つて居た貧乏は却つて私の爲には幸福となり、羨まれた他の人の幸運なるものは却つて其人の不幸の原因となつたと言はねばならぬ。

腦力利用の脩養

前文部次官

澤柳政太郎氏

精神的勞力の害用——例へば洵に詰らぬ事に怒る、其の爲の自から苦しみ悶へ、而して他を怨むといふが如きは是れである。怒る事は宗教上では勿論。道徳上でも昔から深く諷つてある。中には最も解り易いやうに之を實利上から諷めた教訓などもある、若し精神が平衡を失

へば、所謂快々として樂ます、仕事を爲るも不愉快を感じ、間違ひを起し易く、又た思ふほど運び兼ねる。斯の如きは精神の力を消耗すること非常であると云はなければならぬ。昔から「噴嚏の炎で身を焼く」といふことがあるが、それには單に有形の力ばかりでなく、無形（八）の力を含んで居る然らば人が怒るのは自然の結果で之を避けることは出来ないものかといふに、左様でない例へば人が無禮な振舞をする。又は失敬な事をいふ。乃で怒る併し茲で一つ思ひ返して彼れは洵に憫むべき者であると覺つて見れば、強ち怒るにも當らぬ。怒らずに済む。人生怒る可き理由に打つ突かることは屢々あるけれども、修養の積み次第、必ずしも怒らずに事を済ますことは出来ぬことは無い。更に、事に失望し落膽する、是れが又た精神の力を消耗することは一通で無い。失望し落膽すれば、事を爲すに勇氣を缺き、自からの不運を啣ち、人の情無きを怨むやうになる。失望や落膽も偶然に起るものでは無く、必ず或る困難に遭遇したとか何かの障害の爲めの躓いたとか、或は失敗の結果などである。此等の場合には何うしても失望落膽せぬ譯には行かぬかといふに、決して左様では無い。成程此等の事柄は失望落膽の理由とはなるが、之を以て必ず失望しなればならぬ、落膽しなれば

ならぬといふのは、間違ひである。のみならず、世には「廉敗する毎に勇氣百倍す」とか「艱難汝を玉にす」とかいふ言葉もあつて却つて困難や失敗を幸福視する場合すらある。故に之を有形の社會に喩へて見れば或は廢物の利用、或は未發の利源の開拓などに當て籍を考ふる事が出来る、往時コールドの利用が未だ解らなかつた時には、唯だ厄介な物として之を打棄るの外なかつたが一度利用の法解り塗料や染料に用ひらるゝに至つて非常に利益を生ずる事となつたと同じく、困難でも失敗でも、之を巧みに利用さへすれば、禍を福に轉ずることも出来る、全體、社會に廢物なるものは多くある可き筈が無い、其の是れあるのは、未だ利用の方法を知らぬからである、艱難とか失敗とかも、宗教で所謂神の攝理で、若し果して艱難が人を玉にするならば、其艱難は大に歡迎すべき艱難であつて決して忌み嫌ふべきで無い。併し精神の力を利用することを知らぬ人に取りつてはそれが世俗の所謂艱難となつて了ふ之に反して、精神の力を利用することを知つて居る人は、艱難に遭遇して益々奮發する、奮發して禍を福とする、斯なれば其艱難は始めから不幸視すべきものでは無つたのである。

都會と精神

文學博士 遠藤隆吉君

▲都會の生活が人間の精神に及ぼす影響を個條分けにして話をしよう第一に都會は地理的關係に支配される言ふ迄もなく人間は一刻も地面を離れる事の出来ぬ動物なのだから或土地を足溜として其處に都會といふ團體が成立する譯である尤も交通機關が餘り發達すると都會の住民も田舎に別荘を造へたり避暑遊寒の旅行をしたり必ずしも一地方に拘束されないといふ事もあるが普通まづ土地の氣候風土其他外圍の境遇によつて影響されるものと見て可い。

▲第二に一種の精神——個人とは離れて都會に特別の精神といふものがある例へば輿論とか倫理慣習風俗などは如何なる個性の人たるを問はず不知不識その行爲を支配して行く。

▲第三に夾雜といつて種々な人が入交つてゐる従つて近所同士の交際さへ甚だ疎い新らしく人が引越して來て蕎麥を配るごんな人から呉れたのかも知らずに喰べて了ふ翌朝になつても先方から必ずしも挨拶に來るのでもなし此方から禮にも行かない畢竟風俗習慣の違つた諸國の人が雜居してゐるから氣心を解し合ふ事がないからだ従つて都會人は調和協同の精神に乏

しい一揆などを起すのは統計上却つて田舎者に多い。

▲第四に人口稠宿の爲め家屋と庭園も至つて狭い中には間借をして一家族が生活してゐる都會の住所に自己の印象を止める事は六つかしい事だ都會の人が一所に尻が落着かず手輕に引越して歩くのもその爲である。

▲第五に人口の密度大なる爲め人と人との接觸が盛んで殊に關西地方は市街の幅も狭く向側と此方側と日除をおもひにして窓と窓とで話してゐる事も珍しくない此結果各自、自分の考をすん／＼發表する田舎の人の様にむつ／＼してゐない善く言へば進取の氣象に富むのだが悪く言へば餘り無遠慮に自由思想を振廻す嫌がある都會の人は又感情の變化が自由な代り甚だ淡泊だ多くの人と絶えず接觸するので泣いた後で直ぐ笑ふ怒る感情がいつも當意即妙的である田舎の人は仲々そんな甘い譯には行かぬ何つても一つ感情に停滯して動かない。

▲第六に道路が平坦で人馬の交通も劇しいし富の力も自由なのに任せて道路を修造する、路が善いと自然外出が苦にならぬから人々は益社交的になる。

▲第七に家屋櫛比し大小様々な形狀構造を有つた建物が並んでゐる澤山見る中には眼が肥

て来るから都會の人は家に對しての趣味批評眼が仲々達してゐる何も美學の原理を心得てゐる譯でないが店を建るにしても住居を作るにしても狭い所へ無駄のない氣の利た家造を爲る。

▲第八に家屋のみならず凡ての方面に於て變化に富む様な新事物新事件刻々に眼前を過つて暫くも止らず其極都會の人は氣に落着きといふものが無く神經的ヒステリーのなつて田舎の人の様なおつとりしつ所へ乏しい又同様な理由から都會人は傳説的でない言換へれば習慣を重んじない田舎の人は真正直に昔の習慣の儘を行つて行くが都會の人は年を老つて金でも出來た閑人が道樂に節句とか茶の湯とか昔の禮式作法などを行つて見る丈である迷信にして社參佛參御籤占斷凡て虚榮に非ずんば好奇を満足する爲に行る場合が少くないと思ふ。

▲第九に他の都會に對して地理的關係を有つてゐる政治の中心たる都會が自然勢力の中心となるのは言ふ迄もない事だが之に對して近傍の都會はその影響を受けて一に之を摸倣し之に反して之に遠い都會は却つて獨立の發達を遂げて行く事實である。

▲第十に都會には都會成立の特別な條件がある例へば産業の狀態風俗習慣山河自然の形勢等が是で其住民の精神氣質に及ばず影響も異なるのは勿論である。

▲斯様にして都會の住民は境遇の支配を受けて日に増し神經的になり精神的墮落に陥る傾向がないでもない、之に對する救済策としては公園其他遊覽の地を澤山作つて狭苦しい街衢の中に醒醒する都人の氣を潤く爽かにする事も一法であるし盛に意志教育に努めて鞏固な意志を以て複雑な生活狀態に處して行く工夫を講ずる事も必要である。

實利以外の修養

前田文學博士

庭前に松樹の二三本を植ててそれに唐竹の四五本も添てあれば、煎茶式の氣の利いたのもあるが更に石の三ツ四ツも置いてあると一層趣きも添へる。その石は實は有ても無くても宜いものだが、この有ても無くても宜いと思ふ拾石のあるために松や竹が活きて來るのである。

繪畫でも寫眞でも其通りで、單に人物が畫いてある寫してあるといふだけでは、如何に上手に畫いてあつても如何に良く寫してあつても、其人物に光彩がない。けれども其傍に木の一本

も添へてあるか或は山水のやうなものが後に見れて居るとかいふと、其の書いてあり寫してある人物に非常な光彩を生じて来る。これが所謂背景といふものである。

人間も矢張りその通りで、捨石が無くては値打がない、背景を有つて居らぬと品位がない、然るに近頃の人は何うも此捨石や背景を有て居る人が比較的少いやうである、例へば或専門の學科を修めて相應に研究を積で居るといふ人でも、此背景のない人が多い。夫の大學を卒業した者なずは學問の方からいへば、一通りのとは出来たと言つて宜のだが、それに捨石となければ背景もないために其學問を適當の場所に用ふる時には用にも足り間にも合ふが、其人物を遠くから眺めた所では何うも一種人を射るやうな品格がない。

例へば又近頃の書家や畫家にして、畫を描くといへばそれだけで落款を書かしても話にならぬやうなものを書く、字を書くといへば又それだけで詩や文章の出来るものは少い、教育家といひ宗教家といふ者でも、兎角そんな風が多い。

是は何からさう云ふことになつて来たかといふと、やはり實利主義で、現在間に合ふことで無ければならないと云ふやうな考から、さうなるのであらうと思ふ、斯様に現在直ぐ様自身

の上直接利益を獲やうと云ふやうな卑近の考を有つて居るのでは迎も立派な人間になることは出来ないであらう。

先達も或書物を讀んだ所が、明の人であるが「我獨り天地間の一人たる能はざらんや」といふことがあつた。……一寸考へると體が幾ら閑でも、食ふ物は碌に食へず、着る物も碌に着られず、乞食同様では何にもならぬのでは無いかと云ふやうなことを言ふ人が人間には多い、けれども今日世界の奴等が朝から晩まで所謂實利主義で、現在直接の利益を獲やうと思ふて騒いで居る中に立つて自身獨り朝から晩まで年が年中まづい物を食つても遊んで居ると云ふことが出来るか出来ないか、それが出来ない人間ならばそれはやはり凡夫である、それが出来る位の間人ではないと云ふと、前に言つたやうに捨石を有る背景を有つと云ふことは出来ない。

閑人となるといふことは、或側からいふと實に英雄でなければ却々出来ない話である、自身^〇の命^〇までも死^〇んだ^〇時^〇には金^〇にし^〇や^〇うと云^〇ふや^〇うな考^〇で生命^〇保^〇險^〇に入ると云^〇ふや^〇うな者^〇では、迎も立派な大人物になることは出来ないであらう。今日の青年が兎角東京に居りたがる、何

でも東京に喰付いて居つたら善いことがあらうと思ふて東京にばかり居りたがる。それ等は極く詰らぬことでやはり遠大の考が無い、早く自身が宜いことをしやうと云ふやうな小さな考であるからさうなるのである。一つ海外にでも出て行つて、人の知らぬ間に吃驚するやうな大仕事をしやうと云ふやうなことの出来ないのは當然である。

道德觀念の修養

長谷場純孝氏

人間は生きてゐる以上は麴麩の必要なことは云ふまでもない、食はずして仕事をする事は出来ぬ、然し動もすれば拜金宗と云ふことを新聞などに書く金の貴い事は云ふまでもなく分り切つた事で、如何に大なる志を持つてゐても、其志を達するには相當の金が入る、けれども人間には金よりも更に貴いものがあるそれは云ふまでもなく道義の觀念に外ならぬ、此の道義を重んじて着々心に思ふことを行へば、金と云ふものは自然に生じ、來るに相違ない、金があつたら仕事をしやうと云ふよりも、己れの觀念を確實にして金を得る途を拵らへ、道義に基いて生じた金を以て仕事をするると云ふ風でなければならぬ、唯金をへれば自分は何

んでも遣ると云ふ空想を懐くのは實に此上もない誤である。

金と云ふものは誰の金と銘を打つたものはない、諸君が金を持ちたいと考へたならば、諸君は自分の信念を正しくさへすれば、金は諸君の身邊に來るものである。

然し世間では動もすれば先づ何もせず居て、金をへればと云ふやうな空想を懐く、諸君の中には理學者たらんとするものもあれば政治家たらんとするものもあらう、又實業家工業家とならんとするものもあらう、それ／＼年を経るに隨つて盛々其方面を異にするやうになるであらうが、何れにしても己の信念を厚く高くして、そして身を治の世を治めると云ふことを心がけねばならぬ。
(京郷中學校に於ける演説の一節)

齊家

齊家は我が家を風波立たず、衰へず、亡びざるやう齊へ治むるなり。然るに事皆原因のりて結果を得、治家も亦原因あり。脩身行届くは治家の原因なり。脩身の原因は心を正しくするに在り。心を正しくするは意の出處を誠にするに在り。意の出處を誠にするは事物の道理を

知り極むるに在り。されば治家の基は事物の道理を知り極むるに在り。されども世の人は、以上原因に原因ありて、大本の原因なる事物の道理を知り極めずして妻を娶り、女子を娶り、治家不案内の家を成す。其の齊ひ治まらざるは宜なり。斯く言へば深く辨へざる人は、左様に難かしく、事物の道理を極めず、意の出處を誠にするどころか、随分己れを欺き、他の者も欺き、心も感心するほど正しからず、脩身を行届かざる人にて、戸主となりて家を治の居るに非ずや。と駁するならむ。

それは家を成し居ると言ふまでなり。戸主としては家族を養ひ、家族として家事を務めて戸主に養はれ、人道と云ふ事よりは、權利義務を王として、戸主は家族を使役し得る權利ある故に使役し、養ふ義務ある故に養ふ。家族は使役を受くる義務ある故に家事を勞し、養ひを受くる權利ある故に養はるゝとの心持に止まる。これも戸主は父にて、家族は母子女のみ、而して子女に異母も異父も無き、親子水入らず氣無き家庭ならば、何も事無きが如くなれども、事物の道理を知り極めず、意の出處を誠にせず、心を正しくせず脩身を行届かざれば、決して真正に家は齊治しあらざるなり。況てや、子女に異母、又異母所出の兄弟姉妹あり、母

に入夫、父に後妻、或は妾、子に嫁、其の間の子女等や、こしく同姓を爲す家に於てをや。人道を辨へず、徒に發情任せにして、各自人欲の私を行ひ、世間を憚りて表面は無事に見せ居れども、各自の心の内は讎敵の如き時もあり。各自己れの利益になるときは、頻りに厚情を表はしなき時は不敬愛極まり。徳義高き識者の眼より觀れば、全然禽獸窟、腐集雜居するに異ならざるも有らむ。淺ましきことならずや。然るに戸主も家族も、此の局に當り居る者は、それを頓と知らざるなり。不齊治を以て常とす。即ち治家の原因なき故、治家の結果有らず。此の不齊治家の人々は、大本原因なる道理人道を知り極めず、誠意も、正心も、脩身も行届かざる故に然るなり。依て真正に家を齊へ治むるには、左の原則を守るべきなり。

一 父母に對して孝を盡すべし。

これは昔しより言ひ傳ふることにて、聞かずとも知りたることと思ふなるべし。されども孝を盡さざるべからざる理由を知るや。父母は天より賜はる己れの身心を愛繼ぎて生出したる者、祖父母以上の祖先は、其の父母各自を生出したるものなり。依て山より高く、海より深き大恩を受けたりとして孝を盡すなり。然るに就きては尙又其の大本たる

夫意に従はざるべからず。されば父母に對して不孝なるは、第一天意に背くこと故、仕合せ宜しからざること必せり。何分にも我が身の本ゆわ、盡し得る限り大切にし、敬ひて且つ愛すべきは道理なり。而して單に孝行と言ひては、孝行と思ひて不孝なることもあらむ。依て事物の道理を知るは孝行上の大必要なり。孝行は父母をして安心せしむるを大とす。又、愛するのみにては孝行にあらず。敬はざれば孝に非ず。

祖父母は父母の親ゆわ、右の理を知らば敬意せざるべからず。伯叔父母は父母の兄弟姉妹なれば、敬愛せざるべからざることば、父母への孝より推して知るべし。

一 兄弟姉妹に友愛を運ぶべし。
友とは友として和睦じくするなり、愛は互ひに愛し合ふなり。運ぶとは己れより仕掛くるなり、己れ友愛して彼れは友愛せずとも、其の報酬を充てにせず、己れのみ先づ人道を運び仕掛くるなり。權利の義務の計算的の損益を圖らざるなり。何となれば兄弟姉妹は父母が愛する子女なればなり。父母の海岳の恩を、己れ生涯に報ゆることを得ずとて悔むに及ばず、父母に盡せし上に、足らざる所は兄弟姉妹に盡して補足するなり。斯くせしとてなかく父

母への報恩は盡しおほせず。されば父母の愛子女へ何ほど盡して宜し、且つ斯くすれば兄弟姉妹は親切を受けて返さずには居ぬ故、自然と和睦じくなりて父母は安心し喜び樂み、孝行を増す理合になることなり。父母の愛に女と云ふことを常に忘るべからず。然るに己れのみ父母に諂ひて利益を得んとし、兄弟姉妹を父母に讒することきは沙汰の限りなり。又、弟妹は兄弟を敬ひ順ひ、兄弟は弟妹を護り愛することは無論なり。

一 僕婢を恵む事

僕婢は給料を與へあれば、何ほど使役しても可なりと思ふべからず、彼れとても他人の大切なる女子なれば、目をかけて使ふべし。權利義務一偏の現金的には人道に叶はぬことあり。故に誠を以て使役し、誠を以て事ふる如くに仕向くべし。

一 夫婦相和すべき事

夫婦は必ず和すべきもの故、以上別に述べざりしかども、是れが一家を拵つ主なるものにて、治家の主本なり。以上に記せし如く子女は孝を盡し、兄弟姉妹間にて友愛を盡し合ふは、其の當人の務にて家族各個が務を全くすることなり。子女當人より發意して務

めて斯くなるは宜しけれども、子女當人に辨へ無くば父母より教へざるべからず。されど自ら子女に對して、我れに善く事へよとは言ひ難きことなれば、然るべき良き師を擇びて、之れに教育を受けしむべきことなり。戸主と主婦とが生存の其の父其の母に不孝を爲さば、子女に不孝を教ふるに異ならざる故、戸主と主婦とは斯る行爲あるべからず。若し此の行爲あらば、家は齊治せざるなり。

夫婦は同等なれども、決して同權に非ず。昔より夫を天とし婦を地に比せしは万世動かざる理なり。家に於て若し夫婦同權ならば、二天あるが如くにて天と天とは衝突して、決して家の齊治すること無し。(近頃斯る家庭もあるが如し。笑ふべきなり。歎くべきなり。)依て夫は唱へて外に接し、婦は夫に従ひて中を守り、表となり裏となり、裏なる婦は表なる夫を助けて内助の任を務むればよし。されば家は、能く齊治することせざることは、婦の夫に従ふと従はざるに岐る。故に家を齊治することは婦が能く夫に従ひ、夫が婦に従はしむるに始まる。此の事行はれざれば、家を齊治すること絶望なり。然らば家の治不治は主婦に於て定する。主婦道理に暗くして良からざれば、子女孝悌を勵むこと

雖も治まるに由無し。戸主たる夫と婦をして必ず従はしめざるべからず。近頃良妻賢母を養成すとの聲を聞く。今の設けの女子教育學校にては、果して能く齊家の目的ある缺。

政治法制

政治法制は、國家を治め、法制を設くるなり。

國家」多數の人民が一定の領土内にて、治者と被治者との關係を以て結合す。此の團體を

國家と謂ふ。即ち主權と臣民と領土との三要素より構成せられたるものなり。

國家の目的」人類は孤立して生存するを得べからざる社会的の動物なり。故に共に國家を

成すは自然なり。されば常に其の國を愛護し、富強安寧を圖り、外侮を禦ぎ、一旦緩急の

れば義勇公に奉ず。此の富強安寧を圖り、外侮を禦ぐは國家の目的なり。

〔國體〕國は主權存在する所に依りて國體に差異あり。現今世界の國體を大別すれば

君主國體、共和國體の二なり。

○第一章 政治法制

君主國體は、特定の一人が主権の大體となるの國體なり。

共和國體は、人民全部の集合體が主権を有する國體なり。

〔我が國體〕 我が國は開關以來君臣の分定まり、臣民は天皇を尊び服従し、天皇は臣民を愛し給ふを以て國體とす。

〔政體〕 主権を行ふ方法に依りて政體定まる。故に國體とは異なり。國體は主権の存在する所に依りて生ずれども、之は然らず、主権を行ふ方法に依るを以て異なるなり。今世界各國にて之れを大別すれば、專制政體、立憲政體の二なり。

專制政體は、主権者の意思の專斷にて政治を行ふなり。

立憲政體は、又法を設けて統治権の作用を定め、之れに依りて主権者が政治を行ふなり。

〔我が國の政體〕 我が國體は、君主國にて、政體は二千五百有餘年の間專制政體なりしが、明治二十三年二月十一日、憲法を發布せられて立憲政體と爲れり。

〔法制〕 人類は共同生活を營み、平和と秩序とを永く維持せむとす。然るに人々不安心にて在るべからず。故に國家が人類各目の暴舉を禁じ、又各自の不平を除き、人々に安心せし

むる爲め、其の取締の事から規定するを法制とす。此の法制に公法と私法とあり。

公法は、個人と國家との關係を規定したる法制なり。

私法は、個人相互の關係を規定したる法制なり。

〔我が國の憲法〕 憲法の第一章は天皇、第二章は臣民の權利義務、帝國議會、國務大臣、司法等にて、總て七章より成れり。

〔帝國組織の大要〕 帝國議會は立法部にて、政府は行政部、裁判所に司法部なり。而して、天皇之れを統治し給ふ。憲法に「大日本帝國は、萬世一系の天皇之れを統治す」と示されたり。

〔憲法上の大權〕 憲法上の統治機關に委せず、天皇親裁し給ふ政務の範圍を擧ぐれば左の如し。

- 一 法律を裁可し、其の公布及び執行を命ずる權。
- 二 帝國議會を召集し、其の開會、閉會、停會及び衆議院の解散を命ずる權。
- 三 緊急命令を發し、及び行政命令を發し、又は發せしむる權。

- 四 行政各部の官制及び文武官の俸給を定め、併せて文武官を任免する權。
 - 五 陸海軍を統御し、其の編制及び常備兵額を定むる權。
 - 六 宣戰、媾和及び條約締結の權。
 - 七 戒嚴宣告の權。
 - 八 爵位、勳章及び其の他の榮典を授與し、又大赦、特赦、減刑及び復權を命ずる權。
- 〔臣民〕 憲法に於ける臣民の權利中、主なるものは左の如し。
- 一 法律命令の定むる資格に應じ、均しく文武官に任せられ及び其の他の公務に就くことを得る權。
 - 二 法律の範圍内に於ける居住及び移轉の自由。
 - 三 法律に依るに非ずして逮捕、監禁、審問、處罰を受けざる權。
 - 四 法律に定めたる裁判官の裁判を受くる權。
 - 五 住所の安全。
 - 六 信書の秘密。

- 七 財産の安固。
 - 八 信教の自由。
 - 九 言論、著作、印行、集會及び結社の自由。
 - 十 請願の自由。
- 又、臣民の義務は、左の如し。
- 一 法律の定むる所に従ひ、兵役の義務を有す。
 - 二 法律の定むる所に従ひ、納税の義務を有す。
- 〔國務大臣〕 天皇を輔弼し、法律命令、其の他國務に關する詔勅に副署し、天皇に對して輔弼の責に任ずるを國務大臣とす。故に各省大臣とは異なり。然れども現行の制度にては同一とせり。是れ行政の便宜に依るなり。憲法上にては、全く同じからざれば、常に同一のものと思ひて混すべからず。
- 〔立法〕 國の法律を定むるを立法とす。帝國議會を立法とする故は、天皇が立法の權を行はせらるゝには必ず帝國議會の協賛を要すべしなり。

〔帝國議會〕 國家の立法機關にして、貴族院と衆議院とを以て成立するを帝國議會とす。

其の貴族院は左の議員を以て組織す。

- 一 皇族
- 二 公侯爵
- 三 伯子男爵にて、各同爵中より選舉せられたる者。
- 四 國家に勲勞あり、又は學識ある者より、特に勅任せられたる者。
- 五 各府縣に於て、土地或は工業商業に就き、多額の直接國税を納むる者、十五人中より一人を互選して、勅任せられたる者。

衆議院議員は、選舉法の定むる所に依りて公選せられたる議員にて組織す。帝國臣民たる男子にして所定の資格あり、年齢滿三十年以上の者、此の被選舉權を有す。

〔行政〕 公共の安寧秩序を保ち、臣民の幸福を増進せしめんが爲め、天皇監督の下に行動する官廳及び自治體の施爲を行政とす。

現行の官制にては、内閣總理大臣、内務、外務、大藏、陸軍、海軍、司法、文部、農商務

逓信諸省の大臣、臺灣總督、北海道廳長官、府縣知事、警視總監、廳長、郡長、島司、支廳長とす。

自治體は、法律に依りて自治を許されたるものにて、市町村は自治體なり。府縣を最高の自治體とす。

〔行政裁判所〕 特に行政に關する訴訟につき裁判する機關を行政裁判所とす。現行制度にて

一般に行政訴訟を提起し得る事件は左の如し。

- 一 海關税を除く外租税及び手数料の賦課に關する事件。
- 二 租税滯納處分に關する事件。
- 三 營業免許の拒否又は取消に關する事件。
- 四 水利及び土木に關する事件。
- 五 土地の官民有區分の査定に關する事件。

司法裁判所 民事に關する訴訟にても、刑事に關する訴訟にても、之れを裁判する官衙也。通常裁判所は、下級より述べれば、區裁判所、地方裁判所、控訴院、大審院の四所なり。

特別裁判所は、陸海軍の法官部なる軍法會議の如きものなり。

裁判に必要な法律は、刑事訴訟法にて、豫審等を爲し、刑事訴訟の手續を規定す。

同、民事訴訟法にては、訴狀の提出、口頭辯論、民事訴訟の手續を規定す。

刑法は、罪人を處罰する規定なり。

民法は、財産所有、家督相續等の私權を規定す。

商法は、會社法、手形法等の商事を規定す。

〔樞密顧問〕 樞密院官制の定むる所に據り、天皇 諮詢に應へ奉り、重要な國務を審議する

官なり。官制に據りて定められたる事項の主なるものは左の如し。

- 一 憲法の解釋に關して疑義ある場合。
- 二 列國と條約を締結する場合。
- 三 緊急勅令を發する場合。
- 四 右の他、臨時に詢諮せられたる事項。

地方自治

國家の行政に二あり、一を官治といひ他を自治と名づく。官治行政は中央政府の行ふものなり、自治行政は自治團體のなすものにて、其團體の機關により其財源を以て法律規定の範圍内に於て必要の事務を處理するを云ふ。即ち自治團體とは、一定の土地と人民とより成る法人なり。而して自治團體は議事及理事の二機關を設く、但し此機關は官吏にあらず、即ち町村にありては町村吏員町村會議員、市郡府縣にありては市郡府縣會及び參事會なり。府縣知事郡長は他の一面にありては官吏なれども、參事會員としては官吏の資格にあらざるなり左に其概略を述ぶ

（市町村） 一定の土地區劃に於ける自治團體にして、其目的は團體共同の福利を増進し、住民は該團體の財産を共有するの權利を有すると共に、其經費を分擔するの義務あり。帝國臣民にして二個年以上其市町村の住民となり、其費用を負擔し、地租若しくは直接國稅年額二圓以上を納むる滿二十五歳以上の獨立の男子は市町村の公民とし、公民は市町村の議員其他

の名譽職に選舉せらるゝことを得。市町村は機關の一として議會を置き、市町村に關する一切の事件を議決し、監督官(市に在ては知事、町村に在ては郡長)の許可を得てこれを執行せしむ。其執行者は市參事會、町村長、助役にして、即ち市町村の理事機關なり。市參事會は市長助役及び參事會員より成り、市會の決議を實行する方法を議定し、市長之を執行す。町村には參事會を設けず、町村長が町村會の議決を執行す。市町村は便宜數區に分割し、これに區長又は代表者を置くことあり。又特別の財産若くは營造物ある場合、これが維持のため特別の議事機關を設けるとあり。

(郡) 數多の町村より成る地方團體なり。町村の外に郡の住民とてはなきも、郡は只町村の連合たるに止まらず、別に法律上郡特有の權能ありて、府縣と町村との中間に位する公共團體なり。而して郡には郡會ありて其區域内に於ける公共事務、並に法律命令を處分す。郡會の議員は其郡の町村會議員の撰擧權を有する「公民にして、一年以上直接國稅五圓以上を納むる者より撰擧す。郡會は郡の歳出入、不動産處分、財産及び營造物の管理法等を議決す。尚ほ郡の理事機關としては郡參事會なり、郡長及び名譽職參事會員より成り、其決議は郡長之

を執見す。

(府縣) 府縣には議事機關として府縣會、理事機關として府縣參事會あり。而して府縣知事は府縣の理事機關として、直ちに府縣會の議決を執行す。府縣會は郡市より撰出せる議員を以て組織し、其撰擧資格は郡と同一なれども、被撰資格は直接國稅十圓以上を納むるを要す。府縣會成立すれば、其議員中より府にては八名、縣にては六名、其れに知事並に府縣高等官二名を加へて參事會を組織す。參事會は府縣會權限内に於て府縣會より委任を受けたる事、或は府縣知事に於て臨時急施を要し、議員を召集する暇なき場合に其要件を議決し、府縣知事これを行ふものとす。

教 育

題して教育と云ふも、元來本書の趣旨たる家庭須知の要件を羅するにあり、故に爰に記すところ又一に家庭の教育にあり。
家庭教育とは何ぞ、凡人、初生の時より六七歳に至るまでは、心身共に誠に柔かなる時代

にして、善悪共に其の躰け方の如何によりて如何様ともなり易きものなり。此の時代の教育即ち是れ家庭教育にして、これを是れゆるかせにする時は、後日小學校に入れて、如何に善良の教育家の之れを指導すとも、其の幼時に於て一旦曲りたる性根は、容易に直るべきに非ず。古より人に勝れて名を顯はしたる人々の幼時を見るに、大抵家庭教育の宜しきを得るに由らざるはなし。世間徒らに重きを學校教育に置きて、家庭に於ける教育に留意せざるは誤なり。而して家庭教育の良否は、主として幼児に關係深き母の心掛けによるものなれば、母たる者は常に其方法を研究して、父も相待て其愛兒、躰けに勤めざる可らず。而して家庭教育の必要は決して其幼時に限らず、兒子の稍長して學校に入るの后と雖も、其の學校に在るの間は、一日中僅に數時間のみに、其他は家庭にあることなれば、尙ほ家庭の教育に負ふ處多し。次に幼兒及び少年時代は、其朋友及び周圍の感化によりて、善悪邪正いづれかに染むる俗に所謂朱に交れば赤く、又宛から水の方圓の器に隨ふ如きものなれば、是れ亦兒童を持てる者の大に注意すべき處あり。さればとて、一概に社會の強き感化を恐れ、兒童として全く之れに接觸せしめざる時は、斯る兒童は成長の後、其心身薄弱にして、世の荒き波風にあたりて、よく獨立の生存をなし能はざるの弊あり。爰大に斟酌要す。前の如く家庭に於て最も感化を及ぼすものは母なるが、然し年齢の長するに隨ひて、父の感化稍々強くなり、祖父母兄弟其他家族の感化も亦與る。而して家庭教育の方針は、決して區々なる可らず、假令は父は禁じ母は許すが如き、又昨は評し今日は禁するが如き様の事は避けざる可らず。

尙ほ家庭教育の根本として、第一に必要なは愛情なり、愛情なき家庭に成長したる者は、自然心拗りて、道徳上種々の欠点を有し、犯罪者となるもの多し。次に家庭の情態亦最も兒童の發育に關す、家計豊かならぬも和氣の満ちたる平和の家庭の兒童は、自からのんびりと發達し快活なるも、之に反し如何に富豪の家にも、家内に風波の多く一致を欠く家の兒童を自から陰險なり易し。次に寛嚴宜しきを得ること、賞罰富を失せざることを、即ち兒童の訓練素より必要なも、さりとして一舉一動之れを拘束して自由をらしめざるが如きは、のびやかなる發育を妨ぐものにて、兒童を萎縮せしむるの弊あり。殊に己れの喜怒により寛嚴を異にするを頗る不可なり、惡しき行爲の、果して故意に出でたるか、知らずしての過ちかを克く見別け、故意の惡事ならば嚴しく之れを叱責するも、知らずしての過失なる時は、よく

教誨するに止むべく、賞罰共あまり度数の多きは、其効少し、殊に体罰及び高聲過飽の叱責は、寧ろ害ありて益なし、若かず諄々として之れを訓戒するに。
尚ほ知育に、德育に、將た体育に、父母たる者は充分の注意を拂ひて、家庭に於ける教育を忽にす可らず。彼徒らに愛兒の教育を學校にのみ一任して省みざるが如きは、寔に兒に慈愛なき次第と言ふべし。

經濟

(經濟) これは財と價值・價格等より起る。

財は、人の慾望を満足せしむるに適するものなり。これに自由の財と經濟の財とあり。自由の財は、己の勞せずして自由に得べきものにて、例へば空氣、日光の如き物なり。經濟の財は、勞費を支拂はざれば得べからざるものにて、例へば衣食住に必需の物品なり。財には價值あり。大別すれば二様にて、人の慾望を満足せしむるものを利用價值とし、甲の財、乙の財と交換し得る價值を交換價值とす。價格は財を交換する割合なり。吾人各自

が慾望を満たさんが爲めに財を得、價值價格を收得し、其の財を使用するの活動を經濟とす一人の經濟を個人經濟と謂ひ、府縣の經濟、國家の經濟等種々の名あり。

(生産) 産は産物にて、産物は人の慾望に供する物なり、これを生ずるを生産とす。生ずるとは自然物に人力を加ふるなり。例へば木材等の原料品を用ひ、それに勞力を加へて製造品とするが如し。故に生産には、自然と、勞力と、資本とを要す。これを生産の三要素とす。

(資本) 自然物と自然力と、尚ほ勞力ありて、缺く所のもの資本とす。此の資本を用ひざれば物品として利用すること能はざるなり。されば未來の生産を助くべきものなり、強ち金銭のみならず、製造用の器具も亦資本とす。これに流動資本、固定資本の二種あり。

- 一 一回生産に用ひられて其の功用の全部を失ひたるものを流動資本とす。
- 二 幾回も生産に使用せらるべきものを固定資本とす。

(會社) 多數人の勞力と資本とを合せて營む企業を會社とす、これに四種類あり。

一 合名會社、

二 合資會社、

○ 第 壹 編 經 濟

三 株式會社、四 株式合資會社、

(物價) これは賣人と買人との關係に依りて定まるものにて、貨物と貨幣とが交換せらるべき割合なり。

物は、賣らんとする物品多くして、買はんとする人少きときは物價は下落し、賣らんとする物品少なくて、買はんとする人多きときは、物價騰貴するものなり。
賣らるべき物品の分量を供給と謂ひ、購買者が交換に依りて得んとする貨物の分量を需用と謂ふ。

(貨幣) 交換の媒介を爲す物を貨幣とす。現今我が國の貨幣は左の種々なり。

- 一 金貨
- 二 銀貨

- 三 白銅貨
- 四 青銅貨

右の貨幣の代りとして紙幣を用ゆ。これに二種あり、左の如し。

- 一 兌換紙幣
- 二 不換紙幣

(手形) 信用證券の一にて、左の三種あり。

一 爲替手形、これは債主より負債主に充て、支拂を命ずる爲めに振出す證券なり。

右は裏書に依りて譲渡すことを得。

二 約束手形、これは負債主が債主に支拂を約束する手形なり。これも裏書に依りて譲渡すことを得。

三 小切手、これは銀行へ預金し有る者、銀行に對して其の切手の宛名人、又は持參人へ、一定金額の支拂を委託する流通證券なり。

(銀行) これは個人の資金を預かり、預け人に對して相當の利子を拂ひ、或は個人に對して資金を貸附け、それに對する相當の利子を取り、其の差額に依りて利益を圖る營業なり。

銀行の業務は左の四件なり。

- 一 預り金
- 二 貸附

- 三 手形割引
- 四 爲替

(貿易) これは商業のことにて、貨物交換の媒介を爲し、其の間に於て利を得るなり。

此の業には、商業と貿易業とありて、商業には左の三種の別あり。

○ 郵 登 編 經 商

一 卸賣商、

二 仲買商、

三 小買商、

貿易業には左の二種あり。

一 内國貿易、

二 外國貿易、

(地代) これは地主が他人に地田を貸與し、其の報酬として貸賃金を受くるなり。

(利子) これは資本家即ち資金貸人が、他人をして貸したる資本金を生産の目的に使用せしめ、借人よりの報酬として貸賃を受くるなり。

(賃金) これは勞力者が、己れの勞力に對する報酬として、勞力を請ひたる者より受くる金銀なり。又料金とも云ふ。

(利益) これは生産の利益額より、地代・賃金・利子等を控除し、企業者の收入する貨額なり。

(消費) これは財の一部、又は全部を消耗するなり。これに生産的・不生産的との二種あり

生産的消費は、製品の爲めに製材を消費するを謂ふ。

不生産的消費は、無益に需用品を過費するを謂ふ。

(保險) これは人々の災難に遇ひたるとき、其の苦みを經からしめん爲めに設くるものにて

同種(火災ならば火災)の災難を恐るゝ多數の人々集合して一團體になり、其の一員が被りたる損害を、全員が分擔して其の損害を填補する制度なり。

(國家の財政) これは即ち國家の經濟なり。而して吾人が納むる所の租税は、國家經費の大部分を支拂ふものなり。されば吾人は、國家の生存、又は發達に必要な費用を分擔すべきなり。

(公債) 國家の財政は經常の歳入ありて、これを以て經常の歳出を支辨するを通例とす。然れども、天災、地變、戰爭、其他新規の爲めに、臨時歳出を要する場合に起す債務なり。公債には種類多し。國債、府縣債、郡債、市町村債あり。

國債は、國家が募集するものにて、府縣債、郡債、市町村債は、各其の自治團が募集するなり。

歲入 歲出

(※入歲出超過)

年	度	前年度ヨリ繰入金	歲入	歲出	入超過
明治三十六年度	決算	八、二四、六九三	二五、二〇、六六五	二四、九、五九六、三三一	二、五〇、九六三
同三十七年度	同	一〇、六二、四六二	三一、六、八四三、三九九	二七、七、〇五五、六八二	三、九、七八六、六三七
同三十八年度	同	五〇、四、一、二五三	四八、四、八四三、一三九	四三、〇、七四、二〇五	六、四、一〇三、九三四
同三十九年度	現計	五七、一六〇、五八五	四五、七、六九一、七三四	四六、三、八七六、一三五	六、一、八四四、〇一
同四十年度	同	六五、九七五、四九七	七五、七、九一、一四五	五九、六、〇八三、二三三	一六、一、八二七、九二三
同四十一年度	豫算	八〇、八〇二、六六一	五四五、九八五、八一八	六二六、七八八、四一五	八〇、八〇二、五九七
同四十二年度	同	一六、二七三、三七	五〇、二七、九六六	五二、八、九二二、一一一	一六、二〇九、一四五
同四十三年度	同	一〇、九六六、〇二九	一、一五、〇三、〇二四	一、一五、〇三、〇二四	—
同四十四年度	同	一〇、七〇、九一、八三六	一、三六、八、八四、三七九	一、三六、八、八四、三七九	—
同四十五年度	同	四、五九、九、九一、〇一一	九、七、六、三〇、〇〇〇	一、五、四三、二四七	五、五九、一、六四、二五八
同四十六年度	同	四、六七、二、八八、九五	九、七、六、三〇、〇〇〇	一、五、一五、一五九	五、六六、四三四、一〇
同四十七年度	同	六、八二、〇三、三四一	三、二、四、一六、〇〇〇	一、四、七九、四一六	九、九五、九一六、七五七
同四十八年度	同	九、〇二、七、〇八一	九、七、〇、四、〇、三、一〇	—	一、八七三、一八一、一一一
同四十九年度	同	一〇、七〇、九一、八三六	一、三六、八、八四、三七九	—	二、四三、七、七、一、二二五
同五十年度	同	一〇、九六六、〇二九	一、一五、〇三、〇二四	—	一、〇、一、六三、五、三三〇

國債未償還高

內國債

外國債

流通紙幣

合計

輸出入物品、金銀貨及金銀地金價額

(※入輸出超過)

年	次	物	輸	入	輸	入	合計	輸入超過
明治三十七年	三十七年	三、四、一、一、二、三、三	三、八、四、五、八、六、五、七	七、二、五、六、九、八、八、〇	四、三、四、七、四、三、四	—	—	
同三十八年	三十八年	三、四、四、三、六、八、〇、〇	五、〇、〇、〇、一、八、三、六	八、四、四、三、六、九、八、三、七	一、五、五、六、三、三、八、三、五	—	—	
同三十九年	三十九年	四、四、七、四、〇、一、四、六、五	四、六、五、〇、一、三、四、三、七	九、一、二、四、一、四、八、九、二	一、七、六、一、一、九、六、二	—	—	
同四十年	四十年	四、三、三、四、二、一、八、七、三	四、九、四、四、六、七、三、四、六	九、二、六、八、八、〇、二、一、九	六、三、〇、五、四、四、七、三	—	—	
同四十一年	四十一年	三、七、八、二、四、五、六、七、三	四、三、六、三、五、七、四、六、二	八、一、四、五、八、二、一、三、五	五、八、〇、一、一、七、八、九	—	—	
明治三十七年	三十七年	一〇、七、七、九、五、八、五、九	三、三、九、四、六、六、五、六	三、三、九、四、六、六、五、六	—	—	—	
同三十八年	三十八年	一、六、三、五、四、七、五、七	三、一、五、〇、六、九、七、三	三、一、五、〇、六、九、七、三	—	—	—	
同三十九年	三十九年	二、五、七、八、四、四、三、六	四、七、二、一、一、一、九、七	四、七、二、一、一、一、九、七	—	—	—	
同四十年	四十年	一、八、七、五、九、二、八、五	八、二、五、六、五、〇、三	八、二、五、六、五、〇、三	—	—	—	
同四十一年	四十一年	三、七、七、二、五、〇、二	一、七、五、四、四、四、八、六	一、七、五、四、四、四、八、六	—	—	—	

諸會社數及資本金

明治四十年十二月三十一日

○第一編 經濟

種別	五萬圓未満		拾萬圓未満		拾萬圓以上		合計		
	社數	拂込資本金	社數	拂込資本金	社數	拂込資本金			
株式	二、四六一	四三、二七五、一八八	七八三	五〇、六一二、六七五	一、三九三	八七七、九三五、七五九	四、六三七	九七〇、八二三、六三三	
合資	三、四八六	二六、一五六、四三八	一六二	九、五六四、六四二	一、四七	三三、八九八、八七〇	三七九五	六九、六一九、九五〇	
合名	一、四〇一	一一、九八八、九五六	一一一	六、三二七、六三五	一、三〇	五五、四六七、六六五	一、六四二	七三、七八四、二四六	
總計	七、三三八	八〇、四三〇、五八二	一、〇五六	六六、四九、九四三	一、六七〇	九六七、三〇二、九四四	一、〇七四	一、一四、二二七、八一八	
種別	農		工		商		水陸運輸		外國人
株式	一、三三三	一〇、一七二、二五五	一、〇七七	三三、一九四、七五四	三、二二八	四八三、八四六、三四五	三〇一	一四六、六六五、三〇八	一
合資	一、二二五	一、六一三、二七八	一、三三一	二七、八四〇、六七六	二、〇九二	三七、一六八、八五二	三五三	三、〇四九、一四四	一
合名	五	三〇四、六九九	五三九	二二、七二九、六七九	九七七	四八、五三三、一三一	八二	一一、七六、七七七	一
總計	三、〇九一	一一、〇三〇、一五五	二、八四七	三、八一八、一五、一〇九	六、一九九	五六九、四八六、三三八	七三四	一五〇、八九一、一八九	一七三

農業

農業は、穀類、綿麻、野菜を作り、果樹を栽培し、山林を仕立て、そのみならず、牛、馬、羊、豚、鶏、鰲、蟹等をも飼育し、養魚も爲し、一總て衣食住に要する原料を作り出すなり。

(作物) これは農夫が作る植物を謂ふ。種類を大別すれば左の六種あり。

- 一 禾穀類、これは稻、麥、粟、黍、稗、蜀黍、玉蜀黍等を謂ふ。何れも澱粉に富みたるものなり。
- 二 豆菽類、大豆、小豆、蠶豆、豌豆、豇豆の類を謂ふ。何れも滋養分なる蛋白質物に富みたるものなり。
- 三 蔬菜類、これには三種あり。根菜類、葉菜類、果菜に分つ。
根菜類は根を食用にするものにて蘿蔔、胡蘿蔔、蕪菁、牛蒡、甘藷、馬鈴薯等なり。
葉菜類は、葉を食用にするものにて高苜、菠薐菜、苣荬菜等の如きものなり。
果菜類は、瓜類にて、胡瓜、西瓜、南瓜、冬瓜等なり。茄にも之れに屬す。
- 四 牧草類、家畜の飼料に作るものにて、紫雲英、苜蓿等の如きものなり。
- 五 果樹類、果實を得むが爲めに栽培するものにて、梅、桃、枇杷、梨、巴旦杏、葡萄、銀杏等の如きものなり。
- 六 工藝作物類、工藝製造の原料に用ゐらるるものにて、藍、煙草、茶、甘蔗、薄荷、麻。

棉・蘭等の如きものなり。

(土壤) 農業に用ゐる農地の土にて、種類多し。これを大別すれば六種となる。

壤土、これは耕作するに最も良好なる地味なり。此の他には砂土、礫土、灰土、埴土、埴土あり。何れも上層を表土、又は作土と謂ひ、下層を底土、又は心土と謂ふ。

(耕地整理) これは従來の不便を除き、人工を加へて地積を増すなり。

(輪作) これは耕地を毎年輪番に作物の種頭を更ゆるなり。但し稻、麥は同地に連作するを嫌はず、瓜の類は輪作して毎年地を更へざるべからず。

(選種) 作物を栽培するには、好き種子を選ばざるべからず。此の選ぶ方法に種々あり。

(肥料) 植物が最も多量に吸収するものは窒素、加里、磷酸なり。此の三成分を肥料の三要素とす。故に肥料の價値の高低は、此の三要素の多少に依りて生ずるなり。

(稻) 多くは水回にて作れども、畑にも作る、畑に作るを陸稻と謂ふ。稻を作ることは、人皆知る故、別に贅せず。成熟期は早稻、中稻、晚稻あり。

(蔬菜) 種類甚だ多し。期に應じ、適宜に畑にて作るなり。

(作物の病害) 病害は最も多きうちにも、特に恐るゝは微菌の寄生によりて發するものなり

稻麴、麥奴等は、何れも微菌より生ずるもの故、抜き去りて他に傳播せしめざるは勿論、一向又殺菌劑を用ゐるべし。これに最も有効なるはホルドール液なり。

(害虫) 此の最も恐るべきものは、浮塵子、眞蟲、金龜蟲、蚜蟲等なり。驅除する方法は、燈火にて誘殺すると、薬品にて殺すことあり。

(果樹) これを繁殖せしむるは、實蒔、接木、挿木、壓條等の法あり。種類に依りて地に適すると適せざるとある故、それに注意すべし。

(森林) これは用材及び薪炭を産し、水源を涵養し、旱魃の害を防ぎ、防風の効あり。仕立つるには左の心得あるべし。

一 松、杉は日向を好む。故に日向に仕立つべし。

二 檜、樅は日向を忌む。故に日向ならざる地に仕立つべし。

三 檜、樅は日向と日陰とを擇ばず、故に何地に仕立つるもよし。

(養蠶) これは蠶を養ふなり。蠶には春蚕、夏蚕、秋蚕あり。其のうち飼育し易く、且つ收

爾多きは春蚕なり。

(四八)

(養禽) これは、鶏、又は鶩を飼ふなり。鶏は、愛玩用には亞細亞種の長尾鶏、矮鶏等を飼ふべし。卵取には伊太利産、西班牙産を採り、肉用には印度産、亞細亞種、卵肉兼用には支那産米國産を擇み採るべし。

(養魚) 多く川魚を養ふなり。其のうち鯉を飼ふを利益ありとす。

(家畜) これは牧場を要す。種類は左の如し。

牛、馬、豚、兎、羊、山羊等なり。

蜜蜂を飼ふも家畜飼養に屬す。蜜蜂は日本蜜蜂のみならず。獨逸、伊太利、埃及、マダガスカル等諸邦のものも飼ふべし。

工業

工業とは、原料に加工する生産業を云ふ。即ち採收したる天然物に加工して形ちを變ずるか又は數種の物品を混成する手續を言へるものにして、若し之れに技巧を加へて美術の方面に

傾くときは特に工藝と名づく。七寶燒、陶磁器、漆器、絹織物及び其の他の細工物の如きは之れに屬す。工業は農業の如く土地に依頼すること少なく、主に人力と資本とに依り、且つ機械力を備ること多し。

(種類) 先づ原料に依りて區別すれば、左の如し。

獺差は、製皮、象牙細工等。

漁産は、魚粕、魚油、罐詰等。

鑄産は、製銅、製鐵、其の他の冶金業等。

農産は、製麻、製藍、製油、製粉、紡績、醸造、製糸、織物等。

木産は、建築、架橋、木具等。

化學工業は、染料、顔料、藥品、香水、香油、石鹼、醸造、製革、燐

寸等。

機械工業は、種々あれども、鐵道の敷設、機械の製造、船艦の製造、電燈、電話、電信の建設、探鑛、冶金、造兵、火藥の製造、印刷等なり。

○ 第壹編 工業

(四九)

手工業は、活版の植字工等現に種々の手工あり。

(五〇)

商 業

商業とは、商取引を爲す總ての事務にて、商取引とは貨物又は勞力之運轉して利益を得るの行爲なり。

(商業の區別) 商業は見やうに依りて種々あれども、大別すれば左の二種なり。

一 固有商業

二 補助商業

(固有商業) 普通の賣買業にて、又之れに左の三種あり。

一 小賣業

二 卸賣業

三 問屋業

小賣業とは、卸賣商、又は製造人より商品を仕入れ、一般の人に分ち賣るを云ひ、

卸賣業とは、製造人、又は問屋等より商品を仕入れ、之れを小賣業者に賣り、其の中間の差額を利得とするなり。

問屋業とは、卸賣業者、又は小賣業者の委託を受け、商品の販賣又は買入を爲し、委託主

より受くる所の口錢を利得とするなり。但し、實際問屋業者にして卸賣を兼ね卸賣業者にて小賣業を兼ねる者亦少なからず。之れを兼業と云ふ。

(補助商業) これは普通の商取引の爲めに、直接又は間接に便利を與へ、其の間に利益を收むるものにて、左の業者是れなり。

一 銀行業

二 保險業

三 運送業

四 倉庫業

(會社) 二人以上の人々協同して、資本又は勞力を出し合ひ、營業の目的を以て設立せしものなり。會社に四種あることは、前に經濟にて述べたり。

(商標) これは商品に貼付する圖形、記號及び文字等にて、登録を受け置けば、己れのみ專用することを得るなり。

(商品賣買の方法) これを分ちて左の三種とす。

一 普通賣買

二 入札賣買

三 競賣買

歴 史

我が國は、太古より、上に萬世一系の天皇を載せ、臣民は君父として仰ぎ仕へ、上下心を協せて國家の隆盛を謀り、嘗て他國の侮りを受けたること無く、ますく盛運に向ふ。今此の金甌無缺なる我が帝國の起原を尋ねるに、其の御祖先を天照大神と爲す。即ち地神五代の初めにして、此の以前にて天神七代在らせられたり。天神第七代を伊弉諾、伊弉册二神の御代とし、天照大神は、伊弉諾、伊弉册二神の御女に在ますなり。太古に於て大神の御孫、瓊々杵尊を、高天原より此の國に降し給ふとき、

豊葦原の瑞穂國は、我が子孫の君たるべき地なり。汝よく之れを治めよ、皇位の隆なること天壤を共に極りなかるべし。

との勅語を賜ひ、尚ほ別に八咫鏡、八尺瓊勾玉、靈雲劔を御しるしとして賜はりぬ。依りて尊は日向の高千穂峰に降り給ひ、尊よりして四代目、神武天皇に至りて、竟に日本國を平定す。

(御歴代) 神武天皇より今上天皇に至る御歴代を掲げば左の如し。

天皇御歴代

一神武	二綏靖	三安寧	四懿德	五孝昭
六孝安	七孝靈	八孝元	九開化	一〇崇神
一一垂仁	一二景行	一三成務	一四仲哀	一五應神
一六仁德	一七履仲	一八反正	一九允恭	二〇安康
二一雄略	二三清寧	二三顯宗	二四仁賢	二五武烈
二六繼體	二七安閑	二八宣化	二九欽明	三〇敏達
三一用明	三三崇峻	三三推古	三四舒明	三五皇極
三六孝德	三七齊明	三八天智	三九弘文	四〇天武
四一持統	四二文武	四三元智	四四元正	四五聖武
四六孝謙	四七淳仁	四八稱徳	四九光仁	五〇桓武
五一平城	五二嵯峨	五三淳和	五四仁明	五五文徳

○第壹編 歴史

(五三)

五六清和	五七陽成	五八光孝	五九宇多	六〇醍醐
六一朱雀	六二村上	六三冷泉	六四圓融	六五花山
六一一條	六三一條	六八後一條	六九後朱雀	七〇後冷泉
七一後三條	七二白河	七三堀河	七四鳥羽	七五崇徳
七六近衛	七七後白河	七八二條	七九六條	八〇高倉
八一安徳	八二後鳥羽	八三土御門	八四順徳	八五仲恭
八六後堀河	八七四條	八八後嵯峨	八九後深草	九〇龜山
九一後宇多	九二伏見	九三後伏見	九四後二條	九五花園
九六後醍醐	九七後村上	九八後龜山	九九後小松	一〇〇稱光
一〇一後花園	一〇二後土御門	一〇三後柏原	一〇四後奈良	一〇五正親町
一〇六後陽成	一〇七後水尾	一〇八明正	一〇九後光明	一一〇後西院
一一一靈元	一二二東山	一二三中御門	一二四櫻町	一二五桃園
一二六後櫻町	一二七御桃園	一二八光格	一二九仁孝	一三〇孝明

(五四)

三三令上

(顯著の事實) 右御歴代中に於ける史上顯著の事實を擧ぐれば、

第一に神武天皇の御東征に次で△景行天皇の御代に於ける、日本武尊の熊襲征討及び蝦夷御征伐△神功皇后の新羅征討△應仁天皇の御代に漢字の傳來△仁徳天皇の御仁政△欽明天皇の御代佛教の傳來△蘇我物部二氏の争に次で、馬子の弑逆△聖徳太子の憲法制定△大化の改新△大寶律令の發布△孝謙の朝に於ける道鏡の非望、和氣清麿、誠忠△平安の遷都△△延喜の治平將門の謀反△藤原氏の専横と榮華△則九年の役△後三年の役△保元の亂△平治の亂△平氏の隆盛と専横△源氏の隆起、平家の滅亡△鎌倉幕府の創建△承久の亂△元寇△後醍醐天皇の北條氏御討滅△建武の中興△足利尊氏の謀反△楠正成の忠節△南北兩朝の分立及其合一△應仁の亂△群雄割據の戰國時代△織田氏の勤王△本能寺の變△豊臣秀吉の天下一統△朝鮮征伐△關ヶ原の役△大阪落城、豊臣氏の滅亡△江戸幕府の全盛△島原の亂△慶安、變△大鹽の亂△ペリリの來航△攘夷説及び勤王論の勃興△櫻田の變△馬關の外艦砲撃△長州征伐以上維新前まで、かくて明治の御代に至りては今上の御即位、間もなく大

○第壹編 歴 史

(五五)

政の奉還、次で△鳥羽伏見の役△江戸開城△廢藩置縣△徵兵令△征韓論△民撰議院の建
 △佐賀及び山口の亂△臺灣の役△西南の亂△民權論の旺盛△憲法發布△帝國議會△日清戰
 争△條約改正△北清事變△日露戦争△韓國保護。△日韓合併
 斯くて我邦は、今や一躍して世界の一等國の列に入り、東洋の光進國と爲れり。従つて國
 民の責任は、こゝに愈々其の重さを加へたることを自覺せざるべからず。

(五六)

地理

〔日本帝國〕日本帝國は、亞細亞州の東端に位する、細長き島帝國にて、本州、四國、九州、北海道、樺太(半部)、臺灣の六大島と、其の他の小島嶼より成り、面積すべて二萬六千方里、人口五千萬餘あり。尙ほ前年來、遼東半島には關東州租借地あり、今や韓國又我が國に合併され大日本帝國の領土となれり。

●本邦經緯度

土地	經度	緯度	點
全 國	極東 千島占守郡占守島東端	極西 澎湖島水坡澳化嶼西端	東經 一五六、三二
	極南 臺灣恒春廳厚里七星岩南端	極北 千島國占守郡アライ、島北端	北緯 一一九、一八
			東經 一五〇、四五
			北緯 五〇、五六

○第一編 地理

(五七)

本	四	九	琉
州	國	州	球
極東 伊豆國小笠原島東端	極東 伊豆國小笠原島東端	極東 豐後國南海部郡大島東端	極東 根室國花咲郡タラシ島東端
極西 長門國豐浦郡蓋井島西端	極西 伊波國那賀郡伊島東端	極西 大隅國大島郡與論島西端	極西 波照間島南端
極南 陸奥國下北郡南硫黃島南端	極南 阿波國西宇和郡伊田岬	極南 大隅國大島郡與論島南端	極南 與那國島西端
極北 伊豆國小笠原島北端	極北 阿波國西宇和郡伊田岬	極北 大隅國大島郡與論島北端	極北 琉球
東經 142° 14'	東經 133° 49'	東經 129° 05'	東經 145° 07'
北緯 33° 44'	北緯 33° 44'	北緯 29° 05'	北緯 27° 04'

(五九)

北海	千	臺	澎
道	島	灣	湖
本			島
地			
極東 渡島國松前郡大島東端	極東 占守郡占守島東端	極東 斗六廳尖山堡新港庄西端	極東 林投瀨查母嶼東端
極西 渡島國松前郡小島南端	極西 國後郡計羅武威岬	極西 斗六廳尖山堡新港庄西端	極西 水坂瀨花嶼西端
極南 北見國宗谷郡宗谷岬	極南 國後郡アライト島北端	極南 恒春廳至厚里七星岩南端	極南 網坡瀨大嶼南端
極北 北海道	極北 占守郡アライト島北端	極北 基隆廳基隆堡佳嶼北端	極北 吉貝瀨日斗嶼北端
東經 143° 21'	東經 145° 05'	東經 141° 05'	東經 143° 08'
北緯 43° 31'	北緯 45° 05'	北緯 38° 38'	北緯 43° 08'

〇第一編 地理

(五九)

樺太島帝國領ノ經緯度極點ハ北ハ北緯五十度ヲ以テ露領ニ境シ南端ハ北緯四十五度五十四分東端ハ東經百四十四度五十分西端ハ東經百四十一度五十四分ナリ

本邦周圍及面積

(樺太島帝國領ノ面積ハ
二千九十七方里ナリ)

土地	屬島數	本邦地	外國地	合計	本邦地	面積	外國地	面積	合計	百分比
本州	一六、五	一、九五、六	三三、五	二、四七、五	一四、四九二、二	七六、九一	一四、五六一、三	五三、七二	一、四、三	四、三五
四國	七、五	四、五、一七	三、四、一	六、七、五	一一、一五、二四	二九、四三	一一、一八〇、六	四、三五	一、一、八	九、六五
九州	一五、〇	八、六、一六	九、九、六	一、八四、六	二、三二、八六	三〇五、六八	二、六七、五四	一、八、七四	一、八、七四	一、八、七四
北海道	一三、〇	五、八、三三	六、七、一五	一、二五、〇	五、〇六、七六	一、〇一一、四九	五、〇八三、六七	三、七三	一、〇一一、四九	三、七三
本島	一	五、九、一四	一	一、〇一一、四九	一、〇一一、四九	一	一、〇一一、四九	三、七三	一、〇一一、四九	三、七三
千島	一	五、三、三〇	一	五、三、三〇	五、三、三〇	一	五、三、三〇	〇、三二	五、三、三〇	〇、三二
佐渡	一	七、四、七〇	一	一、二七、	七、四、七〇	一	一、二七、	〇、〇八	七、四、七〇	〇、〇八
隱岐	一	三、六、七〇	一	二、二、六	四、〇、八	一	三、六、七〇	〇、一四	三、六、七〇	〇、一四
淡路	一	三、六、七〇	一	二、二、六	四、〇、八	一	三、六、七〇	〇、一四	三、六、七〇	〇、一四
壹岐	一	三、六、七〇	一	二、二、六	四、〇、八	一	三、六、七〇	〇、一四	三、六、七〇	〇、一四

對馬	琉球	平島	小笠原島 (三十島)	臺灣	澎湖島	總計
五、〇	一	一	一	七、〇	一三、〇	四三、〇
一、八、一七	三、五、〇六	七、二、五六	二、九、〇九	二、九、一六	五、三、四、一〇	一、八、八、九、七
一、九、九五	二、〇六、三三	七、二、五六	三、三、六七	四、〇、五三	一、八、八、九、七	二、〇六、三三
四、三、九五	一、五、九二	四、五〇	二、三、八、五二	四、一、七	二、六、六、四、七	四、三、九五
〇、七七	一、五、九二	四、五〇	五、六〇	三、八二	一、五、一、五三	〇、七七
四、七三	一、五、九二	四、五〇	三、三、四、一一	七、九九	一、五、一、五三	四、七三
〇、一六	〇、〇三	〇、〇三	八、五	〇、三〇	一、〇、〇〇	〇、一六

關東州現住戶數及人口

明治四十年十二月三十一日

明轄民政署	戶		人口	
	內地人	清國人	內地人	清國人
大連	四、八八	七、五五二	一六、九三三	三九、九四三
金州	三、六	三、八〇六	一、七三三	二、三、四、四七
合計	八、五三	一、一、三、五八	一八、六六六	四二、二八七
男	四、三、二	六、五、一	一三、八、三	二九、八、七
女	四、二、一	四、八、五	一四、八、三	一、二、一、〇

〇第一編 地理

(六一)

總計	旅順	一、七二五	二、八三五	七、三三五	五、八〇三	七、五七〇	二〇	八、五三三	六、二四〇	八〇、六七	四、八五
		七、三三五	二、八三五	二、三三五	二、四、四九	三、八、二三	七、四	四、五、六八	六〇、二六	七、七、零	七、六、一九

◎在韓國日本人戶數及人口 (明治四十一年三月三十一日調)

理事廳名	戶數	人口	理事廳名	戶數	人口
京城	六、四三二	二一、七一〇	元山	一、五七二	五、七五一
仁川	三、四四二	一二、六三三	清津	七五二	二、三四七
群山	一、四七五	五、〇〇八	城津	一一五	三、一九
木浦	一、三三三	四、九六〇	平壤	三、〇四二	九、七三三
馬山	一、五六四	五、四六三	鎮南	八四七	二、九〇三
釜山	五、六八一	二一、六六一	新義州	一、四七二	四、一七〇
大邱	一、五六四	四、四〇〇	總計	二九、二六五	一〇一、一二〇

◎內外國各港間航路里程表

神戶		長崎		對州		釜山		木浦		仁川		川崎		芝罘		元山	
自	至	自	至	自	至	自	至	自	至	自	至	自	至	自	至	自	至
神戶	長崎	長崎	對州	對州	釜山	釜山	木浦	木浦	仁川	仁川	川崎	川崎	芝罘	芝罘	元山	元山	元山
二四〇	一四八	一一〇	六五〇	二〇〇	一九五	二七〇	二七〇	二七〇	三三〇	三三〇	三三〇	三三〇	三三〇	三三〇	三三〇	三三〇	三三〇
長崎	對州	對州	釜山	釜山	木浦	仁川	川崎	川崎	芝罘	芝罘	元山	元山	元山	元山	元山	元山	元山
一四八	一一〇	六五〇	二〇〇	一九五	二七〇	二七〇	二七〇	二七〇	三三〇	三三〇	三三〇	三三〇	三三〇	三三〇	三三〇	三三〇	三三〇
對州	釜山	釜山	木浦	仁川	川崎	川崎	芝罘	芝罘	元山	元山	元山	元山	元山	元山	元山	元山	元山
六五〇	二〇〇	一九五	二七〇	二七〇	二七〇	二七〇	二七〇	二七〇	三三〇	三三〇	三三〇	三三〇	三三〇	三三〇	三三〇	三三〇	三三〇
釜山	木浦	仁川	川崎	川崎	芝罘	芝罘	元山	元山	元山	元山	元山	元山	元山	元山	元山	元山	元山
二〇〇	一九五	二七〇	二七〇	二七〇	二七〇	二七〇	二七〇	二七〇	三三〇	三三〇	三三〇	三三〇	三三〇	三三〇	三三〇	三三〇	三三〇
木浦	仁川	川崎	川崎	芝罘	芝罘	元山	元山	元山	元山	元山	元山	元山	元山	元山	元山	元山	元山
一九五	二七〇	二七〇	二七〇	二七〇	二七〇	二七〇	二七〇	二七〇	三三〇	三三〇	三三〇	三三〇	三三〇	三三〇	三三〇	三三〇	三三〇
仁川	川崎	川崎	芝罘	芝罘	元山	元山	元山	元山	元山	元山	元山	元山	元山	元山	元山	元山	元山
二七〇	二七〇	二七〇	二七〇	二七〇	二七〇	二七〇	二七〇	二七〇	三三〇	三三〇	三三〇	三三〇	三三〇	三三〇	三三〇	三三〇	三三〇
川崎	芝罘	芝罘	元山	元山	元山	元山	元山	元山	元山	元山	元山	元山	元山	元山	元山	元山	元山
二七〇	二七〇	二七〇	二七〇	二七〇	二七〇	二七〇	二七〇	二七〇	三三〇	三三〇	三三〇	三三〇	三三〇	三三〇	三三〇	三三〇	三三〇
芝罘	元山	元山	元山	元山	元山	元山	元山	元山	元山	元山	元山	元山	元山	元山	元山	元山	元山
二七〇	二七〇	二七〇	二七〇	二七〇	二七〇	二七〇	二七〇	二七〇	三三〇	三三〇	三三〇	三三〇	三三〇	三三〇	三三〇	三三〇	三三〇
元山	元山	元山	元山	元山	元山	元山	元山	元山	元山	元山	元山	元山	元山	元山	元山	元山	元山
三三〇	三三〇	三三〇	三三〇	三三〇	三三〇	三三〇	三三〇	三三〇	三三〇	三三〇	三三〇	三三〇	三三〇	三三〇	三三〇	三三〇	三三〇

○第一編 地理

(續)

牛	莊	芝	二二四	宇	品	仁	六〇五
門	司	釜	一二〇	宇	品	釜	二三五
門	司	威	五五〇	汕	頭	香	一七五
門	司	海	一一五	門	司	對州	九〇
		品				嚴原	

◎自橫濱至海外主要港航路里程表

香港	一、五九七	古倫母	四、五三二	桑港	四、八一〇
新嘉坡	二、九六二	亞丁	六、六五二	メルボルン	四、九九〇
孟買	五、四二二	ポルトセツト	八、〇五二	ホノルル	三、四四五
蘇士	七、九六七	倫敦	一一、二九七	晚香坡	四、五六〇
馬耳塞	九、五八七	アントワープ	一一、三三一	紐育	一三、一八七
柴根	二、四九〇	シヤートル	四、五四〇	浦潮斯德	九四五

◎東京公廳所在地

廳名	所名	廳名	所名
内閣省	宮城内	農商務省	京橋區木挽町十丁目
陸軍省	麴町區永田町一丁目	内務省	麴町區大手町一丁目
樞密院	宮城内	遞信省	麴町區錢瓶町
海軍省	麴町區霞ヶ關二丁目	大藏省	麴町區大手町一丁目
貴族院、衆議院	麴町區內幸町	大審院	麴町區霞ヶ關二丁目
司法省	麴町區霞ヶ關二丁目	控訴院	麴町區霞ヶ關二丁目
宮内省	宮城内	參謀本部	麴町區永田町一丁目
文部省	麴町區竹平町	東京地方裁判所	麴町區霞ヶ關二丁目
外務省	麴町區霞ヶ關一丁目	教育總監部	麴町區隼町

行政裁判所	麹町區紀尾井町	警視廳	麹町區八重洲町二丁目
近衛師團	宮城內	憲兵司令部	麹町區大手町一丁目
會計検査院	麹町區大手町二丁目	東京府廳	麹町區有樂町二丁目
第一師團	赤坂區青山南町一丁目		

〔各府縣〕 東京、京都、大阪、(以上三府)神奈川、兵庫、長崎、新潟、埼玉、千葉、茨城、

群馬、栃木、奈良、三重、愛知、靜岡、山梨、滋賀、岐阜、長野、宮城、福島、岩手、青森、山形、秋田、福井、石川、富山、鳥取、島根、岡山、廣島、山口、和歌山、徳島、香川、愛媛、高知、福岡、大分、佐賀、熊本、宮崎、鹿児島、沖縄(以上四十三縣)

〔八口貳萬人以上を有する著名の市邑〕 東京、大阪、京都、横濱、名古屋、神戸、長崎、廣島、仙臺、金澤、函館、岡山、小樽、福岡、和歌山、佐世保、吳、徳島、熊本、新潟、鹿兒島、富山、札幌、堺、福井、靜岡、下關、甲府、前橋、山形、岐阜、大津、門司、松山高松、長野、横須賀、水戸、小倉、姫路、弘前、津、宇都宮、高知、高崎、佐賀、松江、青森、秋田、奈良、宇治、山田、松本、久留米、米澤、若松、盛岡、長岡、高岡、足尾、島

取、尾道、大牟田、四日市、桐生、千葉、丸龜、豊橋、福島、谷山、熱田、川越、栃木、八王子、足利、款娃、上田、防府、明石、濱松、酒田、串木野、桑名、鶴岡、彦根、伏見玉島、旭川、首里、那覇、

〔臺灣に於ける著名の市邑〕 基隆、臺北、淡水、臺中、埔里社、嘉義、臺南、打狗、

〔韓國に於ける著名の市邑〕 京城、仁川、平壤、釜山、元山、馬山、木浦、鎮南浦、新義州

〔關東州租備地に於ける著名の地〕 大連、旅順、金州、

〔著名の勝地古跡〕 陸前松島、安藝嚴島、丹後天橋立、東京上野、鎌倉鶴岡、江の島、二見浦、京都東山、同嵐山、同嵯峨野、高雄、河内千早、攝州須磨、同一の谷、播州舞子、備前岡山後樂園、周防錦帯橋、長門壇浦、豊前耶馬溪、日向高千穂峯、讚岐屋島、紀伊和歌浦、伊賀月が瀬、美濃關が原、信濃川中島、加賀金澤兼六公園、常陸水戸常盤公園、奥州勿來關趾、同平泉、下野日光、奈良春日野、大和吉野山、同三笠山、和泉茅渚の浦、同濱寺高石濱、攝津住吉、同打出濱、駿河三保松原、同田子の浦、同富士の裾野、清見瀉、近江湖畔八景、信濃木曾山寢覽床、同姨捨山、田毎の月、陸前宮城野、播磨明石、同高砂の

松、尾上の松、此の他に尙多し、以上は大要のみ。

〔内地北海道の州名〕 (畿内) 山城、大和、河内、和泉、攝津、(東海道) 伊賀、伊勢、志摩、尾張、參河、遠江、駿河、甲斐、伊豆、相模、武藏、安房、上總、下總、常陸、(東山道) 近江、美濃、飛彈、信濃、上野、下野、盤城、岩代、陸前、陸中、陸奥、羽前、羽後、(北陸道) 若狹、越前、加賀、能登、越中、越後、佐渡、(山陰道) 丹波、丹後、但馬、因幡、伯耆、出雲、石見、隱岐、(山陽道) 播磨、美作、備前、備中、備後、安藝、周防、長門、(南海道) 紀伊、淡路、阿波、讃岐、伊豫、土佐、(西海道) 筑前、筑後、豊前、豊後、肥前、肥後、日向、大隅、薩摩、(諸島) 壹岐、對馬、琉球、(北海道) 渡島、後志、石狩、天鹽、北見、膽振、日高、十勝、釧路、根室、千島、

● 著名高山

山	嶽	高	サ	山	嶽	高	サ
新高山	(臺灣)	一三、〇二〇	尺	富士山	(駿河、甲斐)	一二、三八七	

關	前	丹	西	群	赤	日	東	槍	御	大	白	駒
山	山	山	山	山	嶽	嶽	嶽	嶽	嶽	嶽	嶽	嶽
(臺灣)	(同)	(同)	(同)	(同)	(駿河、信濃)	(甲斐、信濃)	(甲斐、信濃)	(甲斐、信濃)	(同)	(越中)	(信濃)	(甲斐、信濃)
一二、〇八一	一一、七〇七	一一、六二八	一一、二八九	一〇、七六〇	一〇、二一四	一〇、二二二	一〇、二二二	一〇、二〇四	一〇、一七八	一〇、〇〇〇	九、九二〇	九、九〇五
南湖大山	仙丈ヶ峰	蓮華山	赤ヶ嶽	八ヶ嶽	鹿ヶ嶽	靈ヶ嶽	荒ヶ嶽	八ヶ嶽	三ヶ嶽	大浪東山	錫杖ヶ嶽	東捕ヶ山
(臺灣)	(信濃)	(同)	(信濃)	(同)	(臺灣)	(同)	(信濃)	(信濃)	(臺灣)	(臺灣)	(信濃)	(臺灣)
九、九〇〇	九、七六八	九、六八三	九、六七六	九、六六七	九、六一六	九、六一〇	九、六〇〇	九、三三九	九、三三九	九、三二九	九、二四〇	九、二二八

○ 第一編 地理

(六九)

(六八)

國司	劔峯	屏風	大汝	御前	妙高	鳳凰	四阿	寶永	溪南	前土	紅土	乘鞍
嶺(甲斐、信濃)	山(加賀)	岳(信濃)	山(同)	山(加賀)	山(越後)	山(甲斐)	山(信濃)	山(駿河)	山(臺灣)	嶽(信濃)	山(臺灣)	嶽(信濃)
八、五三三	八、五九九	八、六〇〇	八、六一八	八、六八一	八、七九〇	八、八五七	八、九〇七	八、九一八	九、三七二	九、一〇八	九、一〇八	九、一〇九
雪倉	南五大	五根	白根	淺間	與千丈	不動澤	池科	立科	立山	祖父	金峰	烏帽子
嶽(越中)	岳(同)	岳(信濃)	山(下野)	山(同)	嶽(信濃)	山(遠江、信濃)	嶺(上野)	山(信濃)	山(越中)	岳(甲斐、信濃)	山(甲斐、信濃)	山(信濃)
八、二〇〇	八、二〇〇	八、二〇〇	八、二〇〇	八、二〇〇	八、二四〇	八、二四二	八、二八〇	八、三四九	八、五〇〇	八、五〇〇	八、五四九	八、五〇〇

飯包	對高	甲武	男體
山(同)	山(臺灣)	嶽(信濃)	山(下野)
八、〇八三	八、一〇四	八、一一一	八、一九五
馬鞍山	高妻山	鳥松山	有明山
山(臺灣)	山(信濃)	山(臺灣)	山(信濃)
八、〇〇〇	八、〇三六	八、〇五六	八、〇七五

富士、寶永ノ両山ハ陸地測量部、臺灣ニ係ル諸山中印ハ臺灣臨時土地調査ノ實測ニシテ無印ハ同殖産局ノ概測ナリ其他ノ山嶽ハ府縣統計書ニ據リ八千尺以上ノモノヲ登載ス

◎著名大河

利根川	信濃川	澱川
川(上野、下野、代藏、常陸、下總)	川(信濃越後)	川(近江、丹波、山城、伊賀、大和、河内、攝津)
二二七、二七	一七八、一八	一六、八一七
北上川	阿賀野川	荒川
川(陸中、陸前)	川(越後、上野)	川(武藏)
一五三、二二	一四九、〇一	一二六、一九

○第一編 地理

郷	庄	九	米	紀	吉	新	天	雄	天	石	木	最
		頭	代	ノ	野	宮	鹽	物	龍	狩	會	上
川	川	川	川	川	川	川	川	川	川	川	川	川
(石見)	(飛彈、越中)	(越前)	(羽後)	(紀伊)	(土佐、伊豫、讚岐、阿波)	(紀伊)	(天捕)	(羽後)	(信濃、三河)	(石狩)	(信濃、飛彈、伊勢)	(羽前、羽後)
五〇、二三	五〇、二三	五七、二一	五八、一二	五八、二六	六〇、一四	七四、二一	七七、二六	八五、〇〇	九〇、一八	九二、二八	一一四、〇一	一一七、〇四
相	濁	太	高	利	夕	大	空	日	雨	筑	遠	十
摸	水	田	梁	別	張	井	知	高	龍	後	賀	勝
川	溪	川	川	川	川	川	川	川	川	川	川	川
(相摸)	(臺灣)	(安藝)	(備中)	(劍路、十勝)	(石狩)	(駿河、遠江)	(石狩)	(紀伊)	(石狩)	(肥後、豐前、豐後)	(筑前)	(十勝)
三八、二四	三九、二四	三九、三〇	四〇、二八	四一、二一	四一、二六	四三、〇一	四五、一五	四五、一二	四六、二三	四七、二三	四八、〇八	四九、二三

五	由	下	尻	常	鷓	岩	阿	斐
ヶ	良	淡	別	呂	木	武	武	伊
瀬	川	水	川	川	川	隈	隈	川
川	(丹波、丹後)	(臺灣)	(膽振、後志)	(北見)	(膽振)	(陸奥)	(岩手、陸奥)	(出雲)
三四、三三	三五、二三	三六、〇〇	三六、一八	三七、〇五	三七、一〇	三七、一五	三八、一七	三八、二二
浦	球	那	吉	大	渡	湧	湧	劍
幌	摩	珂	井	淀		別	別	路
川	川	川	川	川	川	川	川	川
(十勝)	(肥後)	(常陸)	(備前)	(日向)	(土佐)	(北見)	(北見)	(劍路)
三〇、〇六	三〇、〇九	三〇、一一	三〇、二五	三〇、三〇	三一、〇〇	三一、〇〇	三一、〇三	三四、一四

舟筏里程ハ本川及支派川ノ從來舟筏ヲ通スル部分ヲ合算シ三十里以上アルモノヲ掲ケタルモノニシテ舟筏ヲ浮フルノ適否ヲ意味シタル者ニ非ス又實測アルモノハ俗間稱呼ノ中ニ信據スルニ足ルモノヲ採リ但シ北海道至ルニ係ルモノハ支派川ヲ除キタルモノニシテ舟筏ノ通否ニ據ラヌ水源ヨリ河口ニ至ルニ延ナリ〇所屬地ハ府縣統計書ニ據リ其大體ヲ示ス但シ。ナ付スルモノハ内務省ニ於テ調ヘタル河川ノ流域ヲ掲ケシモノナリ

◎著名湖沼

猪苗代湖	北越前湖	十和田湖	風連湖	印旛沼	八郎沼	サマ湖	濱名湖	霞ヶ浦	琵琶湖
沼	沼	湖	湖	沼	沼	湖	湖	湖	湖
代	前	田	根	下	羽	北	遠	常	近
見	見	見	見	見	見	見	見	見	見
一三、一九	一四、一八	一六、〇〇	一六、三〇	一八、一二	二〇、〇〇	二三、〇七	二三、一五	三四、一八	五九、三二
北	大	頓	洞	支	小	綱	兵	屈	
山		別	爺	笏	川	走	道	斜	
ヶ					原			路	
沼	浦	沼	沼	湖	沼	湖	湖	湖	
北	常	渡	北	同	膽	陸	北	出	劍
見	陸	島	見		振	與	見	雲	路
八、〇〇	八、一八	八、二〇	九、〇二	九、〇六	九、三三	一一、〇〇	一一、一四	一一、三三	一一、三五

(三四)

手賀沼	能取沼	伊豆沼	瀧沼	厚岸湖	十和田湖	河内湖	長沼	阿寒湖	牛久沼	三方湖	三周湖	摩周湖	十和田湖
沼	沼	沼	沼	湖	湖	湖	沼	沼	沼	湖	湖	湖	湖
下	北	陸	北	劍	陸	加	陸	劍	常	若	劍	陸	奥
見	見	前	見	路	中	賀	前	路	陸	狹	路	奥	奥
八、〇〇	七、三三	七、一三	七、〇七	七、〇五	七、〇四	六、二八	六、二七	六、二二	六、二二	六、二二	六、二二	六、〇九	六、〇五
猪鼻	品	三	三	中	蘆	内	與	塘	池	長	川	湫	
井	方	方	方	宮	ノ						井	口	
沼	湖	湖	湖	湖	湖	湖	湖	湖	湖	湖	湖	湖	沼
遠	陸	若	若	下	相	近	下	劍	薩	下	甲	常	陸
江	前	狹	狹	野	摸	江	總	路	摩	總	斐	陸	陸
五、三四	五、二三	五、二〇	五、二〇	五、〇九	五、〇四	五、〇〇	五、〇〇	四、三三	四、三〇	四、二九	四、二六	四、二六	四、二六

(三五)

湧洞湖十勝	四、二四	シチユルブ沼	四、一六
諏訪湖信	四、二二	巨棕池山城	四、一一
赤麻沼下野	四、一八	然別沼十勝	四、〇二

(七六)

〔著名なる瀑布〕 音無瀑、樓門瀑、山城。阿古瀑、和泉瀑、中之瀑、大和。牛瀑、犬鳴七瀑、和泉。鼓が瀑、布引瀑、箕面瀑、攝津。阿彌瀑、赤月四十八瀑、伊賀。布引瀑、御所瀑、伊勢。瀧谷瀑、大垂瀑、遠江。白絲瀑、大瀑、駿河。梯瀑、甲斐。禊瀑、丸神瀑、逆巻瀑、武藏。養老瀑美。白水瀑飛驒。米子瀑信濃。華嚴瀑、裏見瀑、霧降瀑、下野。千俣瀑、加賀。稱名瀑越中。大瀑、眞津瀑、越後。琴の瀑丹波。八端瀑但馬。猿尾瀑但馬。清瀑石見。岩井瀑、天魔瀑美作。常青瀑、紅葉瀑備後。三級瀑、二級瀑安藝。那智瀑紀伊。都良白瀑、高瀑伊豫。不動瀑、花欄瀑筑前。清水瀑、夕霧瀑、潜龍瀑肥前。白水瀑肥後。震動瀑豊後。行膝瀑、布引瀑、布水瀑日向。犬飼瀑大隅。石狩瀑石狩。阿寒瀑釧路。底保倍瀑刺鬼別瀑千島。

〔著名なる温泉〕 有馬攝津。修善寺、熱海、湯島伊豆。湯元、塔の澤、宮の下、堂が島、底

倉、木賀、蘆の湯以上箱根七湯。姥子相摸。草津、伊香保、磯部上野。辰口、山中、加賀山田、黒礁、越中。湯澤、出湯越後。湯島但馬城崎。岩井、吉岡因幡。温泉津石見。奥津湯郷美作。湯田周防。湯町、湯本長門。本宮、湯崎紀伊。道後伊豫。別役土佐。湯町筑前。嶽の湯、寶泉豊後。古湯肥前。富尾、立願寺、船津、石村肥後。吉田日向。硫黄谷、大隅二月田薩摩。雷電湯後志。登別湯膽振。阿寒釧路。恵山渡島。

〔五港〕 攝津の神戸、武藏の横濱、越後新瀉、肥後長崎、渡島の函館、

〔特別輸出港〕 攝津の大阪、越中の伏木、肥前の唐津、同三角、同島原、筑前の博多、豊前の門司、石狩の小樽、根室の根室

世界面積及人口

地球ノ面積	地球ノ平均直徑	地球ノ面積
兩極直徑	七、八九八、八八〇九平	均直徑
赤道直徑	七、九二四、九一一一	兩極及赤道直徑ノ差
		二六、〇三〇二

〇第一編地 理

(七七)

南北各極區 一三、〇一五二 赤道ニ於ケル周圍二四、八九六、九二一四
兩極經過周圍二四、八一五、〇四五二 平均周圍二四、八五五、九三三三

陸地	水	面積	人口
亞細亞洲	太平洋	七〇,〇〇〇,〇〇〇	八〇,〇四四,一六三
阿弗利加洲	大西洋	三〇,〇〇〇,〇〇〇	一八三,七二八,三三八
歐羅巴洲	印度洋	三三,五〇〇,〇〇〇	三三三,一〇三,〇二二
北亞米利加洲	北冰洋	四,〇〇〇,〇〇〇	九三,三九九,二四
南亞米利加洲	南冰洋	七,五〇〇,〇〇〇	三六,二〇八,九二二
大洋洲	其他洋	一六,〇〇〇,〇〇〇	四六,一六,五三〇
合計	合計	一五〇,〇〇〇,〇〇〇	一,五五五,〇〇〇,〇〇〇
水陸總計	總計	一,五五五,〇〇〇,〇〇〇	

◎各國面積及人口 (ハ概算ニシテ近來何弗利加ニ於ケル所有地ノ面積人
口ヲ含ム又ハ海貨監督官千九百九年ノ概算報告ナリ)

國名	面積	人口	國名	面積	人口
支那	四,二七三,一七〇	四三三,〇〇〇,〇〇〇	伊太利	一三〇,五五〇	三三,四七五,三三三
英吉利	二,四三三,二八三	三九二,八四六,八三三	西班牙	一四四,七八三	一七,三七一,〇六九
露西亞	八,六〇〇,三九五	一四,七九六,六〇〇	伯西兒	三,二八,二三〇	一九,九二〇,六四
合衆國	三,六〇三,九九〇	〇八七,九七一,〇〇〇	墨西哥	七五七,〇〇五	一三,六〇七,二五
佛蘭西	二〇七,〇五四	三六,九六一,九三	朝鮮	二二,〇〇〇	一〇,五九,〇〇〇
獨逸	二〇八,八三〇	六〇,六四二,二七	蒙古獨立國	九〇〇,〇〇〇	三〇,〇〇〇,〇〇〇
澳大利、匈牙利	三三,〇三五	四,九三三,三五	波斯	六二八,〇〇〇	七,一三三,〇〇〇
日本	一七四,〇三三	五,五八,五八	葡萄牙	三三,四九〇	五,四三,一三
和蘭	三三,六四八	五,五九二,七二	瑞典	一七三,八七六	五,二九四,八八
土耳其	一,三三三,〇二〇	四一,〇四九,七三〇	諾威	三二四,三三九	二,一四〇,〇三

○第一編 地理

(七九)

◎各國大都會人口

部	會	國	名	年	次	人
倫敦	紐約	巴里	市伯維	聖彼得	東費	莫斯
英吉	美利	法蘭	西國	同	同	同
三十九年	三十九年	三十九年	三十九年	三十九年	三十九年	三十九年
七,三三三,三七	四,一三三,〇四	二,七三三,三三	二,〇九九,一五	二,〇五〇,一四	一,九九九,九二	一,六七八,〇〇
一,四一三,〇三	一,三三六,一〇	一,四一三,〇三	一,四一三,〇三	一,四一三,〇三	一,四一三,〇三	一,四一三,〇三

○第一編 地

モロコシ	白耳義	暹羅	羅馬	亞爾然	哥倫比亞	阿富洋斯	智利	秘魯	瑞典	ボリヰキヤ	布臘	丁抹
二,三三三,五七	二,四九三,七七	三,〇三〇,〇〇	四,〇〇〇,〇〇	一,二三五,八四	四,五六八,三三	二,二五,四〇	二,九一,五四	六九七,六四	一五,九七	七九,〇〇	二五,〇一	一五,三六
五,〇〇〇,〇〇	七,〇七四,九一〇	七,〇〇〇,〇〇	五,九二二,五〇	五,九七四,七二	四,五〇〇,〇〇	四,〇〇〇,〇〇	五,〇〇〇,〇〇	二,九七二,八四	三,三三五,四三	二,二二七,九三	二,四三三,八二	二,六〇五,三六
ウエネスウエラ	塞爾維	リベリヤ	ネパール	玖瑪	オマハ	グワテマラ	エクワドル	ハルチ	サルヴァドル	ウルグワイ		
五九三,九四	一八,六三〇	三五,〇〇	五四,〇〇	四,五六八,三三	八二,〇〇	四八,二九〇	四三九,〇〇	一〇,二〇四	七,三三五	三二,二一〇		
二,三三三,五七	二,四九三,七七	三,〇三〇,〇〇	四,〇〇〇,〇〇	一,二三五,八四	一,五〇〇,〇〇	一,八四二,一四	一,五〇〇,〇〇	一,四〇〇,〇〇	一,〇〇六,八四	一,一三三,七六		

(八〇)

重慶	北京	天津	漢口	漢口	廣州	大連	上海	香港	福州	盤谷	汕頭	廈門	寧波
支那	支那	支那	支那	支那	支那	支那	支那	支那	支那	支那	支那	支那	支那
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十
年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年
七〇三、〇〇〇	六九三、〇〇〇	六八四、九五八	六五四、四七六	六五一、〇〇〇	六四九、三三〇	六三九、九七七	六三四、〇〇〇	六〇三、七七一	六〇〇、〇〇〇	五七七、一八〇	五五五、六五六	五三三、五四〇	

○第一編 地理

亞爾然丁	土耳其	印度	日本	蘇格蘭	伯西	獨逸	支那	印度	露西亞	支那	天津	漢口	廣州	大連	上海	香港	福州	盤谷	汕頭	廈門	寧波
亞爾然丁	土耳其	印度	日本	蘇格蘭	伯西	獨逸	支那	印度	露西亞	支那	天津	漢口	廣州	大連	上海	香港	福州	盤谷	汕頭	廈門	寧波
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十
年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年
一、二五、六九三	一、一〇八、〇〇〇	一、〇三六、九六七	一、〇一八、七七七	九〇〇、〇〇〇	八五九、七二五	八二一、三三五	八〇一、七七一	七七八、〇〇〇	七五六、四三三	七五〇、〇〇〇	七三三、三三三										

(八三)

○第一編地	老	バ	ロ	ケ	リ	ハ	オ	シ	羅	ブ	里	ミ	蘇
理	ツ	ツ	ツ		イ		リ		レ				
	フ	フ	テ		ド	デ	プ		ス				
	キ	ア	ル		ラ	ラ	ラ		ロ				
	ール	ロダ			ハ	ハ	ハ						
	ド	ム	ソ	ツ	ド	サ	ド	馬	イ	昂	シ	州	
	英	合	和	獨	英	印	露	合	伊	獨	佛	伊	支
	吉	衆		吉	西	衆	太		蘭	太			
	利	國	蘭	逸	利	度	亞	國	利	逸	西	利	那
	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
	三	三	四	三	三	三	三	四	三	三	四	四	四
	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十
	四	九	十	八	四	三	九	十	八	九	十	十	十
(八五)	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年

五〇〇、〇〇〇
 四三三、二四一
 四七二、一四一
 四七〇、九〇四
 四六二、七四三
 四六〇、三三七
 四四九、七三三
 四四八、四六六
 四四八、九六八
 四三六、七三三
 四〇三、三五六
 三八一、八二九
 三六〇、七九三

ラ	マ	コ	ド	馬	ハ	ハ	メ	ハ	ミ	マ	マ	バ	
イ		レ			ル	ル			ユ	ド	ン	ル	
ブ	ド	ペン	ス	耳	ミ	セ	ボ	ダ	ニ	リ	チ	チ	
チ	ラ	ハー	デ		ン	ン	ル	ア	ッ	ッ	エ	モ	
ッ		ゲ			ハ						ス	レ	
	ヒ	ス	ン	塞	ム	ナ	ン	ナ	ク	ド	イ	ア	
	獨	印	丁	獨	佛	英	西	玖	獨	西	英	合	
					蘭	吉	班	グ		班	吉	衆	
								キ					
	逸	度	抹	逸	西	利	牙	マ	瑪	逸	牙	利	國
	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
	三	三	三	三	三	三	三	四	四	三	三	三	三
	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十
	八	四	九	八	九	四	三		八	三	四	九	
	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年

五〇三、六七一
 五〇九、三四六
 五四〇、一三四
 五二六、九六六
 五二七、四九八
 五二二、二〇四
 五三三、〇〇〇
 五三〇、〇〇〇
 五二八、〇一〇
 五二八、九八三
 五二九、八三三
 五三三、八七三
 五三三、六六九

ベ	杭	エ	ロ	デ	リ	桑	ビ	サ	ニ	ダ	ニ	京
ル	フ	ア	ス	ト	ス	ッ	ッ	ン	ン	ユ	ユ	ユ
ト	州	州	州	州	州	州	州	州	州	州	州	州
愛	支	蘇	露	合	葡	合	合	智	合	愛	獨	日
耳	那	蘭	亞	國	牙	國	國	利	國	蘭	逸	本
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
三	四	四	三	三	三	三	三	四	三	三	四	三
十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十
九	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年

(八六)

三六〇、五八
 二九四、四六
 五九〇、六八
 二六九、三六
 三七八、〇〇
 三七五、〇八
 三六〇、三九
 三五六、〇九
 三三三、三三
 三五二、五七
 三五〇、五三
 三五〇、〇〇
 三四九、一八

ニ	モ	ミ	キ	香	横	ブ	亞	フ	チ	ス	墨	シ
ユ	ン	ル	キ	香	横	ブ	亞	フ	チ	ス	墨	シ
州	州	州	州	州	州	州	州	州	州	州	州	州
合	合	合	合	合	合	合	合	合	合	合	合	合
衆	衆	衆	衆	衆	衆	衆	衆	衆	衆	衆	衆	衆
國	國	國	國	國	國	國	國	國	國	國	國	國
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
三	四	三	三	四	三	三	四	三	三	四	三	三
十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十
九	一	九	五	六	四	十	八	四	十	三	九	年
年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年

(八七)

三四五、三三〇
 三四四、七二
 三三七、四六〇
 三五五、六三六
 三四四、九七八
 三三三、二四六
 三三六、九四三
 三三三、二六〇
 三三九、〇〇〇
 三三七、九〇三
 三三六、〇〇〇
 三四、一四六

リ	神	名	華	バ	ア			
				ン				
				レ				
			古	ル				
			盛	ワ				
				モ				
ガ	戸	屋	頓	イ	ア			
露	日	日	合	伊	白			
西			衆	太	耳			
亞	本	本	國	利	義			
同	同	同	同	同	同			
三	三	三	三	三	四			
十	十	十	十	十	十			
年	年	年	年	年	年			
								三一〇、九〇三
								三〇九、六九四
								三〇七、七二六
								二八八、三三九
								二八五、〇〇三
								二八二、二三〇

宗教

我が邦の宗教は、佛教多部分を占め、神道亦一種の宗教にて、此の他基督教をも奉ず。〔佛教の宗派〕即ち左の如し。法桐宗、三論宗、俱舍宗、成實宗、華嚴宗、律宗、天台宗、真言宗、禪宗、浄土宗、浄土眞宗、法華宗、融通大念佛宗、時宗、三聖一致宗。右の内にて現今多く行はるものは、浄土眞宗（一に門徒宗、略して眞宗）浄土宗、法華

宗（日蓮宗と云ふもあり）真言宗、禪宗、融通大念佛宗、時宗等なり、何れも宗内に數派あり。〔神道の教派〕即ち左の如し。神宮教、黒住教、大社教、御嶽教、神習教、神道本局、實行教、修正派、天理教等。〔基督教派〕即ち左の如し。天主教（舊教と云び、又、カゾリツクとも云ふ）新教（プロテスタントと云ふ）希臘教

兵事

國民としては兵事は知らざるべからず。依て兵役を始めとして、一般に心得ざるべからざることを左に叙す。

徴兵總員

年次	徵集人員	徵集延期 除人員	徵集免 除人員	兵役免 除人員	合計
明治三十六年	一八三、八三三	三、六九二	三九、一七	二七、八四九	三四四、四〇〇
同 三十七年	二六九、二八四	四、二六三	一〇四、五九三	三、三三三	四〇九、五三三
同 三十八年	三二一、八六	三、八三三	五三、八八四	三、六五	四〇〇、二六
同 三十九年	二〇一、七二四	三、四六	一五九、三三〇	三三、三六八	三六七、七五〇

◎各國陸軍

國名	現役兵	豫備兵	臨時總員兵	兵役ニ堪 ル者
獨逸	六七、〇〇〇	一、三三三、〇〇〇	一、八四〇、〇〇〇	一、九〇〇、〇〇〇
露西亞	一、一〇〇、〇〇〇	七〇〇、〇〇〇	一、八〇〇、〇〇〇	五、二〇〇、〇〇〇
匈地牙	四〇九、〇〇〇	三七一、〇〇〇	七九〇、〇〇〇	一、五〇〇、〇〇〇
佛蘭西	五九、〇〇〇	三七一、〇〇〇	一、二〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
諾威	三〇、〇〇〇	九、〇〇〇	一、三、〇〇〇	—

國名	現役兵	豫備兵	臨時總員兵	兵役ニ堪 ル者
葡萄牙	三〇、〇〇〇	三三、〇〇〇	一、三、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇
伊太利	二五〇、〇〇〇	四九、〇〇〇	三三三、〇〇〇	一、七〇〇、〇〇〇
英吉利	三三、〇〇〇	三七一、〇〇〇	七〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
日本文	一〇〇、〇〇〇	一一〇、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇
西班牙	四、〇〇〇	九〇、〇〇〇	一、三、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇
白耳義	四〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一、五〇、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇
和蘭	四〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一、五〇、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇
丁抹	一四、〇〇〇	三、〇〇〇	四〇、〇〇〇	一、三、〇〇〇
瑞典	三、〇〇〇	二、四、〇〇〇	三、〇〇〇	—
伯西兒	四、〇〇〇	一〇、〇〇〇	四、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
亞爾然	一、九、〇〇〇	一一〇、〇〇〇	一、三、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇
羅馬尼	三、五、〇〇〇	三、〇〇〇	一、三〇、〇〇〇	一、七、〇〇〇
瑞典	三、九、〇〇〇	六、〇〇〇	一、三、〇〇〇	—

○第一編 兵 事

第六十第 京 都	第五十第 豐 橋	第四十第 宇 都 宮	第三十第 高 田	第二十第 小 倉	一十第 善 通 寺
十九十八 京 都 賀	十七十九 騎 兵 第 四 豐 橋	廿七廿八 水 宇 都 宮	二十五 新 發 田	三十五 小 倉	二十二 德 通 寺
五三九 十 三 奈 瓦	六十八 靜 岡	五二六 十 九 宮	五三六 八 村 本	七四二 七 小 倉	四十二 三 善 通 寺
第三十第 京 都	第廿五第 豐 橋	第十八第 宇 都 宮	第十七第 高 田	第十二第 小 倉	第十二第 善 通 寺
第廿二第 京 都	第廿一第 豐 橋	第廿宇 都 宮	第十九第 高 田	第十二第 小 倉	第十二第 善 通 寺
第十六第 京 都	第十五第 豐 橋	第十四第 宇 都 宮	第十三第 高 田	第十二第 小 倉	第十二第 善 通 寺
第十六第 京 都	第十五第 豐 橋	第十四第 宇 都 宮	第十三第 高 田	第十二第 小 倉	第十二第 善 通 寺

第十第 姬 路	第九第 金 澤	第八第 弘 前	第七第 旭 川	第六第 熊 本	第五第 廣 島
八二十 姬 路	六三十一 金 澤	四十六 騎 兵 第 三 盛 岡	十四三 旭 川	十一三十六 熊 本	九二十一 廣 島
四十三 島 取	三十七 六 金 澤	五三十一 奇 弘 前	二二二 旭 川	二十三 熊 本	二十七 廣 島
第十第 姬 路	第九第 金 澤	第八第 弘 前	第七第 旭 川	第六第 熊 本	第五第 廣 島
第十第 姬 路	第九第 金 澤	第八第 弘 前	第七第 旭 川	第六第 熊 本	第五第 廣 島
第十第 姬 路	第九第 金 澤	第八第 弘 前	第七第 旭 川	第六第 熊 本	第五第 廣 島

第四	第四	第三	第二	一		第	
廣島	大阪	名古屋	仙臺	東京			
				第三	第二		
				下志津	國府臺		
第五	第四	第三	第二	第十八	第十七	第十五	第一
			第一				
第五	第四	第三	第二				第一
第五	第四	第三	第二				第一
廣島	高槻	名古屋	仙臺	下志津	國府臺		東京

●陸軍常備團隊配備表 (其二)

近衛	師團								
東京	師團司令部所在地								
第一	旅團	野							
東京	旅團司令部所在地	砲							
第十三	聯隊	兵							
近衛	大山砲隊								
近衛	大工隊								
近衛	大輜重隊								
	諸隊名								
第七十	岡山								
第三十三	岡山								
第三十四	岡山								
第四十一	岡山								
第四十二	岡山								
第四十三	岡山								
第四十四	岡山								
第四十五	岡山								
第四十六	岡山								
第四十七	岡山								
第四十八	岡山								
第四十九	岡山								
第五十	岡山								
第五十一	岡山								
第五十二	岡山								
第五十三	岡山								
第五十四	岡山								
第五十五	岡山								
第五十六	岡山								
第五十七	岡山								
第五十八	岡山								
第五十九	岡山								
第六十	岡山								

第一編 兵 事

師團		第五	第六	第七	第八
師司令部	豐橋	京都	岡山	久留米	
旅團					
旅司令部					
砲隊					
大隊					
旅司令部					
砲(大)隊					
司令部					
步兵隊					
軍樂隊					
諸隊					
地名					

陸軍常備團隊配備表 (其二)

第六	第七	第八	第九	第十	第十一	第十二	第十三	第十四
熊本	旭川	弘前	金澤	姫路	善通寺	小倉	高田	宇都宮
第六	第七	第八	第九	第十	第十一	第十二	第十三	第十四
第六	第七	第八	第九	第十	第十一	第十二	第十三	第十四
熊本	旭川	弘前	盛岡	金澤	姫路	福知山	善通寺	小倉

但シ臺灣、樺太、韓國、滿洲ニ在ル常備部隊ハ本表以外トス○本表ノ内新設及移轉スヘキ軍隊ノ配備時期ハ別ニ之ヲ定メラル

八十第	二十第	十第	七第	五第
久留米	小倉	姫路	旭川	廣島
	第二下關			
	第五			第四
長保佐 崎世	對馬	舞鶴	函館	藝予
	鶏知一大隊			
長佐 崎世保	嚴鶏 原知	下關	舞鶴	函館
				忠廣 海島

○第一編兵 亦

11012

四第	四第	一第	衛		近
大阪			東京		
		第一橫須賀			
三第	聯隊	第一			
三第	第一	二			
大大	大本				
隊隊	隊部				
			千葉		
			鐵道	聯隊	
		氣電	第二	第一大	
		球信	大隊	大隊	
	第四				近衛
					東京
由福深由	大	橫須賀	東京	習志野	千葉
長良山良	阪				

11003

海軍區劃

第一	第二	第三
羽後陸奥國界ヨリ本土東海岸ニ沿ヒ紀伊國南牟婁東牟婁郡界ニ至ルノ海岸海面並禰太島ノ海岸海面	紀伊國南牟婁東牟婁郡界ヨリ長門國大津豐浦郡界ニ至ル又筑前國遠賀宗像郡界ヨリ九州東海岸ニ沿ヒ日向大隅國界ニ至ル海岸海面及四國海岸海面並ニ内海	筑前國遠賀宗像郡界ヨリ九州西海岸及同南海岸ニ沿ヒ日向大隅國界ニ至ルノ海岸海面及壹岐對馬諸島ノ海岸海面並臺灣澎湖列島ノ海岸海面
相模國三浦郡橫須賀 橫須賀鎮守府	安藝國安藝郡吳 吳鎮守府	肥前國東彼杵郡佐世保 佐世保鎮守府

第四 長門國大津豐浦郡界ヨリ本土西海岸ニ沿ヒ羽後國陸奥國界ニ至ル海岸海面及隱岐佐渡ノ海岸海面 丹後國加世郡舞鶴 舞鶴鎮守府

關東州 關東州ノ海岸海面 旅順鎮守府

艦團隊配置人員

明治四十一年十二月卅二日

種別	將官上長 官士官	候補生 准士官	下士	卒	合計
第一、第二、第三聯隊	三五	一四	一、二六	五、三四	七、〇四
練習艦隊	七〇	二〇	三、三三	九、五	一、四九
鎮守府各艦	七九	四三	一、八〇	三、九五	一七、五〇
海兵團	一四	五	一、八〇	九、〇五	四、〇〇
水雷團	二	六	一、八	三、三	五、九
要港部並水雷敷設隊	一〇	六	三、四	一、四	二、二四
○第一編隊				一、〇三	

朝日	敷島	石見	肥前	相模	周防	富士	丹後	鞍馬	伊吹	筑波	生駒	淺間
戰艦	同	同	同	同	同	同	同	巡洋艦	巡洋艦	同	同	第一編兵
同	同	未詳	未詳	同	同	英國	未詳	橫濱	吳	同	吳	英國
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
三十二年三月十三日	三十一年十一月一日	三十一年十一月一日	三十一年十一月一日	三十一年十一月一日	三十一年十一月一日	三十一年十一月一日	三十一年十一月一日	三十一年十一月一日	三十一年十一月一日	三十一年十一月一日	三十一年十一月一日	三十一年十一月一日
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
一四、七五〇	一四、五八〇	一三、五〇〇	一三、七〇〇	一三、六〇〇	一三、六〇〇	一三、六〇〇	一三、六〇〇	一三、六〇〇	一三、六〇〇	一三、六〇〇	一三、六〇〇	一三、六〇〇
一五、二〇〇	一四、七〇〇	一六、五〇〇	一六、〇〇〇	一四、五〇〇	一四、五〇〇	一四、五〇〇	一四、五〇〇	一四、五〇〇	一四、五〇〇	一四、五〇〇	一四、五〇〇	一四、五〇〇

水雷艦隊	防備隊	關東隊	精保隊	總計
一五	一四	一四	一四	一五
一〇〇五	一八〇	一八〇	一八〇	一〇〇五
一、七〇〇	一、七〇〇	一、七〇〇	一、七〇〇	一、七〇〇
明治四十二年一月一日				
鋼	鋼	鋼	鋼	鋼
一九、八〇〇	一九、八〇〇	一九、八〇〇	一九、八〇〇	一九、八〇〇
二四、〇〇〇	二四、〇〇〇	二四、〇〇〇	二四、〇〇〇	二四、〇〇〇
一七、三〇〇	一七、三〇〇	一七、三〇〇	一七、三〇〇	一七、三〇〇
一五、六〇〇	一五、六〇〇	一五、六〇〇	一五、六〇〇	一五、六〇〇
一五、〇〇〇	一五、〇〇〇	一五、〇〇〇	一五、〇〇〇	一五、〇〇〇

嚴千笠宗津日春阿吾八磐出常
 島歲置谷輕進日蘇妻雲手雲盤
 同同同同巡二同同同同同同
 同同同同洋艦等

佛同英同同同伊未佛獨同同同
 國國國國國詳國國國國國國
 同同同同同同同同同同同同
 廿二年七月十八日 卅一年一月廿一日 卅一年一月二十日 卅一年二月九日 卅五年十月廿二日 卅三年六月廿四日 卅二年七月八日 卅三年三月廿九日 卅二年九月十九日 卅一年七月六日
 同同同同同同同同同同同同

(一〇六)
 四、三七八 四、二七八
 四、九三三 五、五〇三
 六、五〇〇 六、三〇一
 七、七〇〇 七、七〇〇
 七、八〇〇 九、四三六
 九、七三三 九、八三六
 一〇、〇〇〇 一四、七〇〇
 一四、六六六 一五、五〇〇
 一七、〇〇〇 一六、六〇〇
 一四、六六六 一四、六六六
 一五、七二四 一五、四〇〇
 一八、三六八

橋立 利根 浪速 高千穂 新高馬 對馬 秋津洲 音羽 和泉 明石 須磨 千代田 壹岐
 同同同同同同同同同同同同
 巡洋艦等 海防艦等

橫須賀 佐世保 英國 同 橫須賀 吳 橫須賀 英國 同 橫須賀 英國 同 橫須賀 英國 同 未詳
 同同同同同同同同同同同同
 廿四年參月廿四日 十八年參月十八日 十八年五月十六日 卅五年十一月十五日 卅五年七月七日 卅六年十一月二日 卅六年十一月二日 卅六年十一月二日 卅八年十一月八日 卅八年參月九日 卅八年六月參日 卅九年六月參日
 同同同同同同同同同同同同

(一〇七)
 四、二七八 四、一〇〇
 三、七〇九 三、七〇九
 三、四〇〇 三、四〇〇
 三、四〇〇 三、四〇〇
 三、二七三 三、二七三
 三、〇〇〇 三、〇〇〇
 二、九七六 二、九七六
 二、八〇〇 二、八〇〇
 二、七〇〇 二、七〇〇
 二、四九九 二、四九九
 九、五九四 八、〇〇〇
 五、四〇〇 一五、〇〇〇
 七、六〇四 七、六〇四
 七、六〇四 七、六〇四
 九、四〇〇 九、四〇〇
 九、四〇〇 九、四〇〇
 八、五五六 八、五五六
 八、〇〇〇 八、〇〇〇
 八、五〇〇 八、五〇〇
 五、六七八 五、六七八
 八、〇〇〇 八、〇〇〇

鎮遠	見島	沖島	松江	金剛	比叡	高雄	葛城	大和	武藏	赤城	宇治	伏見
同	二海防艦等	同	海防艦等	同	同	同	同	同	同	二等砲艦	同	同
獨國	未詳	同	同	英國	同	橫須賀	同	小野濱	橫須賀	小野濱	吳	英國
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
十	廿	廿	卅	十年	十年	廿一年	十八年	十八年	十九年	廿一年	卅六年	卅九年
五	七	九	一	四月十七日	六月八日	十月十五日	五月卅一日	五月一日	參月卅日	八月七日	參月十四日	八月八日
年	年	年	年	同	同	同	同	同	同	鋼	同	同
同	同	同	同	鐵骨	鋼骨	同	同	同	同	同	同	同
七,三三〇	四,九〇〇	四,三三〇	二,五〇〇	二,二八〇	二,二八〇	一,七七八	一,五〇三	一,五〇三	一,五〇三	一,五〇三	一,一〇〇	一,八〇〇
六,〇〇〇	六,〇〇〇	六,〇〇〇	一,五〇〇	二,五〇五	二,五〇五	二,三三三	一,六三三	一,六三三	一,六三三	一,六三三	一,一〇〇	八〇〇

隅田	妙川	滿州	鈴谷	八重山	最上	千早	淀	龍田	韓崎	豐橋	總計
同	通報艦	同	同	同	同	同	通報艦	同	水雷母艦	水雷母艦	六
同	同	未詳	獨國	橫須賀	三須賀	造所	橫須賀	川崎	英所	未詳	英國
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
卅六年	卅年	卅年	卅年	卅二年	卅四年	卅四年	卅四年	卅四年	卅年	卅年	卅年
十二月五日	一	四	三	參月十二日	三月廿五日	五月廿六日	十一月十九日	四月六日	九月	十二月	十二月
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
一,一七〇〇	三,九一六	三,〇〇〇	一,六〇九	一,三三〇	一,三三〇	一,二五〇	一,二五〇	八六四	一〇,五〇〇	四,一三〇	四,一三〇
六,〇〇〇	五,〇〇〇	一八,〇〇〇	五,四〇〇	八,〇〇〇	六,〇〇〇	六,〇〇〇	六,〇〇〇	六,〇〇〇	二,三〇〇	一,八七〇	七,〇〇〇

○第一編 兵 艦
 明治四十二年一月一日
 (一〇九)

初春	疾風	三月	野分	白砂	夕風	卯月	水無月	長月	松風
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
川崎造船所	大坂鐵工所	佐世保	同	三菱造船所	舞鶴	川崎造船所	三菱造船所	浦賀船渠會社	三菱造船所
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
參拾九年五月廿一日	參拾九年五月廿二日	參拾九年五月廿六日	參拾九年七月廿五日	參拾九年七月參拾日	參拾九年八月廿二日	參拾九年九月二十日	參拾九年十一月五日	參拾九年十二月十五日	參拾九年十二月廿參日
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
三二	三二	三二	三二	三二	三二	三二	三二	三二	三二
六〇〇〇	六〇〇〇	六〇〇〇	六〇〇〇	六〇〇〇	六〇〇〇	六〇〇〇	六〇〇〇	六〇〇〇	六〇〇〇

(1112)

菊月	浦波	磯波	白雲	朝湖	霞湖	雷電	曙電	漣電	龍雲	叢雲	東雲
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
浦賀船渠會社	舞鶴	英國	英國	同	同	同	同	同	英國	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
四十年四月十日	四拾明十二月拾八日	四拾二年竣工	三十三年十一月一日	三十五年一月拾日	三十五年一月廿參日	三十一年十一月十五日	三十二年一月廿八日	三十二年七月廿五日	三十二年七月八日	三十二年十月五日	三十一年十一月十六日
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
三二	三二	三二	三二	三二	三二	三二	三二	三二	三二	三二	三二
六〇〇〇	六〇〇〇	六〇〇〇	七〇〇〇	七〇〇〇	六〇〇〇	六〇〇〇	六〇〇〇	六〇〇〇	六〇〇〇	五、四〇〇	五、四〇〇

(1113)

○第一編兵

事

夕霧	同	同	三十二年一月廿六日	同	三六	五、四七五
不知火	同	同	三十二年參月十五日	同	三六	五、四七五
陽炎	同	同	三十二年八月廿三日	同	三六	五、四七五
薄雲	同	同	三十三年一月十六日	同	三六	五、四七五
山彦	同	未詳		同	三六	四、〇〇〇
波	同	同		同	三六	三、五〇〇
卷雲	同	同		同	三六	三、五〇〇
皐月	同	同		同	三六	六、〇〇〇
文月	同	同		同	三六	六、〇〇〇
總計	五	十	六	隻	二〇、五〇〇	三七、八五〇

本表ノ外製造中ノモノ綾波一隻アリ

(一四)

徴兵諸則摘要

- 義務年齢** 重罪の刑に處せられたる者の外は帝國臣民にして滿十七年より滿四十年迄の男子は皆兵役に服するの義務あり
- 適齡屆** 二十歳未滿にして現役を終へたる者及現役中の者の外は毎年一月一日より十一月三十日迄に滿二十歳と爲る者は其年の一月中に、十二月一日より同月三十一日迄に滿二十歳と爲る者は翌年十一月中に又學校又は、外國に在るの故を以て徵集を猶豫せしむる者に於ては、二十歳若しくは三十二歳迄に其事故止みたる者は十四日以内に書面を以て戸主に非ざる者は戸主より本籍の市町村役場に届出を爲すを要す
- 免役** 廢疾又は不具者にして徴兵検査規則に照し兵役に堪へざる者は兵役を免す、○**検査** に合格すると雖も入營前に廢疾又は不具と爲り永久兵役に堪へ難き者亦同じ
- 徵集猶豫** (在校者) 滿十七歳以上二十八歳以下にして官立學校 (小學校及撰科等の別科を除く) 府縣立師範學校、中學校若しくは文部大臣に於て中學校の學科程度と認めたる學校若しくは

文部大臣の認可を經たる規則に依り法律學、政治學、學理財學を教授する學校に在る者は本人の願に由り滿二十八歳迄徵集を猶豫す其事故二十八歳迄に止み又は之を過ぐるも仍ほ止まざる者は抽籤の法に依らずして之を徵集す

○全(在外者) 韓國、露國沿海州、露國俄薩哈連、清國、香港、澳門以外の外國に在る者は其人の願に由り徵集を猶豫す○滿三十二歳迄に歸朝する者は抽籤の法に依らずして之れを徵集し三十二歳を過ぐる者は國民兵役に服せしむ

○陸軍現役兵及び補充兵 毎年所要の人員に應じ壯丁の身材藝能職業に従ひ歩兵騎兵砲兵工兵輜重兵職工及雜卒に區別し抽籤の法に依り當籤の者を以て之に充つ

○海軍現役兵及び補充兵 毎年所要の人員に應じ沿海地方及島嶼の壯丁を調査し海軍に適する職業に従ひ水兵火夫職工及雜卒に區別し抽籤の法に依り當籤の者を以て之れに充つ但海軍志願兵徵集規則に依り服役する者は此限にあらす

○國民兵役 抽籤番號の順序に因り其年の補充兵役所要員に超過する者は國民兵役に服せしむ

○志願服役 二十歳に至らずと雖も滿十七歳以上の者は志願に因り現役に服することを待

○抽籤 身體検査に合格したる壯丁は徵集順序を定むる爲の徵集區毎に體格の等位及兵種を分ち聯隊區徵兵署又は警備隊區徵兵署(東京市、京都市、大阪市に於ては聯隊區聯合徵兵署)に於て抽籤を行ふ

寄留地徵募區の身體検査に於て合格したる者は該徵募區の壯丁と混同して抽籤を行ふ

抽籤總代人は其年の壯丁に就き聯隊區徵兵參事員又は警備隊區徵兵參事員之を選定す

○検査 他の徵兵區に寄留し其地に於て身體検査を受けんことを冀望する者は寄留地の島司郡市長に願出で(此願出期日は本籍地及寄留地徵募區の検査開始前三十日迄に限る)且其由を本籍の市町村に届出づべきものとす更に寄留換を爲し其地に於て身體検査を受けんとする者亦同じ但此場合に於て前寄留地の島司郡市長にも届出を爲すを要す之を爲さざる時は五錢以上一圓九十五錢以下の科料に處せらるべし

○故障届出 疾病傷痍或は犯罪等の爲め身體検査を受け難き者は書面を以て検査當日迄に島司郡市長に届出づべし其疾病傷痍の者は醫師の診斷書を添ふべく島司郡市長に届出す届書に

は町村長の奥書證印を受くべきものとす此届出を爲さざる時は五錢以上一圓九十五錢以下の科料に處せらる

○期日 検査は四月中旬より九月下旬迄の間に行ふを例とす

○處分 壯丁の身體検査終るときは聯隊區徵兵官又は警備聯隊區徵兵官は徵集延期徵集猶豫徵集免除及兵役免除の處分を爲す

○入營期日

現役兵 毎年十二月一日但疾病犯罪者等の爲め此の日に入營し難き者は同月末日迄に入營せしむ

警備隊諸兵 第一期、徵募年の十二月一日、第二期、翌年四月一日

砲兵輸卒(通則) 第一期、徵募年の十二月一日、第二期、翌年四月一日 第三期、同八月一日

同(特則) 第二、第七、第八及第九の各師管に於ては左の二期に分つ

第一期、徵募年の翌年四月三日、第二期、同年八月一日

輜重輸卒(通則) 第一期、徵募年の十二月一日、第二期、翌年二月一日 第三期、同年四月一日、第四期、同年九月一日

同(特則) 第二及第九兩師管に於ては左の三期に分つ

第一期、徵募年の五月一日、第二期、同年六月一日、第三期、同年九月一日

第七及第八兩師管に於ては左の二期に分つ

第一期、徵募年の五月一日、第二期、同年八月一日

- 不令格 (一)悪性腫瘍、(二)骨軟化、病佝病、(三)皮膚癩、(四)動脈瘤、(五)癩病、(六)白痴、(七)癲狂、(八)盲、(九)耳聾若は鼻の全缺せる者、(十)聾、(十一)啞、(十二)唇齒牙、口内の疾病にして官能に大なる妨ある者、(十三)食道狭窄、(十四)脊梁骨髓の畸形にして運動に大なる妨ある者、(十五)臥兒尼亞、(十六)關節畸形、(十七)習慣脱臼、(十八)支肢短縮、屈曲、(十九)指力軟弱にして把握に大なる妨ある者、(二十)拇指若は示指若は中指以上を失したる者、(廿一)翻足、(廿二)第一趾を失したる者若は三趾以上を失したる者

○徵兵體格の等位は左の如し

○第壹編 徵兵體格則

- 一 甲種 身長五尺以上にして身體強健なる者
 - 二 乙種 身長五尺以上にして身體甲種に亞ぐ者其體格比較的良好なるものを第一乙種とし之れに亞ぐものを第二乙種とす
 - 三 丙種 身長五尺以上にして身體乙種に亞ぐ者及身長五尺未滿四尺八寸以上にして丁種戊種に當らざる者
 - 四 丁種 前記疾病畸形の者及身長四尺八寸に滿たざる者
 - 五 戊種 徵兵令第二十條第一項第二項に當る者
- 甲種乙種丙種を合格とし其甲種乙種は現役に徵すべき者丙種ハ國民兵役に置くものとし丁種は不合格戊種は兵徵延期とす
- 召集(豫備兵後備兵) 戰時若は事變に際し之を召集す平常に在ては毎年一度六十日以内の勤務演習の爲め之を召集し又毎年一度簡閱點呼を爲す
- 第一補充兵 現役兵の補缺に充て又戰時若は事變に際し之を召集す但其補缺に充つるは服役の初年、限る平常は百五十日以内教育の爲め召集す其他勤務演習及簡閱點呼を爲すは豫

- 備兵に同じ
- 第二補充兵 戰時若は事變に際し第一補充兵を召集し仍は兵員を要する時之を召集す
- 海軍補充兵 現役兵の補缺に充て又は戰時若は事變に際し之を召集す但其補缺に充つるは服役の初年、限る
- 國民兵 戰時若は事變に際し後備兵を召集し仍は兵員を要する時に限り之を召集す

天文

(星) 晴れ渡たる秋の夜、仰ぎて天空を見れば、多くの金米糖形の輝くものを見るべし。通常これを星と云ふ。されど天文學上にては月、太陽及び吾人の住む地球をも同じく星と呼ぶ。而して能く是れ等の星を觀測すれば、各星は一定の位置を取りて、東より西に向いて運行するものと、他の星に對する位置の常に變じつゝ運行するものとあるを發見すべし。前者は之れを恒星と云ふ自ら光を放つものにして、後者は之れを遊星と云ひ、恒星の光を受け輝くものなり。即ち太陽は一の恒星にして、地球は一の遊星なり。

(天體の系統) 是等の無数の星は、常に亂雑に天空にかゝるにあらすして、一定の系統あり。即ち一恒星を中心として、多くの遊星との周囲を廻る。而して他の小遊星は又此の遊星の周囲を廻る。我が太陽は實に此の二つの系統を有するものなり。之れを太陽系と云ふ。

(太陽系) これには八個の大遊星あり。太陽に近きものより數ふれば、水星、金星、地球、火星、木星、天王星、海王星是れなり。その他大遊星の周囲を廻る小遊星(衛星或は月と云ふ)あり。

(太陽) この大きさは、凡そ我が地球の百三十萬倍にして、一時間二十哩の速力を有する汽車にて之れを一周するに、十四年餘を要す。此の巨大なる球体は、實にアルミニウム、バリウム等の高熱せられしものにして、吾人の感ずる太陽熱は、是等の元素の燃焼するに依りて起り、其の發光は重に水素の燃焼に依るものなり。

(水星) これは太陽に最も近し。直徑千二百二十餘里にて地球の二十分の一なり。此の星は日没後地平線上に在ること僅にして、日出前地平線上に在ることも僅なれば、常に見られず。

(金星) 日没前西空に輝く、俗に所謂の宵の明星及び日出前東天に輝く朝の明星は、二個の星にあらすして、實は同一の此の金星なり。

(地球) これは金星に次ぎて太陽に近し。赤道の半徑、凡そ六百三十七萬米、兩極の半徑凡そ六百三十五萬米にして、太陽との距離は、大凡百萬哩なり。故に一時間二十哩の速度の汽車は、七百餘年を経て漸く達すべしと云ふ。地球は自ら西より東に廻轉しつゝ太陽の周囲を廻る。吾人が太陽及び月が東より出で西に没するが如くに感ずる之れが爲めなり。

(火星) これは地球に最も近し。其の最近の時は、三千六百萬哩の距離となる。望遠鏡にて望めば、其の周囲は赤色の帯を帯ぶ。學者は是れ、火星に大氣あるが爲めと爲し、而して大氣あれば水あるべしと云ふ。水あれば人間も亦生息するなるべしと云へり。其の望遠鏡の観察は、恰も木目の如き處あり。其の條紋中に、半島及び海の如きもの見らるゝと云ふ。

(土星) これには幾重にも環を見る。學者の説に依れば、此の環は頗る大なるものなるも、時々其の形を變ずるが故に、這は連續せる固き環にあらすして、實は無数の小星の集まりなり。

七なる星と云へり。

(天王星、海王星) 此の二星は太陽より最も遠く、其の発見も他の星に後れ、天王星は百餘年前、海王星は六十餘年前に発見せらる。

(月) これは地球の周囲を廻りつゝ、太陽の周囲を廻るものなり。其の大きさ地球の五十分の一にて、地球との距離は、平均二十三萬八千七百九十三里、月の面に在る兎の如き斑紋は、遠鏡にて望めば無数の火山にて、其の火光は五十里に亘るものを見ると云ふ。

(彗星) 俗に掃星と云ふ。頭の方小に、尾の方大に、帚の如き状を爲す。這は只一個の星にあらず。無数の小星の集まりしものなり。此の星は尾光を、常に太陽へ反對の方向に向け時に地球と衝突して流星を降らすことあり。昔に彗星現るれば、天下に凶變あるなど唱へしも、這は全く迷信にてありたり。

(宇宙の宏大) 以上は只太陽系の一つに附きて説きしのみなれども、天空には、此の外尙ほ幾多の恒星ありて、各其の系統を有す。夏秋の夜、天の川と稱する大なる河の形状したる如きも、全く小星の群集せしにて、宇宙の宏大は、到底吾人の想像の及ばざるものなり。

地 文

(地球の内部) 此の内部は、岩石も悉く溶解するほどの高熱を有するものなり。されど外部よりの壓力あるを以て、液体状にならず。固体状を成す。其の内部に高熱あるは、地中の深處より温泉の湧出すること、火山の噴出あること、鑛山坑底の深處の、地表より高温なること等に依りて知るを得べし。

(地球の表面) 此表面には水陸の分布あり。其上は大氣に蔽はる。水陸の割合は、凡そ水三陸一、精密に言へば、水は二千四百萬方里、陸は八百八十萬方里なり。而して此の陸と水と相入り交りて、水は海洋、灣港、入江、海峡等の種々の形を成し、陸は大陸、島嶼、半島、岬崎等の種々の形状を呈す。尙ほ垂直的度化を見れば、海には深淺あり。陸には高低ありて、山岳、谿谷、河川、湖沼等あり。斯る形状は、如何にして生ぜしかを説かんに

(陸地の變動) を起す力は、之を二大別するを得べし。一は地球内部に有する地熱に依るものにて、即ち火山作用、地震、造山作用等、一は外部より、即ち水作用、大氣の作用、生

物の作用等より來るものなり。今其の大要を略述せん。

(火山作用) 前述の如く地球の内部には強烈の熱を有するを以て、地殻に弱点あるときは、内部の水蒸氣、熔岩等は之れを破りて地表に噴出す。之れを火山作用と云ひ、其の噴出物を堆積して山を成せるを火山と云ふ。其の噴出するや、先づ地震を生じ、次に破碎されたる岩石の破片、蒸氣と共に黒烟柱を成して空中に上る。而して之れが冷却して降り來るなど、爲めに幾萬の生靈を地下に埋むることあり。

(地震) これには種々の原因あり。即ち火山の激動に依るもの、地下水が石灰石、石膏等を溶解して、地下に空洞を作り、其の上層の地盤の陥落よりするもの、地震及び地熱放散すると共に、地殻收縮の結果、地殻に裂目を生じ、一方の地表下に迂り落つるより起るもの。

(海嘯) 海底に地震起れば、其の上の海水に震動を傳へ。怒濤を生じ沿岸を害す。俗に津浪と云ふは是れなり。

(造山作用) 地球の地熱を放散して、次第に冷却するや、其の容積を減じ、爲めに地球の中心に向ひて收縮し、地表に皺と斷層とを生ず。是れ造山作用にて、世界の重なる山脈は皆斯くして生ぜしものなり。

(水) 水が地表に變化を及ぼすことは頗る大なるものなり。蓋し水は常に循環して息まらず。水蒸氣と成りて上り、雲と成り、將た雨雪と成りて降り、地中に入りては地下水と成り、泉と成りて地表に出で、河水と成りて湖、又は海に入る。斯く絶えず循環するが故に、其の地表に變化を及ぼすこと亦頗る大なるものなり。

の 人 美 と 所 名
會 覽 博

鮮明美麗—廉價販賣



全箱百枚入 郵箱拾錢共
全箱百枚入 郵箱拾錢共

最新發行—好評如湧

百景美人と時文特別
五拾錢

國民百科全書 (第貳編)

尙文館編輯局編纂

和洋禮式

禮は人爲の物に非ず、天性に出づるものなり。人は皆天命の性を稟り、其天性を分てば、儒教にては仁、義、禮、智と分る。此の何れにても違はずして躬行實踐するを信とし、信を加へて五常とす。禮儀の禮は是より起れり、故に進退周旋俯仰の形容のみを禮式とせず。心中に恭敬を存じ、上下尊卑の等を表はすを本旨とす。故に天理の節文と謂ふ。平易に譯すれば人心の程よき模様と云ふ意味なり。漢土には道德上の書籍たる六經、今の五經中に禮記あり。我が邦神代より君臣の大義あれば、禮節既に具はり、禮の本は立ちたるも、應神天皇の朝に

○第二編 和洋禮式

(一)

漢籍渡來せし後は、彼の土の禮容をも參酌せしならむ。朝廷大禮の存するは是れなり。中古奈良朝時代に、留學生入唐して、唐朝の禮典を齎し歸りて多少參酌せしならむ。鎌倉幕府時代已來は、武家禮式大に行はれ、今尚ほ行はるゝ小笠原、伊勢等の式は室町幕府足利氏の盛時に制せしものなり。小笠原流は徳川幕府時代に、越前の勝山藩主小笠原氏を家元宗家とせり。禮書は表百ヶ條、裏百ヶ條ありて、書衆總數の交積は、大長持に滿つると聞く。舊同藩士某は、今の諸禮大全など題する饜應に係るものは、裏ヶ條中の通ひの一部なりと曰へり。一般の者は是れのみを日本禮式と知りて、日本禮式の全体を識らず。坊間出版の書にも、通ひ一部を出版するのみなれば、日本禮式に於ける豹の一斑と視て可ならん。足利幕府の世に小笠原、伊勢、武田の三家の禮式を撰みしも、漢土の禮記を參酌せしことは争ふ可からず。而して何れも心中の恭敬より起ることにて、専ら武家の禮式は己れの爲めに危険を防ぐ心得を含めり。

禮有りて國治さる。禮無くば争亂生ずることは、三歳の兒童も知らむ。何とならば若し禮を缺かば、兒童と雖も怒らざらんや。是れ其の證左にして、天性中のものなることを知る可し。されば東洋なる和漢等のみならず。此の他地球上の諸外國、殊に文明國と稱する西洋各國禮式の起る所も天性に外ならざるなり。然る故に世界の何國にても、禮容こそ異なれ、禮を行ひ禮を受くる心は同一なれば、心中に恭敬を有せざる禮容は、虚禮にして何の價值も無しと知る可し。左に和洋禮式の大旨概略を記せむ。

日本諸禮を大別すれば、拜禮、起居、退進、進薦、饜應、趨變、冠禮、婚禮、喪禮、祭禮なり。なれど冠禮は明治維新後廢れたり。

拜禮には立禮あり坐禮あり、軍人間は軍人間の禮あり。立禮は我が邦古より無きにあらずれども、今の禮は西洋式のものに參酌せしものなり。貴人を拜するには最敬禮あり敬禮あり、坐禮には眞、行、草の三段ありて、眞中にも、行中にも、草中にも、各々眞行草の三段ありて都て九段とす。軍人間の禮は、姿勢を正し、舉手、又は略して注目するなり。

起居は、坐禮にては衣服の裾のバツと煽らぬことに心を用ひ、小寄せの膝にて起つに習ふ。殊に女子は心を用ひ。是れにて起てば、裾は抜かず、尤も容姿も好し。是れを始として、

膝の突き様、坐り様、障子襖の開け閉て様、拜謁の仕様、貴人の前にて事を務むる様、談

話を爲す禮容、談話を聴くに就ての禮、物を授受する様、傍聽席にての禮、書籍器物等の見様、掛物及び生花の見様等なり。

進退周旋に就きては、先づ足の運びを左足より始め、足敷は凡そ疊一帖を三足に歩むを法とし、曲る處は折線に廻らずして、弧線に曲るものとす。其の進退の爲し様を首めとして、

歩く様、歩きつゝ目遣ひの慎み、人の前、又は後ろを通る様、來人を迎ふる様、送る様、

着坐の進退、途中通行の禮、道づれの進退、供をする様、途上にて人に逢ひたる時の禮、

門戸出入進退に關する禮、辭令書又は卒業證書等を受くるとき禮に叶へる進退なり。

貴人又は客人へ、物を進薦する禮は種々あり。

掛物の掛け様、掛物の撤様、屏風の立て様、火鉢の出し様、煙草盆の出し様、茶の出し

様、菓子出し様、水菓子の出し様、硯料紙の進め様、小刀の進め様、鼻紙の進め様、書

狀の進め様、書籍の進め様、扇子の進め様、扇子に載せて物を進むる様、楊枝を進むる様、

花を進むる様、燭臺又は洋燈の出し様、燭臺蠟燭の燼の切り様、釣燈籠の掛け様、釣ラン

プの掛け様、燈火の消し様、袴を穿かす様、衣服を取渡す様、衣服を臺に載せて進むる様、

衣服を授受する様、小袖并に羽織等を着する様、寢所の取り様等なり。

饗應に係るものは、通ひの本旨にて、

膳部の定式、通ひの姿勢、通ひの手わけ、坐敷かざり、膳の持ち方、膳の据ね様、飯の盛

り様、汁のかへ様、冷汁の注ぎ様、引肴の引き様、盃の出し様、銚子の持ち様、燗鍋の持

ち様、燗燗の持ち様、酌の仕様、酌の差別、盃の献酬、肴の据ね様、吸物の出し様、取肴

の出し様、膳の撤げ様、練菓子の出し様、抹茶の進め様等なり。

饗應を受けて趨きたるときは、

膳の受け様、膳に向ひて坐る様、箸の持ち様、箸休め箸收めの禮、食事の爲し様、吸物の

食い様、酒の受け様、肴の受け様、飯の受け様、汁の再進の受け様、湯茶酒等の飲み様、

楊枝の使ひ様、菓子の食ひ様、餅の食い様、膳の撤げさする様等なり。

婚禮は、別項とす。

喪禮は、葬式の定儀、會葬の禮、葬場の式、焼香の禮、靈奠の定儀、喪膳の禮、

祭禮は、齋戒祭禮の式、玉串を捧ぐる式、佛事にては焼香の式、饗膳の禮、

西洋の禮式は愛を主とす、東洋の敬を主とするが如きに非ず。されども専ら敬意無きに非ず愛中に敬を含む、殊に清潔を好む故に、他人に對して不潔なることを言ふを、甚だ無禮とす其の一例を擧ぐれば、便所を便所と言はずして、浴室と言ひ、浴室と言ひ、少し異なる言ひ方にて便所と言ふの隠語と覺るなり。これに就きて可笑しき誤解の一話あり。米國の或る地にて、予が知る人が我が邦の太閤記十段目淨瑠璃話をせしに、彼の一婦人は、便所にて明智光秀の母竹槍にて突かれたるかと思ひたりとぞ、斯くも不潔を避け、又、愛を主とする故に、人と交際する禮は、握手を第一として、愛深きは接吻を爲す。さて東洋にては、禮は食事に始まることも、重しとするとも言へば、西洋禮式の一斑として、西洋料理を食する禮法を紹介すべし。

食堂に進み、食卓に就く前は衣服を着し改むる事。西洋服ならば必ず上衣を着るべき事。日本服ならば、本式にては羽織袴を着用すべき事。極めて略するとも羽織を着るか、或は袴を着くる事。手端を清潔にし髪を亂すべからざる事。食卓に就くも靜にして決して急ぎて食すべからず。食物を嗜みながら口を開く等のことを爲すべからず。食するとき口或は

喉等を鳴らすべからず。食物の口中に有るとき談話すべからざる事。椅子に據りかゝり、又は食卓に憑かゝるべからず、又食卓を穢す等のことあるべからざる事。食卓上の菓物を他所へ持去るべからざる事。食事しながら犬猫等に戯るべからざる事。食事しながら口中へ指を入れ或は齒などを刺すべからざる事。麵包は必ず手に裂き、牛酪は截口に着けて食ふべき事。麵包を庖刀にて截るは無禮なる事。自分より懇望する品は、自ら手を伸ばし或は椅子を離れて取らず、靜に給仕人と呼び言ひ付けて取らすべき事。食事しては皆々食ひ盡すべからず。麵包にても菓物にても一個は残し置くべき事。されば残りし一つを取り食ふは無禮なり。食事中には慎みて牛酪或は肉漿等にて指の背を汚すべからず。若し誤りて汚すとも口にて砥り、又は食卓の甕等にて拭ふべからず。魚の如き軟かなるものは、庖刀にて截るべからず。三叉にて食ふべき事。皿を翻して他の事に用ゐるべからざる事。食物の中より虫或は髪の水など出づることあらば、それを口外せず、竊に皿の縁に置くべき事。食物の一品のみを多く食るべからざる事。食事中に庖刀三叉等を弄び、他を顧みず談話すべからざる事。食品毎に稱譽すべからざる事。自分に薦められたる食物を人に譲るべ

からざる事。食事中に咳、又は噎くも出づれば、別席へ避くべき事。手袋を嵌めたるまゝにて食事すべからざる事。食堂に在りては汚穢なる話、滑稽輕口話、理屈めきたる話すべからざる事。食事中に止むを得ざる事故出来して席を去るとき、公然衆客に告ぐべからず、窃に隣席の人に告げ、後に傳言を托すべき事。

生 花

生花は立華より出づ、立華は原と印度の佛徒に始まり、支那に渡り、我が邦へは、聖徳太子時代に渡り、太子之れを弘め給ひ、其の立華法を一派別ちて生花法を出せり。是れ池之坊流生花の始めなり。其の後未生流、遠州流、茶方等の數派起り、何れも天地人、眞行草を唱へ天地人を又、眞、受、流しとも云ふ。又、一説には、太古伊弉册尊を花を以て参り奉りしより起因し、其の後降りて人皇の世に至り、梅尾の明恵上人修法の暇に茶花を嗜み、花の生け方も茶の点て方も、何事も阿留邊幾夜宇和と教訓し、自己も此の語を專要とし、常々花を遊び、神佛へ供するにも私を用ゐず。出

生の有の儘へ五大を具へ、陰陽五軒を兼備して、此の花は神佛の正躰なりと觀せしとなり。是れより明恵の花道世に行はると雖も。古雅にして理義深く、至つて學び得難く、其の後東山義政、千の利休、其の他の人々も、各々古義に據れども、臨機應變にして作意變体多し、依て是れを學ぶ者は相すのみに泥みて古義を亂さず、後世益々諸説雜亂し、花道漸く衰へ、規矩を知らざるに至りしを、中興松月堂釋の英尊は香、茶、花の道に妙を得たる人なりしかば明恵の舊記に因み、廢れたるを興し、絶たねれるを繼ぎ、生涯花を友として樂みたりと云ふ。花を挿くるには、先づ山野水陸草木の差別を知り、之れは陸物、之れは水物を云ふことを心得、花器へ嵌め込む花配り木の拵へ方を覺へ、枝を撓むることを知り、花を探るには花の切時刻を心得、尤も水上の事を辨へ、而して天地人の三枝より挿れ習ふべきことなり。花を挿ける順次は、天地人なる天を心の枝、地を相の枝、人を載の枝へ覺へ、先づ心載相の三枝を定め、枝振を撓め直し、或は去り嫌ひある花枝を切り取り、大概形容を作り、花瓶に水を六七分入れ、花配木を入れ、心の枝を挿み、次の載の枝、次に相の枝と生くるべし。さて生けたらば水を充分に注すなり。心載相の三枝は、天地人に形かたちされども、流派に依りては

稱は種々なり。三枝は天地人三才の意にして、五枝、七枝、九枝乃至十枝以上を生くるにも心載相の添枝に依らざるは無し。故に先づ三枝の花を能々稽古して、後に數枝を挿すなり。花配り木に用ゐる材料は木撞の樞を用ゐ、若し無きときは、何にても粘りある木の枝を用ゐる。婚禮の時の生花には細き竹に紙片を挟みて入れ抑ゆるなり。松葉くばり。樞くばり、琴柱くばり等の種類あり。

花の枝を撓むるは、兩手にて撓むるか、又は拇指と無名指とにて撮み、柔かに緩々と撓むるなり。

草木の花は、凡て早朝に切るを可とす。これは勢ひよく、久しく保つ。晝間に切りたるは弱み易し。これを養ふ水は天落水を最もよしとし、河水之れに次ぎ、井水は又其の次なり。雨水は梅雨の水を盞に貯へ、煤土一塊を火にて焼き、投じ置けば其の水腐ること無く。斯くして用水とすべし。井水はあく水、鹹き水を忌む、故に浄水にて早朝に汲みたるを用ゐるべし。これはよく草木の元氣を助く。さて又水草類には池水を用ゐるを最もよしとす。以上述ぶる如く水を探みし上に、切りたる花を其の儘細口の花器に挿し、其の口を堅く塞ぎ

生氣を洩らざれば、數日を経るも凋むこと無し。而して花を貯ふるに。害滅も無く、井戸も無きときは、平地に水を洒ぎ、牛膠を溶きて土に和し、其の所へ草木の枝をさし、四方を圍ひ上面は覆はずに開け放し置くなり。斯く爲し置けば、數日花を損すること無し。

生花を爲すべき花を、四季に分けて記せば左の如し。

(春) 梅、李、杏、海棠、梨、檳榔、林檎、桃、金絲梅、未央柳、金雀、棣棠、茶蔴、郁李、櫻桃、玉帶花、錦帶花、笑靨花、小粉團、繡毬、石榴、藤、辛夷、本蘭、王蘭、荷

苞牡丹、變豆菜、萎蕤、紫草、歐蘭、蕙蘭、白及、山蘭、他儉草、馬蘭、吉利子、石南

花
(夏) 合歡、棟花、紫微、牡丹、草牡丹、芍藥、蜀葵、錦葵、槿花、罌粟、虞美人、檀特

美人蕉、山梔子、天葵、婆羅花、剪春羅、千日紅、蓮、萍蓬、杏菜、睡蓮、一行菜、慈姑

燕尾、澤瀉、浮蓋、澤桔梗、燕子花、紫羅蘭、花水劍、牡若、萱草、吉祥草、凌門冬、貝母、百合、山丹、蕓、夜合、黃精、杜鵑花

(秋) 芙蓉、菊、頰桐、秋牡丹、金洲花、桔梗、胡枝花、薯、千屈菜、劉寄奴、黃芩、青

蒿、秋海棠、剪紅紗、藤撫子、紫茉莉、野菊、紫苑、龍膽、玄參、沙參、威靈仙、天麻、牽牛花、丁香、茄、括樓、葛花、(冬) 紅梅、蠟梅、迎梅、瑞香、山礬、枇杷、八手花、山茶、茶梅、水仙、茶の花、寒菊、藁吾、款冬、一花草、青陽菊、

右の他、四季に關せざるものは松、竹類なり。

花器には竹花生、籠花生、陶器磁器、金屬器等あり。水草には馬盃形を使ひ花留を用ゆ。

竹花生の名稱は、一重切、二重切、あんひと切、百度切、尺八切、車僧、洞あんこう、尾あんこう、橋ばしら、二重あんこん、庸軒、花兎口、獅子口、淺澤、船、細ざし、沓、筒籠にて、船以下は釣花生なり。

籠花生の名稱は、宗仙籠、あら網代、角かご、篋かご、頭巾かご、てんべつ、一掛花生は、垂拔と云ふ懸板は、竹花生を懸くるなり。又別に卓下の一輪生あり。

深山幽谷又は水陸に生ずる草木を、よくく分別して取組むなり。山草と野草とを取組むときは、山草を上、野草を下に使ふを可とす。共に陸草ならば、混雜するとも誤にあらず。

水草の下に陸草を使ふことは忌む。又、二重切の上重へ草を使ひ、下重へ木を使ふ等は大きな誤なり。

船、馬盃、水盤などに用ゐる花留の種類は左の如し。

碇、龜、蟹、行幸、銜、觀世水、銜にて作る蟹、女龜、男龜、双龜、蟬、此の他に蛇籠、切炭留、扇留、礫留、小刀留、鎖留、鐵留、

花を生くるに眞行草の差別あることは前に述べたり。眞の花とは、其の形容を立つが如くに生け、行の花は行くが如くに生け、草の花は走るが如くに生くるなり。

生花には、生花、死花、殘花と云ふことあり。生花と云ふは總て早咲の類なり。これを又、當月の花とも云ひて、客花に用ゐるなり。死花と云ふは、一季前に咲き経たるものを謂ふ。

春ならば冬咲を指して言ひ、夏ならば春咲く花を言ひ、秋ならば夏の出生の花を言ひ、冬ならば秋の花を言ふなり。殘花は一季も差はざれど、一月二月後れて用ゐるを云ふ。例せば一

月に咲く花を二月又は三月の比に挿すは殘念なり。早咲を生花とは客に對して賞翫なれば用ゐて適當なれど、殘花と死花とは用ゐるべからずとせり。早咲と當月花は共に生花と心得べし。

生花には八つの嫌あり。其の目は、古今、遠近、三木、四草、助考、投木、捨り、十文字、一是れなり。古今とは一季過ぎたる花に、當季の花を添へ、生花と死花とを雜ゆるなり。遠近とは、草と木とを前後に使ひ雜ゆる故に嫌ふなり。野は草、山は木なるに、後ろに野を見せ前に山を見するは逆なる故に嫌ふなり。三木とは木の類ばかりを三種雜へ生くる故に嫌ふなり。四草とは、五種雜へて挿すとき、草を四種雜へ挿すを嫌ふなり。助考とは、木を靡りて其の枝に草を持たせて挿すなり。投木とは、木の根を草にて隠すなり。捨りとは草と木とを雜へて挿すとき、草の根と木の根とを入れ違へるなり。十文字とは眞を横に切るなり。右は何れも嫌ふ。

花を生けて客を饗すに、床の花、違棚の花、平坐の花、それ／＼相應の場所へ置く生成の心得あるべきなり。床の花は本式なれば眞の体なり。其の他は餘興の場所なれば行草何れにても宜しきに隨ふなり。尤も花体の執成しあるべし。總じて平坐は床に對して餘興と思ふべし。

床の掛物暨物のときは花を低く生け、横物のときは高く生くるなり。されども掛物の畫の見

られぬやうにあり、或は掛物長くして如何やうにしても見られぬときは、花を少し傍の方へ片寄せて生くるなり。掛物の畫の人物なるときは、其の畫の見ゆるやうにすべし。最も床の間狭くして花障るときは、掛物の落款を除けて生くるなり。二幅對のときは、二幅の間へ眞を振り込みて生くるものとす。

花器は、床の掛物横物なれば正面に置き、一行物なれば傍へ寄せて置き、掛物の暨又横の恰好によりて違ふことあらば、通例は横物ならば掛花を用ゐ、一行物ならば置花を用ゐるなり。一行物にて花器を傍へ寄せて置くことは深き意あるなり。

茶の湯

茶の湯は支那の宋の時代に始まりたるが如し。正元の頃入宋したる紹明なる僧傳へ歸りて柴野大徳寺、嵯峨の天龍寺等の僧に傳はりしとす。されど我が邦茶の湯の濫觴とするは、後土御門天皇の御宇、室町幕府の時代なる文明年間、南都稱名寺の邊に珠光と云へる閑人ありて、酬恩庵一休和尚に參禪して教外の旨を悟り、圓覺禪師の墨跡を法信に給はりしを丈室に懸け、

香華を供し、常に爐裏に湯を煮て同好の友なる引拙宗陳宗悟等を招き、談交を結べり、其の交りは興を塵外に寓すれども和を禮を失はざりき。時に將軍足利義政其の風流を聞き、珠光を召して茶の道を尋ねしに、清淨禮和の趣を答へければ甚だ心に協ひ、此の道國家に流布せば、世法の助けともなるべしと感じ、能阿彌・藥阿彌、相阿彌の徒に命じ、古質を考へ、眞行臺子の法、茶器品々を撰みしより、貴人の翫びともなりて諸國に流布し、大内家、今川家織田家、別して豊臣秀吉公に至り、千利休に命じ、古法の過不及を改正ありしより、作法宜しきに協ひ、上は王公貴人より、下は農工商の輩に至るまで、斯の道を貴びたり。珠光の本意は世法に則り禪法に因りて作意せり。其の後左海の武野紹鷗と云ふ者其の道を慕ひ、珠光の弟子宗陳宗悟に乞ひて其の傳を得たり。然れども茶具多くは和漢の珍器にて求の難きにより、茶具品々を作意し、行草の法を分ち、同好の徒其の風に靡きて茶法大に流布し、珠光の後に中興の宗匠となり、其の後千の利休が未だ田中興四郎たりし時に紹鷗に隨ひて茶道の奥義を窮め、是れより茶道大に熟せり。此の故に珠光を茶祖とし、紹鷗を中興の祖とし、利休を大成の法祖とす。其れより流派出で、利休流なる千家表裏、武者小路、有樂流、織部流、

數内流、遠州流、石州流、金森流、宗偏流等あり。

茶之湯に主客會するを交會と云ふ。其の事々を順次に述べし。点茶の法吞方等は、専門の書に就て見るべし。交會の始まりは、何人にも茶の湯に招かれたれば、必ず前日に亭王方へ行き、厚意を謝するを前禮と云ふ。此の前禮に次ぎて、當日參會の作法あり、迎附の事、客約束の事、客によりて道具取合せ心持の事、茶室坐敷床の事、懸物釘竹の長さの定儀、懸物に禁好ある等の事、五徳据様の事、爐中灰の事、釣棚、堂庫、朝會、窓、客迎へ、客の手水の間の坐席仕廻、置合せ、後火直し、炭斗取合せ、火箸長短の取合せ、釜により水壺の取合せ茶入により茶杓の取合せ、香合、茶巾ふくさぎぬ、袋掛并に燈臺柱、客心得、茶湯約束、茶湯に行く時刻の定まり、露地入、客よりの進物受、坐入して後の作法、膳を進むる事、腰掛用意の事、後の坐入、茶を立つる時の作法、道具とも所望して見る事、炭所望の事、茶會節序、晝の次第、夜話、朝の次第、曉の次第、不時の次第、跡見の事、獨客の作法、棚物の取扱、風爐、爐、五徳、并に灰の事、薄茶平手前、薄茶二ツ茶碗手前、薄茶三ツ茶碗手前、中繼手前、盆立手前、茶筌飾、爐茶通箱の事、臺天目手前、濃茶飲方、薄茶飲方、七事の事、

茶道居住居の事、茶の服を知るべき事、湯の汲み様、水の汲み様、圍の事、會席の事、會席出し順の事、會席膳部の定儀、會席會記書式、會席後風爐炭次早合點の事、會席爐炭次手順早合點の事、敷寄屋の構造、敷寄屋木材の事、同建具、疊、露地、控土、中ぐり、腰家根、手水鉢、露地の松葉敷、掃除心得、雪隠、庭作り、庭樹植様、庭石の配置、門の構造、垣の構造、書院式飾、床飾式、棚飾、臺子飾、臺子臺天目、茶方活花、茶方の嫌ひ花、椅子手前、茶道に於ては此の一通りを知らざるべからず。

茶器の種類は、棚物、板物、箆筒物、風爐、水差、棗(茶入)茶壺、茶碗、茶釜、茶ヒ、釜、柄杓、蓋置、香合、茶巾、服紗、火箸、炭斗、釜の環、釣がね、灰杓子、十能、羽箆、釜敷板、茶巾洗、風爐先屏風、片口、別に手燭、短檠、燈臺等なり。

棚物にては、春慶塗紹鷗棚、利休好四方棚なり。丸卓、仙叟好桑小卓も之れに屬す。板物は、風爐の下に敷く大板利休好あり。又、長板あり。

箆筒物は、旅箆筒、短冊箆筒あり。何れも長箱にて、中に棚二つあり、茶器を入るゝなり。旅箆筒は旅行に携帯し得べく、短冊箆筒は蓋に豎に短冊を挿し挟むなり。

風爐には種類多し。土風爐、透木風爐(眞の風爐)、琉球風爐、鬼風爐、鳳凰風爐、板風爐等あり。

茶入は、大棗、一服入棗、大雪吹、中吹大等あり。茶壺には、古瀬戸、古備前、唐物等あり。茶碗には、大黒、鉢開、東陽坊等あり。柄杓は、爐用、風爐用、臺子用の三種あり。

釜には、雲龍、姥口、田口釜等あり。蓋置は、利休好等の七種あり。

茶ヒには、象牙、鼈甲、角、一閑張等の製あり。塗は黒塗、又利休形の溜塗あり。香合は、梅の香合、盈梅の香合、少庵形の香合あり。黒塗の物あり、半蒔繪の物もあり。服紗は、地は羽二重にて、色は、紫、黄がら茶、紅の三色中を用ゆ。寸法は疊目十九と廿一目なり。

茶巾には、テリ布、高宮布の二種あり。寸法は一尺に五寸。又は一尺五寸に五寸五分なり。

茶釜は、荒穂、中荒穂、敷穂の三種あり。火箸には長火箸、鐵火箸の二種あり。釣がねは、かまのは釣、小雲龍釣あり。鑲には黄銅鑲、鎮鍬鑲等あり。

炭斗は、瓢にて製したると、組物を用ゆ。別に利休好の桑の炭斗あり。

風爐先屏風には、白張の利休形あり、珠光紹鷗好の金張付に山水を書けるもあり、後に千家の用ゐし金地に淀の引船の墨繪のものもあり。何れも寸法は高さ二尺三寸、横三尺一寸にて、蠟色緑五分を四方に打添ゆ。

○濃茶を飲む心得。亭主茶を點つる時柄杓を引けば客は總禮を爲すべし。此の時亭主は建水を少し先へ出す。上客花と其の器等を稱めて挨拶し、亭主茶を點て、爐の傍の所へ茶碗并に服紗を出さば、上客は先づ次客に一禮して坐を進め、右の手に茶碗を取り、我が前に置き、同じく服紗を取りて左の手に移し、茶碗の次に並へ置き、左の手に服紗を取りて同じ手にて捌き、同じ手のひらに敷きて茶碗を取り、服紗の上に置き、右の手を堅にして持ち茶碗を一度載きて右の手に持たほし、一口飲み、此の時亭主茶の服加減を問ふ。上客之れに答へて一禮し、二口飲みたる時、次客は三客へ一禮を爲す。上客三口半飲みて右の拇指を外にして次の指を内にし、撮みて拭ひ、其の指を懷中紙にて拭き、又、茶碗を右へ廻し、飲口を右にして、両手の儘次の客に渡す。次の客、三客、四客、各々上客の通りに三口半づつ、飲みて末客に廻し、末客は飲終りて茶碗を段々下に置き、服紗を左の手に載せ、茶碗

を其の上へ置き、上客の前に行き、茶碗服紗を備へ置き、左の方へ廻り、元の坐に着き、上客は服紗を右へ段置して、次の客へ一禮し、茶碗を取りて能々拜見し、次の客との間に置き、服紗をも見終り、順々に廻すなり。而して末客は其の茶碗と服紗とを亭主に返すなり。

○薄茶を飲む心得。亭主薄茶を點つる時、茶碗に茶を入るゝ際に、上客は次の客に一禮して、両手にて菓子器を取り、我が前に置き、懷中紙を出して菓子器の右の方に置き、菓子を取りて紙の上へ載せ、菓子器を次の客に廻し、各自順次に菓子を取りて、末客より菓子器を逆の上客に廻し、上客はそれを受取り、元の所へ菓子器を置き、亭主茶を點て出さば、上客は菓子器を亭主の方へ向け、茶碗の傍へ出し置き、さて上客は連席の人々に禮を爲し、先づ菓子を食し、右の手に茶碗を取りて左の手のひらに移し、右の手先を堅にして、茶碗を捧げて戴き、右の手に持直して前へ廻し、先きに持ちたる處を前に爲して、又、右の手先を堅にして持ち、三口半に飲盡くし、右の拇指と無名指とにて飲みたる處を撮み、右へ廻して拭ひ、懷中紙にて其の指を拭き、飲口を向ふにして、元の所へ戻すなり。

謠曲

うたひは聖徳太子の謠はれしに始まるこの説もあれど、今の所謂謠曲なるものは、足利時代に大成したるものにて、其頃奈良に圓満井、結崎、外山、坂戸の四座ありて春日の社に奉仕し、各其社の神事に猿樂を奏して神慮を慰めたりし。中にも結崎次郎清次なるもの此藝を以て足利將軍家に抱へられ觀阿彌と名乗れり、今の觀世流即ち是れなり。外山は後に寶生と改め、圓満井家は金春、坂戸は金剛と稱し、各其流儀を別にせり。彼の豐太閤の如きも最も此道を好みて自身も演じ、芳野詣、明智討、柴田、北條などいふ新作も出來、金剛の弟子喜多七太夫といふもの、殊に秀吉の氣に入りて召抱へられて一家を起せり、これを喜多流と言ふ。而して徳川氏に至りても、益々用ひられ、儀式宴會には必用のものとなりしかば、武士の一藝として幼少より之を學び、一般にも廣く行はれたり。維新後は一時廢れたりしが、近年文學の隆盛につれ、亦頗る流行することとなりぬ。

さて謠は和漢の故事、詩歌、佛典等を引用して綴りたる特殊の美文にして、其詞句和語漢語

を巧みに配合したれば、優美、婉曲、壯大、豪壯兼備し、なほ字句の間枕詞、序詞、言掛け縁語の類を自由にあやつりて面白くつゞけ、文學上の價值甚だ多し。小謠四五五に

高砂 踏祝言

所はたかさごの。おのへの松もとしふりて。おひのなみもよりくるや。このしたかげのおちばかくなるまでのちながらへて。なほいつまでかいきのまつ。それも久しきめいしよかな

養老 同

長せいのいわにこそおいせぬかごはあるなるに。これもとしふる山すみの。千代のためしをまつがげのいは井の水は薬にて。老をのべたるこころこそ。なほゆくすねもひさしけれ

嵐山 春興

さもたへなれや九重の。うちとにかよふ花ぐるま。ながねも酉にめぐる日のかげゆく雲のあらし山となせにおつるしらなみもちるかど見ゆるはなのたきさかりひさしきけしきかな

羅生門 酒宴

○第二編 謠曲

ともなひかたらふもろ人に。みきをすゝめて盃を。とりくなれやあづさゆみやたけ心のひ
とつなる。つはものゝまじはりたのみあるなかの酒宴かな

小 督 秋 曲

さが野の方の秋のそらさこそこころもすみわたるかた折戸をしるべにてめいげつに鞭をあげ
てこまを早めいそがん

盆 栽

植物栽培中これを陶磁器に植わて隨所に天然を樂むものを盆栽と云ふ。而して盆栽用植物を
分類する時は(一)観葉樹木に松柏類、櫻、桐、竹、楓等あり(二)觀賞樹に柘榴、桃李、柑橘
等あり(三)観花樹木に梅、櫻、山茶、茶梅、藤、薔薇等あり。また草花にては和洋の各種殆
んど用ひられざるなく、萬年青蘭の類皆観葉草に屬す。而して培養の困難多きも樹態の雅趣
に富めるは観葉樹木なるが故に、盆栽家に於ては主として之を愛用す。樹木は高さ一尺内外
を程度とすれば必ずしも一定せず、枝を曲げ幹を絶り強て形を奇にして、以て美觀を衒ふ如

きは却て妙ならず、數十年の老樹にても盆裡に在りて能く天然の雅趣を失はざるものに非ず
ば眞の盆栽と稱し得ざる也。觀賞観花の樹木に至りては、求むる處其實其花にあれど、樹態
はなほ自然に適せるものを賞し、草花類は専ら花の艶にして形態の洒落たるを尙ふ。

(盆と鉢) 樹木類は一般に方、圓又は楕圓にして無地若しくは糊藥の派手ならざる盆に植
れども、觀賞観花樹木に在りては、時に鉢に植るとあり、草花類も亦多く盆に植れども萬年
青蘭等は古來特殊の鉢に植わ、蓮葦の如き水草又は岩石に附帶せる樹木等は底に孔なき水盤
と稱する盆に水を注ぎて植ゆ也。

(植込) 植物を盆中に植ゆるには、其植物の形狀色彩等によりて、配合に注意せざる可ら
ず、形の大なる樹木を力めて小盆に植わ、又は楓の類を赤色の盆に植わ、亭々たる直幹を丈
高さ鉢に植うるが如き、いづれも其の美觀をそぐものなり。而してこれを植るには、盆を以
て一個の庭園と見なし、樹態によりて或は之を右方にし、或は之を左方に偏せしめ、地上に
は時に高底を附し、或は樹下に小石を置く等、自然を離れざる雅味に注意すべし。

(培養法) 盆栽の土壤は素より植物の天性に隨ひて少異あるも、すべてを通じて大略、眞土

五分、泥土二分、朽土二分、細砂一分を混和し、これに人糞油粕等を適宜に加へて堆積しおき、盆底に細砂又は木炭片等を敷きて、排水に便ならしめたる上に、此調土を以て植込むべし。灌水も亦植物の性質に依るべけれど、盆中には土壤少くして随て其水分を保蓄する面積狭きが故に、乾燥に過ぎざるやう時々適度に灌水せざる可らず。されど灌水多量に過ぐる時は、其の葉を過大ならしめ甚だしきは細根を腐朽し、植物を枯らすに至る。施肥は屢々する要なきも、吸収作用の活潑なる時期の前後には、稀薄なる油粕肥料又は人造肥料を施すべし

(保護法) 夏期は永く日光に曝露せしむるを避け、冬には温室又は光線の射入する椽等に置くべく、害虫はこれを驅除するに力め、芽切虫には除虫菊を撒布し、根切虫には其穴に油を注ぎ、若しくは植替べし。尚ほ移植は三四五九の四ヶ月月中を撰ぶべく、殊に三四月を最良とす。枝を断ち又は矯むるも此頃を可とす。梅雨期には屋内に置くべく、夏季は灌水を怠る可らざるも日中は避くべし。七月以後の新芽に必要あるものゝ外生長せしむ可らず。秋季に入りては寧ろ盆裡を乾燥せしむべし、紅葉すべき諸樹は、霜に逢はゞ其葉損じ易く、夜間は屋内に入るべし。すべて盆栽は雪に逢はしむ可らざれば、冬期は殊に注意すべし

盆 石

盆の上に石を配置し、砂にて景色を描出し室内裝飾とする枝にて、其種類に盆山、盆景、盆畫等あり。

(器具及材料) 盆石に用ふる器具は、第一に黒塗の盆なり。其盆は形一定せざれども楕圓形にして長徑一尺五寸位短徑一尺位なるを通例とす。次は匙、箸、篩、羽帚及び種々の模型なり。材料は様々の形したる石、細大種々なる白砂等なり。

(作 方) まづ作らんとする圖案を定めおき、それに應じたる大小適宜の石を取合せて近き部分の山岳、丘陵又は巖石となして大体の圓形を定め、次に白砂を以て全景を描成す。砂は粗細に随ひて用を異にす、例へば粗なるものは丘陵原野に用ひ、又は堤防を築き、瀑布を表はし、海濱を示し、稍細かきは浦波、流水、湖沼を作るに用ひ、最も細きは遠山、雲畑、走る帆、飛ぶ鳥月の類を描き、又は近き所の草木禽鳥人家を描くに用ふ。之れを畫に譬ふれば砂は繪具にして、砂に用ふる匙以下の道具は筆或は刷毛の如し、即ち石を置く時は箸を以て

し、砂を撒く時には匙にて掬ひ出し、又は篩にて布き匙にて鹽梅し、羽箒にて散らし、或は模型を置きて砂をふりかけなどして描くなり。

(二八)

園藝

園藝に蔬菜園藝と果樹園藝及び花卉園藝とあり。

蔬菜即ち日常副食物として食膳に供する——俗に之を野菜と云ふ。蒟蒻蕪菁等の如く根の收穫を目的とするもの、又葱馬鈴薯芋蓮荷等の如く莖或は地下莖を目的とするもの、水菜小松菜甘藍の如く葉を目的とするもの、豌豆茄子胡瓜等果實を目的とするもの等を栽培する。是れ蔬菜園藝にして、京都近在の聖護院、九條など古來最も此園藝に長ず。然し近年需要の盛なるにつれ、各都會附近いづれも之れに熱心從事する者ありて、逐年其業の進歩するを見る。果樹園藝とは樹木に結ぶ果實を收穫するを目的とするものにして、其主なるものは梅・桃・櫻・杏・李・枇杷・梨・林檎・葡萄・柿・栗・柑類等にして、これを栽培するには、園圃に栽けて天然的に結實せしむると、温室に栽けて人工的に發育せしむるとあり。而して果樹園

藝上第一注意すべきは苗木なり、苗木は實生のものを用ふるは稀にして、多くは接木を以てす、又挿木株木株分け等の法もあり、實生は變質し易ければなり。次に必要なるは剪定なり。即ち果樹は其枝幹を自然の繁茂に委する時は、無用の枝の生長して却て果實の收斂を減ずるが故にこれを見別けて剪り取る也。果樹園藝は目下各地共頗る盛なるが、紀州の密柑に於けるは云ふまでもなく昔時より有名なるが、其他北海道及び東北地方の林檎に於ける、甲斐の

葡萄、岡山の水蜜桃に於ける等亦最も有名なるもの也。

花卉園藝は薔薇・蒲葦・牡丹・菊・躑躅等又は梅桃櫻等すべて花の眺めを目的としての栽培にて、此れにも園圃に於ける天然的と、温室中に栽培するものとのあり。苗は實生とするものあり。牡丹朝顔石竹等然り。又株分けするものあり、菊躑躅の如き然り。薔薇梅桃櫻等を接木とする。さして花卉は草に花のみならず、葉及び枝の形容にも注意せざる可らず。栽培法の最も煩雜にして且難きは菊朝顔等なり。花卉も果樹と同じく施肥に注意せざる可らず。即ち花の美にして且大ならんを欲せば、磷酸質肥料の欠乏せざるを要し、葉の色濃くして大ならんを望めば、窒素肥料を與ふべし、此の兩者の調和宜しきを得ば花も葉も共に美なり。但し施肥は通常植

附又は蒔附のときと、開花前と落花後、又寒中にも行ふ。

(三〇)

室内裝飾

家屋は何れの室内も身分相應の裝飾を要す。裝飾の要は建築上の見るべき所は愈々鮮かならしめ、其短所又は粗末なる部分は成べく人目に立たぬ様になすべし。又座敷に在りては來客の目を樂しめ其他書齋食堂等夫々の裝飾あるべく、而して何れの座敷も床の間を主として飾り、床には掛物をかけ置物花瓶など据ふるを普通とす。花は置物と共に掛物を助けて其室の光彩を添ふるものなれば、花と掛物との關係はよく考ふべし。花を以て掛物を掩はぬやうにし、且掛物書なれば何の花にてと差支なけれど、若し畫なるときは取合せに注意せざる可らず、いかに見事に畫きたる菊も前に菊の實物の生けなば見劣るべく、又花瓶の模様と相犯するも面白からず。又床の壁との色合も調和よきを撰び、なるべく花の色の負ひぬやうすべし。花瓶は銅器陶器などを正とし、竹又は籠などを略とす。床側の棚には料紙硯繪巻物書畫香爐文臺植木鉢等時宜に適ひたるを置くべく、若し袋戸棚のみにて遠棚なくば置棚、三角棚

に飾るもよし。柱にも亦適當なる所に短冊かけ、扇面、柱籠などかくべし。壁多き室なればこゝにも小さき掛物をかけ、洋風に仕立てたる寫眞油繪などを置くも可なり。鴨居の上欄間等には時俗に従ひて横額をかくるもよく、すべて壁の色、襖などの色模様と相犯さぬやう工夫肝要なり。屏風も室内裝飾の一なり、狭き座敷には隅に豎長き二枚折の用ひらるゝもあり、六枚折の二枚に疊まれて据わらるゝもあるべし。幾枚も飾る時は色紙短冊など貼交せたるは上座に、又墨繪も上座に用ひ彩色の濃きものほど下座に立つるものとす。衝立も屏風に同じ又座敷の中央に紫檀黒檀の如き唐木又は蒔繪の大なる幅廣き机を据へ、これに巻煙草の具などを載せ、この前後に主客の座蒲團を敷きてこゝに客を請するもあり、和洋折衷にして便利なるべし。

生理衛生

壽命を保つは固より一定の年限ありて、各自保つを得べきなれども、生理を識らず守らざる故に病痾に罹りて可惜定命を保つこと能はざるなり。此の衛生は生理を識り、之れを守るに

因するを以て、至要の生理を略説すべし。

(骨格) 風人跡の骨は其の數總て二百有餘個あり。骨の相互に連接して全身跡を構造するを名づけて骨格と謂ふ。之れを大別すれば頭骨、胸骨、上肢骨、下肢骨の四類に分つ。骨には長短扁平の三種ありて、其の長骨の中には隨管を存す。

○頭骨を分ちて三類と爲す。頭蓋骨、耳骨、面骨、是れなり。

頭蓋骨は其の數八枚あり。此の骨は多くは扁平にて邊緣宛も鋸齒の如く互ひに牙接せり。之れを骨縫と謂ふ。此の骨縫は頭顱を搏撃せしとき、其の激動を歇止する功用あり。

耳骨は外耳孔の内部に在りて其の數八個あり。此の骨は音聲を感識すべき機關を助く。面骨は面部の皮肉を支ふる用を爲すものにして其の數十四個あり。

○胸骨は肋骨二十四個、脊柱骨二十四個、孟骨四個、胸骨一個、舌骨一個、より成る。其の數總て五十四個あり。

肋骨の後端は脊柱骨に關筋し、前端左右各十二個の中各七個は軟骨を以て胸骨に連續し、其の餘の各三個は軟骨に依りて互ひに相附着し、殘る各二個は連接せずして胸骨下に在り

助くるが如く深くが如くあるを以て肋骨とも浮骨とも名づく。

脊柱骨は長き骨柱にて推骨と名づくる二十四個の骨、聯繫したるものなり。此の推骨間にも柔軟なる骨ありて、其の彈力甚だ強く、又推骨の中央には各一個の管孔ありて總推骨を聯繫し、骨柱を組立て、中心に竅道を作りて宛も一條の孔溝を成す。此の孔溝中に包藏する髓質と脊骨と謂ふ。

孟骨は四個より成りて脊柱骨の下端を受け、左右兩側は腿骨にて、横側に圓形の凹窩を成す。大腿骨頭此處に入る。

○上肢骨は肩胛骨、鎖骨、上膊骨、下膊骨、腕骨、手骨にして、左右合して六十四個あり。肩胛骨は扁平にて其の形は宛も杓子の如く、左右共に背の上部にあり。

鎖骨はS字形の長骨にて左右共に頸の下部に在り、肩胛骨と筋肉を隔て、前後に相對し、肩胛關節の方に進み、肩頭突起に附着し、肩胛上縁と銳角を爲す。是れを肩胛端と謂ひ、他の一端は胸骨に連續す。是れを胸骨端と謂ふなり。上膊は一個の長骨より成る。之れを膊骨と謂ふなり。

下脛は二個の長骨より成る。總稱して前脛骨と謂ふ。其の内側なる手を垂れて肋に沿ふ方なるを尺骨と謂ひ、外側なるを橈骨と謂ふ。

腕骨は八個の短骨にて皆互ひに聯合し、各自自在の運動を爲さざるものなり。手骨は十九個あり。之れを分くれば掌骨五個。指骨十四個なり。

○下肢骨は大腿骨、膝蓋骨、脛骨、腓骨、足骨の五種にて、左右合して六十個あり。

大腿骨は身体中に於て最も長大なる管骨なり、脛骨腓骨も共に長骨にて膝頭と足背との間に在り。尺骨は二十六個あり、之れを分てば跗骨七個、前跗骨五個、趾骨十四個なり。

○關節は自在關節、蝶番關節、車軸關節骨の數種あり。

○骨の衛生。骨を肥大強硬にして身体を健康ならしむるには常に運動を爲すべし。兒童の衣服は紐帶等を緊繫すべからず、足の地に届かざる椅子に腰かくべからず。机に馮る等に於て身体を偏倚すべからず。

(筋肉) 筋肉は毛細繊維の集合より成るものにて、筋首筋尾なる白色堅韌の腱を以て骨に附着す。全身の筋肉は其の數凡そ五百二十七枚餘あり。

○筋肉運動。人身の運動は一として筋肉の收縮に因らざるは無し。而して通常筋肉を分ちて二種と爲す。其の一を隨意筋肉とし。又一を不隨意筋肉とす。收縮と伸居とは専ら神經の作用に起るなり。

○筋肉の衛生。身体の健康を保たんとせば、適宜に身体を運動すべし。身体運動すれば筋肉も隨つて動作す。筋肉動作すれば常に強健なり。筋肉動作する部分には、血液の循環も隨つて盛なるが故に、筋肉愈々肥大になりて体力も愈々増すものなり。然れども程度に過ぎたる運動を爲すは、却つて身体を害するに至るもの故、意を用ゐて適度にすべし。而して筋肉は時々安息せしむべし。安息せしむる度の少くして、久しく動作を續くるときは、漸次に收縮の力を減じ、尙も動作して止まざれば、遂には全たく肉の弾力を失ひ疲勞衰憊するに至らん。是れ睡眠の缺くべからざる所以なり。故に勤勞と睡眠とは、共に過不及あること無くして、其の度に適せざるべからず。是れ衛生の法則にて、普通の定時に據れば、晝夜二十四時間中にて、其の八時間は勤勞し、八時間は飲食其他娛樂に宛て、其の餘の八時間は睡眠を爲す時間とす。而して又空氣の清潔なるを要す。空氣清潔なるを呼吸すれ

ば、縦ひ運動度に過ることありとも、著しき疲勞を感じるに至らず。尙又食時の前後には劇しく運動すべからず。若し之れが爲めに身体疲勞するに至らば、忽ち飲食の消化を妨げ病氣を醸すことあるべし。又、晝間に力役する者は休息すべき夜間に於て、劇しき業を執るべからず。若し夜間に於て、日中に等しき業を執れば、二倍の疲勞を感じるべし。夜中の一時間は、晝間の二時間勞するに當るなり。

(皮膚) 皮膚は真皮と外皮とより成れり。外皮は真皮の乾燥したるものにて。神経も無く血液も無し。真皮は外皮の下層に在りて、其の質強固且つ弾力を有し、動脈靜脈及び神経各々瀰蔓し、知覺甚だ鋭敏なり。而して内面は蜂巢の如き組織にて脂膜、筋肉と密接す。外面には至細の隆起あり。是れ神経及び血脈の微細なる末端相混じて小脉を爲したるものにて、指端の如きは隆起の數殊に多し。之れを觸覺孔嘴と謂ふ。

○毛髮は、皮膚面の凹處に發生し、逐次に生長するものにて、頭髮は腦髓を擁護し、他部の毛髮も總て皮膚を保護する用を爲す。

○爪は皮膚に密着する處より絶へず發育するものにて、其の根底は外皮と真皮との間に生ず。

○皮脂腺と汗腺とは皮膚の深層中に生ず。皮脂腺は皮脂に分泌して毛髮と皮膚とを潤澤し、且つ水礫物の毛孔に浸入するを防遏し、總て皮膚の蒸發物を調和するの用を爲す。肝腺は一條の管狀腺にて發汗の用に供するものなり。即ち皮膚の氣孔にて、常人の全身には此の氣孔數殆んど三百万の多きに達す。一寸四方の面積に平均二千有餘孔あり。故に身軀の健康を保続する要具にて日々數多の汗及び蒸發物を体外に排除する効用を有するなり。

○皮膚の衛生。皮膚の氣孔は衛生の爲めに至要のもの故、皮脂腺汗腺の腺口、即ち氣孔を塞ぎ妨ぐべからず。されば屢々湯に浴して清潔にし、衣服殊に肌着を屢々着換つゝ氣孔を塞がざること務め、又、日光にも清潔なる空氣にも當らざるべからず。

(消化器) 口腔、咽頭、胃管、胃、腸、肝、胆、脾等を消化器とす。口より始まり胃腸を経て肛門に終る一大長管なり。

○口腔は唇より咽頭に至る間の口中なり。

○咽喉は肉質にて成りたる囊の如きものにて、上下に口あり。上口は口腔の奥に開き、上口は胃管に通ず。

○胃管は膜質の太き長管にて、飲食物の胃腑に達する道路なり。

○胃は不正楕圓体の囊狀にて、其の位置は上腹の差左側に在り。此の囊充分に膨脹すれば、大人ならば其の横徑凡そ一尺、縦徑は三寸餘あり。其の質は薄き三層の膜より成れり。

○腸は胃の下部に連り、肛門に至る所の膜管にて、長さは大抵二丈五尺乃至三丈あり。上方を小腸と謂ひ、下方を大腸と謂ふ。

○肝は腹内の右方、肺の下方に在り。胆汁を分泌する所なり。

○胆は肝臓の下面に在る小囊なり。此の囊中には胆汁を貯へ、食物消化の際に腸に派別す。

○脾は胃腑の後下方に横はり、常に唾液と殆んど同成分の液を分泌し、腸に注ぐ。

○口腔内の消化。凡そ食物をして身体を營養せしめんには、一旦粥の如き狀の物に成し、斯くして血中に吸収するを得べからしむるなり。此の如くなさんとせば、口中にて食物を能く齒にて噛み碎き、唾液と大氣とに混和し、浸潤軟化せざるべからず。唾液は食物を軟化し。口内を滑利ならしむるの効用のみに止まらず五味を辨識するも之れが助けに依るなり。

○胃の消化。食物胃中に達すれば、其の刺激に依りて始めて胃の作用を惹起し、胃の粘膜に

在る無數の十腺より、多量の胃液を分泌し、食物と混和し、搖るが如く揉むが如くに溶解し、已に粥の如くなりて、化成せし分は直ちに血中に吸収せられ、化成せざる分は腸の上部の十二指腸に送下せられ、此處に分泌せらるる諸液に混和す。食物の胃中にて消化を受くる時間は、品種と分量とに因りて差異あれども、大約一時間乃至五時間に過ぎざるなり。

○腸の消化。胃中に於て消化せざりし粥狀の物は、十二指腸に達すれば更に唾液、胆汁、腸液の混和液にて溶解し、其の化成せし養分は、再び悉皆血中に吸収し得べからしめ、殘餘の渣滓は大腸最下の直腸に送り、肛門より排除せしむるなり。

○食物化成物の吸収。食物の化成物は吸収器に吸収せられて血液と成る。其の吸収器に二種あり。其の一は胃腸の靜脈に由りて吸収せられ、又其の一は亂糜管に由りて吸収せらる。

○食物消化の衛生。含養生に五條の要領あり。左の如し。

- 一 食物の品種を擇ぶべき事。
 - 二 食物の量を適度にすべき事。
 - 三 食物を食するに緻密に注意すべき事。
 - 四 齒を大切にすべき事。
 - 五 能く咀嚼すべき事。
- 喫飯に三條の要領あり左の如し。

一 食時を定むるべし。 二 口中にて能く食物を噛み砕くべし。

(四〇)

二 身心を勞動したる後、直ちに食事を爲すべからず。

右の他、消化し難き物、極めて熱き物冷たき物を食すべからず。又、深夜就眠前に食事も害あり。不熟の菓物、生水、腐敗に近づきたる物などは、無論食すべからず。以上の消化機作用を知らば、衛生と不衛生とは自然に思ひ起すならん。

(血液循環) 血液の行る始は心臓に起り、宛も唧筒より水を出すが如く大動脈に流出し、之れに由りて全身各部の動脈より毛細管に運行し、更に静脈に移り、心臓に還流す。之れを血液の大循環とし、心臓の右室より肺臓に至り、更に又心臓の左上房に還流するを小循環と謂ふ。大約二十四秒間に一循環を爲す。人は此の循環に異變無くば健康なり。而して此の至重要の血液の原は食物の成分に在り。依て次に五成分の表を示さん。さて又、血液の循環のしきは、他の不衛生より來るものにて、別に血液循環上の衛生とては無き故、其の項を掲げず。

(呼吸器) 鼻孔、喉頭、氣管、氣管支、肺臓を呼吸器とす。鼻孔と喉頭とは人皆知る。

○氣管は環狀の軟骨連接したる一條の長管にて、喉頭の下部に連続し、頸前を経て胸内に入る。管の裏面は粘膜を被り、絶えず粘液を分泌して乾燥を防ぐ。

○氣管支は、氣管の胸内に入るに随ひ漸々分岐して兩支となり、左右の兩肺に入るものなり。肺に入りてより愈々分岐して愈々細く無數の支になり、末端は細管になりて、之れを毛細

氣管支と云ひ、肺の全部に布滿す。

○肺臓は左右兩個ありて胸腔を充填す。其の左肺は二葉に分れ、左肺は三葉に分れ、内外二層の薄膜を以て被包す。胸膜と云ふは是れなり。

○呼吸の作用。呼吸は肺臓の擴張と舊位に復するに因りて起るものにて、体外の空氣の肺中に入るとき、胸腔に眞空を生じ、肺は其の眞空の處を充填し、外の空氣は肺中に其の空氣を填塞せんが爲め、先づ鼻孔より喉頭に至り、氣管を経て氣管支及び毛細氣管支を通過し、氣胞に達し、氣胞の薄膜を透して肺中にて既に老廢したる空氣と交換し、静脈血を清めて動脈血と爲し、新陳代謝するなり。

○呼吸の効用。呼吸は肺中老廢の炭酸氣と、外氣の酸素と絶えず交換して、血液の混濁を純

清ならしむるの効用を爲す。若し此の呼吸作用無きときは、炭酸氣出でず、酸素入り來らず、爲めに血液の混濁に因つて増加し、循環は歇止せられ、此の原因を以て中毒症を發し死に至るなり。されども此の空氣交換は、肺中の炭酸氣全量と、外氣中の酸素を一時に全く交換し得るに非ず。肺中に鼻孔より入り來る新鮮空氣は、百分中に酸素二十一分窒素七十九分の割合にて成り、新氣として入り、肺中の陳氣と原素を交換して鼻孔外へ出るときは、五分の酸素を五分の炭酸氣と交換し、酸素は減じて十六分と爲り、此の他に炭酸五分窒素七十九分、其の他に肺中の老廢水氣幾分を含みて出るなり。されば一回の呼吸に絶えず五分づゝの炭酸を酸素と換ふることなり。

○呼吸の衛生。此の衛生法は専ら空氣の清潔なるを呼吸するに在り。適度の空氣は前に述べたる如く酸素二十一分、窒素七十九分のものなり。酸素は如何に養氣とは言へ、酸素のみを吸ひては害あり。要するに炭酸氣多ければ害ある故、動物の呼吸多く集まる處は呼吸上の不衛生所と知るべし。されば多人數集會する處、市中の人家楯比の地は空氣悪しきなり(感覺) 感覺は神經より生ず。神經の本源は腦髓に在り、延髓・脊髓之れに次ぐ。延髓の二

髓は神經纖維に由て腦髓に連続す。腦髓を大脳、小脳の二部と爲す。

○大脳は卵圓体の髓質にして、外層は神經の細胞、内層は神經の纖維を以て構成す。甲層を皮質と云ひ。乙層を髓質と云ふ。其の位置は頭蓋骨の中に在りて填充するなり。

○小脳は左右共に半圓体の髓質にして、内外兩層の質は共に大脳に異ならず。其の位置は大脳の下邊後部に在りて、大脳に比すれば其の形小なり。

○延髓は脊柱上部と頭蓋骨の内とに延展するものにして、神經纖維と神經細胞との兩体を有す。

○脊髓は延髓の下に連続し、孟骨に至るものにして、脊柱骨の中に在り。延髓と同一の兩体を以て造構す。

○神經は纖維集合して成れる一の索條なり。之れを譬ふれば電線の如く、腦と脊髓とは發着信所の如く主宰する所なり。其の部分に依りて機能を異にし、随つて名稱種々なれども之れを大別すれば運動神經、知覺神經の二種に外ならず。

○運動神經は末梢を筋肉内に收むるものにして筋肉に意思の指令を傳へ、筋肉をして身体の

運動せしむるを謂ふ。夫の起居進退等の如きは神経より神経に筋肉に指令を傳ふるに依るなり。

○知覚神経は末梢を眼、耳、鼻、舌、皮膚の五官に收むるものにして、末端に外物の刺戟を受け、之れを脳髓に傳送して知覚せしむるものを謂ふ。即ち視神経、聽神経、嗅神経、味神経、觸神経是れなり。

○感覺には、普通感覺と特異感覺とあり。普通感覺は痛痒飢渴等の知覚を謂ひ、特異感覺は視、聽、嗅、味、觸の知覚を謂ふ。

○特異感覺は則ち五感にして、五感とは視感、聽感、嗅感、味感、觸感を謂ふ。五感何れを辨識するも脳髓に存るなり。

○視感^{シヤク}は眼官の感覺なり。其の眼は形状球體にて、頭蓋骨の前面なる眼窠の中に位し、眼球は其の質、膜と液とより成る。膜には三層あり。外層を硬膜、角膜と謂ひ、中層を脈絡膜、虹彩、毛狀輪と謂ひ、内層を網膜と謂ふ。膜の中には何れも液類を充滿せり。液にも三種あり。水様液、結晶液、(水晶体とも云ふ)硝子液と謂ふ。

硬膜は其の質堅硬にして色白し。故に或は白膜とも云ふ。

角膜は眼球の前面に位する透明なる部分にして、硬膜よりも稍前面に凸出し、形状は宛も袂時計を表被する硝子板の如し。眼の常に球體を存して失はざるは。此の兩膜は眼球を包みて専ら支柱と爲るに依るなり。

脈絡膜は黒色の膜にして數多の血脈此處に循行し、眼球の營養を爲すものあり。

虹彩は身体中更に比類なき繊微の肉より成り、角膜の稍後邊に位す。此の中心には一の孔あり。之れを瞳孔と謂ふ。此の孔は眼中に射入する光線の多寡強弱に従ひて伸縮開閉を爲すものなり。又此の瞳孔の近圍より虹彩の外圍までの間に數梅の細線ありて。其の色は虹彩よりも淡し。之れを毛狀輪と謂ふ。

網膜は眼底の内層に占居し、眼中至要の膜質にして、視神経は其の末梢を延展す。故に眼底に射入する光線の刺戟を受け、神経は之れに感じて脳髓に傳奏し、之れにて視覺を起さしむるなり。

水様液は稀薄なる液にして、角膜と水晶体との間に在り。

水晶体は中に結晶液を含む。囊体にして楕圓扁平状なり。故に聯斯を名づく。水様液の後邊に位す。

硝子液は濃原の透明液にして、水晶体及び毛狀輪の後邊より網膜の間に充滿し、眼球内部凡そ三分の二以上を占むるものなり。

水晶体は光線の屈折に於て最も缺くべからざるものなり。若し此の体に些少の混濁あるか或は囊状の外膜構造に變状あるときは勿論光線射入を遮り、網膜に達せざらしめ、必ず盲するに至る。

視神経は腦髓に起りて眼球の後部に入り、網膜に分布し、其の一分は延いて脈絡膜の内面に至る。總て眼に觸るゝ所の萬物は、斯く視神経の眼底に播布する所に於て光線の屈折作用に困り、始めて其の形像を畫くものなり。

眉毛及び眼瞼は射入の光線を遮り、其の過劇を減じ、且つ塵埃其の他汗等の眼内に入るを防ぐなり。

睫毛は常に眼瞼に存生し、眼を閉づれば上下互ひに相交はり、外物の眼に入るを防ぎ、且

つ大に眼色の美を助くるものなり。

眼瞼の内面には赤色の膜あり。之れを結膜と謂ふ。此の膜中に腺ありて常に水液を分泌し以て眼瞼の運轉を滑利ならしむ。

眼球の上部外側に方り一種の攢簇腺あり。之れを涙腺と謂ふ常に涙液を造りて眼球に注ぎ滋潤するなり。

眼球の内側に細孔あり。此の孔を涙孔と名づく。又内眦に二個の細管あり。之れを涙管と謂ふ。塵埃の眼中に入りたる時に、涙液は之れを滋潤して涙孔より涙管に流し、鼻内に流入せしむるものなり。

眼球を運轉せしむるが爲めに六條の筋あり。此の筋の一端は眼窠に附着し、他の一端は眼球に附着し、上下左右に牽引するの用に供す。且つ眼窠内には肥厚の脂肪を敷けるを以て自在に眼球を運轉せしむるも決して摩軋するの患害なきものなり。

○眼の衛生。眼は久しく一物を見通すべからず。見通せば眼は必ず疲勞して視力減衰するに至るべし。さりとして又全く使用せざるも視力の遲鈍を致すものなり。

光線の邊に眼中に射入するを避くべし。早晚眼に害を受くる故なり。物は正しく視るべし。近く視又斜めに視るべからず。習學すれば近視眼、斜視眼になる恐れあればなり。

塵埃、煤烟等の含める不潔の空氣に接すべからず。トラホーム其の他の原因となるべし。

○聽感は耳官の慎覺なり。耳は頭蓋骨の左右兩側に在りて三部分より成る。外耳、中耳、内耳の三部なり。

○外耳は耳郭と耳竅より鼓膜に達する部分を謂ふ。耳郭は軟骨にて構成せしものにて、空氣の顫動を集收する所なり。其の形狀は宛も漏斗の如し。耳竅は其の形宛も喇叭管の如く、耳郭に始まり中耳に境する鼓膜に終るものにして、竅内に小腺あり、黄色の粘液と皮脂とを分泌す。此の液の乾涸せしものは疔腫なり。又竅内には細毛生ず。鼓膜は半透明の薄膜にして且つ彈力を有せり。此の膜は外耳と中耳との分界を爲す所にして、空氣の顫動此處に衝當すれば震動し、直ちに中耳に波傳するものなり。中耳は鼓様の骨腔にして常に空氣を填充す。之れを鼓室と名づく。此處に三個の骨ありて

内耳室竅の門に連接す。此の骨は音響を内耳に傳搬するの作用を爲す。之れを耳小骨と名づく。又、鼓室より咽腔の後部に達する一條の細管あり。此の管は常に空氣を中耳と交通するの用を爲す。此の管は管に空氣を中耳と交通せしむるのみならず、内外の氣壓をして常に平均せしむる用を爲す。

耳内は亦竅内に骨ありて中耳の奥に位し、前庭、蝸牛殼、三半規管の三部より成る。其の構造は頗る紛難を極め、一朝にして了解し難し。内耳は前庭に始まり、蝸牛殼を経て三半規管に通じ、經過中に彎曲交通したる竅甚だ多し。故に迷路と名づく。

○耳の衛生。金屬器にて耳垢を除去すべからず。微温湯を注ぎ、頭を傾けて流し去り能く拭ふべし。入浴のときは耳の周圍を清むべし。但し水液の耳中に入るを防ぐべし。昆虫の入りたるときは、少量の油を入れて注ぎて殺し、然る後微温湯にて洗ひ出すべし。

○嗅感は鼻官の感覺なり。鼻は硬骨と軟骨を以て構成し、軟骨の縦隔に由り左右の鼻腔に區別す。此の腔の入口を前鼻孔と謂ひ、咽腔と界する所を後鼻孔を謂ふ。鼻腔の内面は赤色の粘膜を被り、前鼻孔に至り、皮膚と接続し、後鼻孔に於ては咽腔の粘膜に連接す。而し

て鼻腔の粘膜には嗅神経の末梢滲透せり。此の嗅神経は脳髓の前下底より起り、少しく前方に進み、稍膨大して一節を爲し、此の節より數十條の支別を出し、更に分れて其條無數と爲り、鼻腔の粘膜に滲透するものにして、最も多きは鼻腔の上部に在り。又此の膜内には一種の腺ありて、常に稀薄なる液汁を分泌し、膜を滋潤して其の鋭敏を保たしむ。

○鼻の衛生。鼻腔を清潔にし、鼻加答兒に罹らぬ様にし、鼻毛は剃らざるをよしとす。

○味感。舌官の感覺なり。舌は筋肉にて構成したるものにして全面に粘膜を被る。此の粘膜には乳嚙体ありて表面に隆起す。此の隆起は全部平等ならず。上面なる舌尖・舌縁・舌根の三所には其の數最も多し。

○味神経は其の末梢の乳嚙体中に布蔓するを以て、上面に於て舌尖、舌縁、舌根は味感の最も鋭敏なる部分なり。此の三所は嗜好品の異なるに隨ひ感ずる所も亦異なり。流動質舌面を過るときは、乳嚙体隆起膨脹し、忽ち其の味を神経に傳へて知覺するなり。

○舌の衛生。平常銘酒或は喫烟の度を過すべからず。過度なれば舌官を害し、味神経の感覺を鈍くし、其の極は天然の食味を辨識すること能はざるに至る。熱物を食するも同じく味

感を鈍麻する故、見れ亦避くべし。

○觸感。皮官の感覺なり。此の觸神経には他に部位神経、壓神経、温神経ありて凡て四種なり。

觸神経は外物の大小、形狀等を感知するものなり。

部位神経は外物接觸の部位、即ち面側、本末、單複、雙隻等を知覺するものなり。

壓神経は外物壓力の強弱、鋭鈍・硬軟・粗密等を知覺するものなり。

温神経は外物の寒熱、冷暖等を知覺するものなり。

簡易療法

(食傷) 飲食を慎まず暴飲暴食し、悪酒を過し、腐敗物を食し、未熟の果物を食り、其の他魚肉の中毒、菌類の中毒などより發するものなり。之れを療するには、先づ差當りて腹中の食物を吐出すが最も治すること速し。吐出を催すには南天の葉か、又は小枝を細かく刻み煎じて服むべし。されど度を吐きては害ある故、一回に限るべし。

○第二編 簡易療法